

山口大学大学院東アジア研究科
博士論文

中国における個人の尊厳と公共性との協調
—個人情報保護視点から—

2020年3月

周小稚

目次

序章	6
1 研究の背景	6
2 先行研究.....	9
(1) 刑法分野.....	13
(2) 民法分野.....	14
(3) 行政法分野	17
3 研究目的.....	19
第一章 個人情報における個人の尊厳と公共性との衝突	22
第一節 個人情報と個人情報保護とは何か	22
1 個人情報の権利の誕生.....	22
2 諸国の実定法上の用語と概念.....	24
(1) 諸外国の考察	24
(2) 中国の考察	26
第二節 個人情報と個人の尊厳並びに公共性との関係	29
1 個人情報と個人の尊厳.....	29
2 個人情報と公共性	30
第三節 個人情報における個人の尊厳と公共性との衝突	30
第四節 個人の尊厳と公共性との衝突を協調するツール：個人情報保護法	35
小括.....	38
第二章 中国の個人情報保護の再考	40
第一節 中国の個人情報保護法制の現状	40
1 中国の法源.....	40
2 中国個人情報保護法体系	41
3 中国の個人情報保護立法の内容	43
(1) 中華人民共和国改正刑法（七）	43
(2) 中華人民共和国改正刑法（九）	44

(3) 中華人民共和國民法總則	45
(4) 中華人民共和國住民身分証法	46
(5) 中華人民共和國護照法	47
(6) 中華人民共和國社會保險法	48
(7) 中華人民共和國住民身分証法（改正）	48
(8) 中華人民共和國出境入境管理法	49
(9) 中華人民共和國消費者權益保護法	50
(10) 中華人民共和國サイバーセキュリティ法	51
4 行政法規における個人情報保護の現状	55
5 中国法曹界の議論	57
第二節 法律適用の例	62
1 「徐玉玉案」	62
2 「滴滴出行案」	63
第三節 問題点	65
小括	66
第三章 中国の個人情報保護法制をめぐる理論の現状	68
第一節 王利明説	68
(1) 2012 年以前	70
(2) 2012 年以後	71
第二節 劉徳良説	79
第三節 張新宝説	94
1 「二方の強化、三方の協調」	94
(1) 「二方の強化」	95
(2) 「三方の協調」	96
2 「一般的無償＋一部の有償」	99
(1) 無償と有償との概念	99
(2) インターネットサービスの現状：「一般的無償」	99
(3) 「一般的無償」の不備と「一般的無償＋一部の有償」の整備	100

(4) 理論の適用範囲.....	104
第四節 周漢華説.....	105
小括.....	117
終章.....	118
1 個人情報保護法制の体系の選択.....	121
2 個人情報の範囲の明確化.....	124
3 匿名化加工の再識別.....	126
4 個人情報の分類の意味.....	127
5 国の立法と業界の自主規制との相互依存.....	130
参考文献.....	136
謝辞.....	142

序章

1 研究の背景

電子計算機の利用の拡大と通信技術の発展及びそれらを有機的に結合したネットワークの構築によってもたらされている情報化の進展は、産業や企業の情報化から、行政や社会の情報化、さらには生活の情報化へとその分野を拡大しつつある¹。このようなことは、産業や経済の合理化、活用化、社会公共サービスの質的向上、国民生活の便利さ、豊かさなどの望ましい側面をもたらす。それらは情報化社会の「光」と言われている。しかしながら、情報化の進展は「光」だけではなく、「影」をももたらす。「影」は情報化の進展がもたらす反対の望ましくない面である。とくに、法制度や環境の整備が追い付かない場合は、この「影」は情報通信技術の進歩により拡大する。情報化社会の「影」には、次のような3種類がある。

第1に、情報化は特定の個人の識別と個人の内面の推測を容易に行うことを可能にする。簡単に言えば、情報化社会では誰でも多かれ少なかれ、他人の個人情報と組み合わせることによって特定の個人を識別でき、他人の生活関係を知って、他人の内面を推測できる。例えば、amazon.comで書籍を購入したとする²。すると、数週間後、「もうお読みになりましたか。お買い求めの書籍に関連の書籍には、他に次のようなものがあります」というメールが届く。中国のtaobao.comやdangdang.comなどのインターネット販売サイトも同様である。これらのサイトはしばしば注文履歴や検索履歴によって、プッシュ通知でユーザーに商品を推薦する。この例は購入履歴の蓄積と、その統計分析という個人情報の取扱なしには実現不可能であり、結果として、事業者の手許には膨大な個人情報が、それも思想・信条や趣味・趣向といった人間の内面を容易に推測できる機微性を持つ情報が蓄積されることになる³。

さらに、現在、中国には人気の交通サービス「滴滴出行」がある。「滴滴出行」は配車アプリの名前である。このサービスはタクシーのように乗客を運送するものである。一般的に、タクシーを利用する場合、乗客はとりあえずタクシーに乗って、その後目的地を運

¹総務庁行政管理局行政情報システム参事官室『逐条解説個人情報保護法』（第一法規、1989年）p.4。

²立山紘毅「個人情報保護法とネットワーク・学術研究：利用と保護のはざままで」、『個人情報保護法と人権：プライバシーと表現の自由をどう守るか』（明石書店、2002年）p.38。

³前掲注2。

転手に口頭で知らせる。しかし、「滴滴出行」の利用方法は違う。乗客は必ずアプリで配車を依頼する。乗客は「滴滴出行」を使う時にアプリで出発地と目的地を入力する必要がある。「滴滴出行」は乗客が入力した出発地と目的地とを保存する。数月間後、「滴滴出行」でこれらの出発地と目的地はまとめられて、個人の生活関係が再構築される。極端な場合には、こういうことを通じて、個人の生活がすべて監視される可能性がある。

第2に、個人情報の漏洩事件が多発する。情報化社会では「個人情報」という無形の存在が「商品」の性格を強く帯びる。いいかえれば、個人情報が金銭的な価値を有するのである。そのうえ、大量生産・大量販売にかわるマーケティングの手法として、B to C (Business to Consumer)、すなわち、ビジネスの側が消費者個人を把握し、消費者のニーズにマッチした営業戦略を立て、それを実現する手法として個人情報に対する分析が一般化した。そのために、ビジネスの側は個人情報を獲得すべくさまざまな手法を展開する⁴。

この手法は合法的な収集だけでなく、違法な手法も含んでおり、情報主体が知らない内に、ビジネスは技術的手段を通じて個人情報を収集し、また他人から個人情報を買う。つまり、逆から言えば、個人情報の漏洩である。情報化の進展により、個人情報の漏洩事件は多発していく。

2017年、国双データセンターは中国の裁判文書ウェブページで公開した案例を収集・分析し、「侵犯公民個人情報類刑事案件——大数拋分析報告書(2013—2016) (公民の個人情報を侵害した刑事事件——ビッグデータの分析による報告書)」⁵を公表した。この報告書によると、2013年から2016年までの間、個人情報が侵害された刑事事件の数が増加している。とりわけ、2014年と2016年は400件を超えている(詳細は図1を参照されたい)。事件が起こった日と判決書を公開した日との間にはタイムラグがあるため、2016年には437件を超えたのが確実である。これは公開された事例だけである。

一方、中華人民共和国公安部の公告によると、公安機関が2016年に全国で解決した個人情報侵害事件は約1,800件であり、個人情報は約300億件である⁶。2017年12月20

⁴立山紘毅「個人情報保護法とネットワーク・学術研究：利用と保護のはざままで」、『個人情報保護法と人権：プライバシーと表現の自由をどう守るか』(明石書店、2002年) p.38。

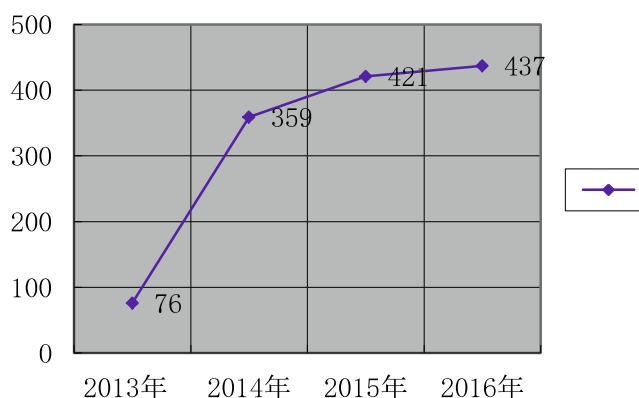
⁵この報告書の事例は2013年1月1日から2016年12月31日までの中国裁判文書ウェブページで公開された個人情報を侵害した事件であり、合計すると1,293件である。

⁶中華人民共和国公安部のウェブページ

<http://www.mps.gov.cn/n2253534/n2253535/n2253537/c5578413/content.html> 取得年月日：2019年1月5日。

日時点で、解決した件数は 4,911 件である⁷。これらの数字を見れば、近年個人情報の漏洩事件が多発していることは明白である。

図 1 侵犯公民個人情報類刑事案件——ビッグデータ分析報告書（2013—2016）



出典：「侵犯公民個人情報類刑事案件——ビッグデータ分析報告書（2013—2016）」

第 3 に、前述した現状からみると、多くの人は個人情報安全ではないと思っており、個人情報の漏洩によって自己の利益が侵害されることを恐れている。『上海法治報』が 2014 年 1 月 13 日に『公民個人情報の刑罰的保護に関する調査報告書』⁸を掲載した。この報告書は 2013 年 4 月 17 日と同年 4 月 18 日に上海市民と華東政法大学法学部の学生らに対して「公民個人情報安全」についてインタビューしたものを分析したものである。この報告書によると、ほぼ全ての被調査者は個人情報安全だと思っていない。また、個人情報漏れた経験の有無については、「たまに漏れる」が 72%、「頻繁に漏れる」が 18%で、両者を合わせると「漏れる」が 90%に達している。

さらにもう 1 つの報告書がある。それは、中国互連網協会が公表した「中国網民權益保護調査報告 2016」である。この報告書によると、個人情報の漏洩が深刻であると思うインターネットのユーザーは 54%を占め、とても深刻化であると思うユーザーも 21%である。そして、84%のインターネットユーザーには個人情報漏洩して自己の利益が侵害された体験がある。

これらの例からみると、現在、情報化社会の「影」は情報通信技術の進歩により拡大し

⁷ 「去年公安機關偵破侵犯公民個人信息案件 4900 余起」、『法制日報』第 3 版、2018 年 1 月 10 日。

⁸ 「公民個人信息刑罰保護情況的調研報告——上海公交專用道運行現狀調查報告」、『上海法治報』第 A07 版、2014 年 1 月 13 日。

つつあり、政府は個人情報保護の苦境に立たされている。したがって、いかにして法制度や環境の整備により個人情報を保護するかが大きな課題である。

2 先行研究

中国における個人情報保護の研究は最初にプライバシー権から始まった。すなわち、1985年の陳嘯平の「論公民隱私權的法律保護（公民のプライバシー権に関する法律的な保護）」⁹である。陳嘯平はプライバシーとは個人の身体と私生活の秘密であるととらえている。この論文で陳嘯平は1980年代に諸外国が個人情報保護法を相次いで制定した状況に鑑み、プライバシー権は公民の基本的な人権の一部であり、それを保護するためにはプライバシー権を保護すべきであると主張した。当時、中国の法律にはすでにプライバシー権に関する規定があった。たとえば、憲法40条に基づき、国民の通信の自由と秘密は侵されない。刑事訴訟法111条と民事訴訟法103条は、プライバシーに係る事件は公開審理してはならないとなっており、刑法149条は、国民の通信の自由と秘密を侵害した時の罪が規定されていた。しかし、陳嘯平は中国でのプライバシーに関する保護にはいくつかの不備があり、プライバシーを侵害する行為がまだ多く存在している、次のような例を上げている。

- ①国民の私生活に関する日記、手紙、文書が盗み見られ、それが多くの人に知られる。
- ②家庭に関する秘密が話題になる。
- ③病歴、養子縁組に関する情報が漏洩する。
- ④公的機関が収集した国民の情報が漏洩する。

上に述べたように、個人の尊厳を保護するため、陳嘯平はプライバシー権を保護しなければならないと主張する。この論文は中国でプライバシー権を研究対象とした初めてのものである。しかし、当時は国民にプライバシーを保護する意識がなく、この論文は社会の反響を引き起こさなかった。

5年後の1990年、張新宝が発表した「隱私權研究（プライバシー権の研究）」¹⁰はプライバシーの保護を公衆の視野に入れた。この論文はメディアが発達すればするほど、個人は自分だけの環境を保つ必要があると指摘した。このような需要のため、法律専門家や

⁹陳嘯平「論公民隱私權的法律保護」、『法学評論』(5)、1985年、pp.20-22。

¹⁰張新宝「隱私權研究」、『法学研究』(3)、1990年、pp.56-67。

立法者、裁判官はプライバシーを新たな人権として認める必要を感じた。そして、その頃、プライバシーを侵害する事例が多発していた。これらの事情を背景に、張新宝はプライバシー保護を呼びかけたのである。

中国におけるプライバシー権の研究は、1985年の陳嘯平の発表から5年後の1990年の間にやっとスタートした。したがって、この期間に発表された論文は少なく、わずか8篇である。それらは陳嘯平「論公民隱私權的法律保護(公民のプライバシー権の法的保護)」(1985年)、舒揚「美国法律与隱私權(アメリカにおける法律とプライバシー権)」(1987年)、夏平「尊重他人隱私權(他人のプライバシー権への尊重)」(同)、姜亜行「略談对公民隱私權的保護(公民のプライバシー権に対する保護)」(1988年)、楊望「請注意維護個人隱私權(個人のプライバシー権を保護してください)」(同)、商子雍「隱私權和透明度(プライバシー権と透明度)」(1989年)、高伐林「関与青年隱私權的對話(青年のプライバシー権について對話)」(同)、張新宝「隱私權研究(プライバシー権の研究)」(1990年)である。この時期のプライバシーの保護はタイトルからも分かるとおり、主として私的生活が他人に干渉されないことを強調していた。

これらの論文が発表されたことによって、プライバシー権の意識が公衆の間で高まり、1990年代から法曹界でプライバシー権に関する研究が盛んになった。そして、中国で最初のプライバシー権に関する専門書が出版された。すなわち、『隱私權的法律保護(プライバシー権の法的な保護)』である。ここでは、プライバシー権について踏み込んだ研究がなされ、個人情報やプライバシー権から具体化されるようになった。たとえば、1996年に発表された「信息技術的發展与隱私權保護(情報技術的發展とプライバシー権の保護)」¹¹と1997年に発表された「計算機時代的隱私權(計算機時代におけるプライバシー権)」¹²、並びに1998年に発表された「社会信息化与隱私權保護(情報化社会とプライバシー権の保護)」¹³がそれである。

これらの論文は、情報化社会を背景として、情報通信技術の発展によって高速かつ広範囲にメッセージが伝達できることは、プライバシーに関して潜在的な漏洩の脅威があるから、個人情報あるいは個人データの立法化を通じて、プライバシーを保護する必要があると指摘している。この時期のプライバシーは私的生活だけでなく、公的機関が収集した個

¹¹張新宝「信息技術的發展与隱私權保護」、『法制与社会發展』(5)、1996年、pp.16—25。

¹²孫鉄成「計算機時代的隱私權」、『法学』(11)、1997年、pp.25—27。

¹³曹亦萍「社会信息化与隱私權保護」、『政法論壇：中国政法大学学報』(1)、1998年、pp.69—74。

人情報も含んだ。たとえば、「社会信息化与隱私權保護」は、プライバシーは公的機関に収集された個人情報も含むべきであり、そのためには、公的機関に対しては個人情報の収集について一定の制限が必要であると主張した¹⁴。

また、「基因技術与隱私權的保護（遺伝子技術とプライバシー権の保護）」¹⁵は、民法の視点から遺伝子情報（個人情報）保護の具体的な措置を提唱している。この論文は国際連合教育科学文化機関の遺伝子情報に関する国際宣言とヨーロッパの個人情報保護の基本原則を参考にし、民法分野は遺伝子情報の保護をプライバシー権制度に追加すべきであると主張した。具体的には、この論文は民法が遺伝情報について以下の 2 つことを規定すべきであると要求している。

ア 情報主体（個人）の知る権利：まず、遺伝子検査の場合、検査する方は情報主体に必ずありのままに遺伝子情報を告知すべきである。また、公的機関や民間部門などは、遺伝子を利用したい場合、必ず情報主体に告知し、情報主体の同意を得るべきである。

イ 保有者（遺伝子情報を保有する公的機関や民間部門など）の守秘の義務：遺伝子情報を解析することを通じて、その時点である病気や生まれつきかかりやすい病気、体質など身体の情報を知ることができる。これらの情報は、情報主体にとって、機微性を持つ情報であり、他人に知られたくない情報である。したがって、情報主体を尊重するため、遺伝子情報の保有者はこの秘密を守らなければならない。

前述したように、1990 年代以前、学者たちはプライバシーの保護に研究の焦点を置いたために、その時期の論文はすべてプライバシー権を研究対象としていた。1990 年代後期、個人情報という言葉がプライバシー権の保護に関する論文に現われた。しかしながら、個人情報を研究対象とする論文は 2000 年代以降になってやっと発表されるようになった。

中国の知網データベース（CNKI¹⁶）により、プライバシー権に関する以下の情報を得た。中国の法曹界において個人情報を研究の対象として公刊された初めての論文は 2001 年の「加拿大「隱私權法」与個人信息的保護（カナダにおけるプライバシー法と個人情報の保護）」¹⁷である。この論文は初めて個人情報の定義を明確に説明している。すなわち、

¹⁴曹亦萍「社会信息化与隱私權保護」、『政法論壇：中国政法大学学报』(1)、1998 年、p.72。

¹⁵劉大洪「基因技術与隱私權的保護」、『中国法学』(6)、2002 年、pp.74-81。

¹⁶知網は中国知識基礎設施（Chinese National Knowledge Infrastructure、CNKI）であり、1999 年 6 月に進化清華大学と清華同方によって知識の普及・シェアを目的として構築された。CNKI は日本の Cinii に相当する。

¹⁷周健「加拿大「隱私權法」与個人信息的保護」、『法律文献信息与研究』(1)、2001 年、pp.1-3。

個人情報とはいかなる形態で記録しても、特定個人を識別できる情報であり、民族、人種、性別、年齢、指紋、身分証番号、医療記録、犯罪歴、住所等を含んでいる。

そして、初めての修士論文は2003年の『論ネットワーク中個人情報の保護——以情報隱私權為基礎（ネットワークにおける個人情報の保護——プライバシー権を基礎として）』¹⁸で、初めての博士論文は2007年の『個人情報の民法保護研究（個人情報に関する民法的保護）』¹⁹で、初めての法学専門家の法律提案は2005年の「中華人民共和国個人情報保護法示範法草案学者建議稿（中華人民共和国の個人情報保護法に関する学者の提案文）」²⁰である。

一方、政府が初めて法学の専門家に委託して「個人情報保護法」大綱を制定したのは2003年で、国务院情報化工作弁公室（現・中華人民共和国工業情報化部）が周漢華をリーダーとするグループに委託した。このグループが研究した成果は、2006年に3回に分けて出版された。すなわち、『中華人民共和国個人情報保護法（專家建議稿）及立法研究報告（中華人民共和国個人情報保護法について専門家の提案と研究の報告）』²¹と『個人情報保護前沿問題研究（個人情報保護の最新の研究）』²²、並びに『域外個人情報数拠保護法滙編（諸外国の個人情報保護法の編集）』²³である。

次に、知網データベースによる、2001年以降2018年9月までの個人情報について公表された論文数を以下の表1に示す。

表1 個人情報に関する研究文献（単位：本）

出版年	論文数	出版年	論文数	出版年	論文数
2001	3	2007	52	2013	224
2002	6	2008	54	2014	237
2003	7	2009	107	2015	242
2004	6	2010	152	2016	282
2005	23	2011	127	2017	292
2006	31	2012	137	2018	278

¹⁸黄鶯『論ネットワーク中個人情報の保護——以情報隱私權為基礎』、華東政法大學修士學位論文、2003年。

¹⁹洪海林『個人情報の民法保護研究』、西南政法大學博士學位論文、2007年。

²⁰齊愛民「中華人民共和国個人情報保護法示範法草案学者建議稿」、『河北法学』(6)、2006年、pp.2-5。

²¹周漢華『中華人民共和国個人情報保護法（專家建議稿）及立法研究報告』、中国・法律出版社、2006年。

²²周漢華『個人情報保護前沿問題研究』、中国・法律出版社、2006年。

²³周漢華『域外個人情報数拠保護法滙編』、中国・法律出版社、2006年。

出典：中国の CNKI で、「跨庫選択」＝「期刊、修博」、「篇名」＝「個人情報保護、政府、行政領域」を選択して得られた論文の数（取得年月日：2018年10月9日）により、筆者作成。

表1を見ると、2001年以降、毎年公表された個人情報に関する論文の数は増加の一途をたどっている。このように個人情報保護はますます研究の焦点になっている。これには2つの影響が考えられる。

第1に、前述したように、2003年に国务院信息化工作办公室が周漢華をリーダーとするグループに委託し、「個人情報保護法」大綱を計画した。これは制定に至らなかったが、中国で政府が初めて専門家に委託し、「個人情報保護法」の大綱を制定しようとしたことから、中国の個人情報保護研究に影響を及ぼした。そのため、2003年は中国における個人情報保護の研究の元年と見なされている。

第2に、2009年に可決された「中華人民共和国改正刑法（七）」（以下「改正刑法（七）」）が253条の1（「非法獲取個人信息罪（国民の個人情報を不法に取得する罪）」と「出売、非法提供公民個人信息罪（国民の個人情報を販売し、不法に提供する罪）」）を追加したことである。この改正案で初めて個人情報侵害罪が設けられた。これを契機に法曹界が個人情報保護の研究を加速することになった。法曹界では憲法、民法、刑法、行政法という法分野から個人情報保護が研究されている。

以下に刑法、民法、行政法分野の研究の現状を詳しく説明する。

(1) 刑法分野

2009年から個人情報が刑法の保護の範囲に組み入れられた。そのため、刑法分野における個人情報研究の焦点は個人情報に関する条文の解説である。たとえば、2009年に「改正刑法（七）」が公布され、刑法の分野は研究の焦点が追加された個人情報の条文の適用対象になった。すなわち、「公民個人信息刑法保護疑難問題研究（刑法分野での個人情報保護の難問）」（2009年）²⁴、「個人信息安全的思考——解讀中華人民共和国刑法的修正案七（個人情報保護の再考——「中華人民共和国改正刑法（七）」の解讀）」（2010年）²⁵、「対『刑法修正案七』泄露公民個人信息罪的幾点思考（「改正刑法（七）」の個

²⁴孟伝香「公民個人信息刑法保護疑難問題研究」、『法制与經濟（中旬刊）』（12）、2009年、pp.11-30。

²⁵吳俊玲「個人信息安全的思考——解讀中華人民共和国刑法的修正案七」、『湘潮（下半月）』（12）、2010年、p.24。

人情報漏洩罪に対する再考)」（同）²⁶、「非法提供与獲取公民個人信息行為的刑法規制——「刑法修正案（七）第 7 条之解讀」（非合法的行為で公民の個人情報を提供・収集する場合の刑法的規定——「改正刑法（七）」7 条の解讀）」（同）²⁷、「論対個人信息的刑法保護之完善——以刑法修正案（七）第七條為分析視角（個人情報について刑法の整備——「改正刑法（七）」7 条の視点から）」（2011 年）²⁸などである。

また、2015 年に「改正刑法（九）」が可決された後、刑法の分野では研究の焦点が改正された個人情報の条文についての解説と活用に移った。「侵犯公民個人信息犯罪「情節嚴重」認定研究（公民の個人情報侵害罪の「情況が重い」の判断）」（2016 年）²⁹、「論侵犯公民個人信息犯罪的司法適用（公民の個人情報侵害罪の司法の適用）」（同）³⁰、「侵犯公民個人信息罪情節嚴重的界定（公民の個人情報侵害罪の「情況が重い」の判断）」（2017 年）³¹、「侵犯公民個人信息罪司法適用探微（公民の個人情報侵害罪の司法適用）」（同）³²、「侵犯公民個人信息罪中“違反国家有關規定”的限縮解讀（公民の個人情報侵害罪の「国の規定の違反」の縮小解讀）」（同）³³、「侵犯公民個人信息罪的司法認定（公民個人情報侵害罪の司法認定）」（同）³⁴、「侵犯公民個人信息罪中的信息數量及認定規則（公民の個人情報侵害罪に関する情報の數量と認定の基準）」（2018 年）³⁵、「侵犯公民個人信息罪「情節嚴重」的法理重述（公民の個人情報侵害罪の「情況が重い」的法理の再考）」（同）³⁶である。

(2) 民法分野

発表された論文の内容を見ると、民法分野の研究は 2 つの段階に分けられる。すなわ

²⁶崔文晶「对『刑法修正案七』泄露公民個人信息罪的几点思考」、《山西煤炭管理干部学院学报》(3)、2010 年、pp.209-210。

²⁷慈健「非法提供与獲取公民個人信息行為的刑法規制——「刑法修正案（七）第 7 条之解讀」」、《西南科技大学学报：哲学社会科学版》(1)、2010 年、pp.12-17。

²⁸馬瑞麗「論対個人信息的刑法保護之完善——以刑法修正案（七）第七條為分析視角」、《赤峰学院学报：科学教育版》(11)、2011 年、pp.59-61。

²⁹廖宇羿「侵犯公民個人信息犯罪「情節嚴重」認定研究」、《法律適用》(2)、2016 年、pp.111-116。

³⁰昂思夢「論侵犯公民個人信息犯罪的司法適用」、《黑龍江省政法管理干部学院学报》(2)、2016 年、pp.31-33。

³¹塗俊峰・李磊「侵犯公民個人信息罪情節嚴重的界定」、《人民司法（案例）》(11)、2017 年、pp.56-59。

³²喻海松「侵犯公民個人信息罪司法適用探微」、《中国应用法学》(4)、2017 年、pp.173-183。

³³胡江「侵犯公民個人信息罪中“違反国家有關規定”的限縮解讀」、《政治与法律》(11)、2017 年、pp.34-42。

³⁴馬勝華・張慧雲・徐冉「侵犯公民個人信息罪的司法認定」、《人民檢察》(14)、2017 年、pp.77-78。

³⁵張勇・江典立「侵犯公民個人信息罪中的信息數量及認定規則」、《上海政法学院学报》(1)、2018 年、pp.21-28。

³⁶石聚航「侵犯公民個人信息罪“情節嚴重”的法理重述」、《法学研究》(2)、2018 年、pp.62-75。

ち「中華人民共和國民法總則」（以下「民法總則」）可決の前後である。

「民法總則」が可決される前、中国の民法には個人情報の保護がなかったため、民法分野の学者たちは、個人情報の保護を民法上の保護の範囲に組み入れるよう呼びかけた。そのため、この時期の論文は主に個人情報の属性を議論している。具体的に、個人情報の属性について、学者たちの主張は4つある。

①プライバシー権説（隱私權説）

プライバシー権説は個人情報をプライバシーと同じであるとして、プライバシーに対する保護は個人情報に対する保護に相当すると主張する。代表的な論文は「資訊隱私權法理探討——以美国法為中心（プライバシー権に関する法理の討論——アメリカの法を中心として）」（2002年）³⁷、「個人信息保護的基礎性問題研究（個人情報保護に関する基本的な問題の研究）」（2005年）³⁸である。

②財産権説

財産権説は通信技術の発展によって個人情報が金銭的性格を強く帯びるため、個人情報は財産の属性を持つという観点を主張する。代表的な研究は『財産権構架的基本分析（財産権の構造について基本的な分析）』（2002年）³⁹と『論個人信息的財産権保護（個人情報における財産権の保護）』（2008年）⁴⁰である。

③人格権説

人格権説は、個人が自己の情報の保護を要求することが人格的利益の保護であり、個人が自己の情報を保護する権利は人格権に属すると主張する。代表的な論文は「論個人信息權在人格權法中的地位（人格権の中における個人情報権の地位）」（2012年）⁴¹、「個人信息的一般人格性（個人情報の一般的な人格の属性）」（2013年）⁴²、「論個人信息權的法律保護——以個人信息權与隱私權的界分為中心（個人情報の法的保護——個人情報権とプライバシー権との区別を中心として）」（同）⁴³、「從隱私

³⁷陳起行「資訊隱私權法理探討——以美国法為中心」、『国立中正大学法学集刊』(14)、2000年、pp. 297—341。

³⁸梅紹祖「個人信息保護的基礎性問題研究」、『蘇州大学学报』(2)、2005年、pp.25—29。

³⁹梅夏英『財産権構架的基本分析』、中国・人民法院出版社、2002年。

⁴⁰劉徳良『論個人信息的財産権保護』、中国・人民法院出版社、2008年。

⁴¹王利明「論個人信息權在人格權法中的地位」、『蘇州大学学报：哲学社会科学版』(6)、2012年、pp.68—75。

⁴²劉静「個人信息的一般人格性」、『阜陽師範学院学报：社会科学版』(3)、2013年、pp.120—122。

⁴³王利明「論個人信息權的法律保護——以個人信息權与隱私權的界分為中心」、『現代法学』(4)、2013年、pp.62—72。

到個人信息：利益再衡量的理論与制度安排（プライバシーから個人情報に至る：利益を再考慮する理論と制度の構築）」（2015年）⁴⁴である。

また、『人格和人格権理論講稿（人格と人格権との理論的な講義）』（2009年）⁴⁵、『人格権法（第二版）（人格権法（第二版））』（2016年）⁴⁶なども代表的な著書として挙げることができる。

④財産権と人格権説（財産権兼人格権説）

この学説は個人情報保護には2つの属性、すなわち、財産権と人格権があるとす。人格権は個人情報保護の本質的な属性であり、財産権はその外在的な属性である。代表的な著書は『民法総則（増訂版）』（2001年）⁴⁷であり、代表的な論文には「論個人情報権的法律保護——以個人情報権与隱私權的分界為中心（個人情報権の保護——個人情報権とプライバシー権との区別を中心として）」（2013年）⁴⁸、『個人信息的私法保護研究（私法における個人情報の保護）』（同）⁴⁹、「価値維度中的個人情報権属模式考察——以利益属性分析切入（価値の次元における個人情報権の属性の考察——利益属性の分析の視点から）」（2016年）⁵⁰などである。

2017年に第12回全国人民代表大会第五回議会で可決された「民法総則」は、その111条で個人情報の保護を初めて規定し、そのために、民法分野では研究の焦点が「民法総則」の111条の適用問題になっている。たとえば、「「民法総則」語境下我国個人情報権的私権属性与立法完善（「民法総則」におけるわが国の個人情報権の私権属性と立法の整備）」（2018年）⁵¹、「論個人信息的合法収集——「民法総則」第111条的規則展開（個人情報の合法的収集——「民法総則」111条の規則の展開）」（同）⁵²、「「民法総則」背景下個人情報保護探究（「民法総則」の中の個人情報保護）」（同）⁵³、「論我国的個人信

⁴⁴張新宝「從隱私到個人信息：利益再衡量的理論与制度安排」、『中国法学』(3)、2015年、pp.38-59。

⁴⁵馬俊駒『人格和人格権理論講稿』、中国・法律出版社、2009年。

⁴⁶王利明『人格権法（第二版）』、中国・中国人民大学出版社、2016年。

⁴⁷王澤鑒『民法総則（増訂版）』、中国・中国政法大学出版社、2001年。

⁴⁸王利明「論個人情報権的法律保護——以個人情報権与隱私權的分界為中心」、『現代法学』(4)、2013年、pp.62-72。

⁴⁹楊咏婕『個人信息的私法保護研究』、吉林大学博士学位論文、2013年。

⁵⁰楊惟欽「価値維度中的個人情報権属模式考察——以利益属性分析切入」、『法学評論』(4)、2016年、pp.66-75。

⁵¹高凌晞「「民法総則」語境下我国個人情報権的私権属性与立法完善」、『天津商業大学学报』(5)、2018年、pp.68-73。

⁵²杜換涛「論個人信息的合法収集——「民法総則」第111条的規則展開」、『河北法学』(10)、2018年、pp.34-44。

⁵³韓梅清「「民法総則」背景下個人情報保護探究」、『法制博覽』(25)、2018年、p.219。

息保護制度一以「民法総則」的頒布為背景（わが国の個人情報保護制度——「民法総則」の公布を背景として）」（同）⁵⁴などである。

(3) 行政法分野

行政法分野では、2006年に個人情報保護についての論文が初めて発表された。それは、修士論文の『公共行政領域的個人情報保護研究（公共行政領域における個人情報保護）』⁵⁵である。同論文は個人情報保護に対する最大の脅威は公的機関の保有する個人情報であるから、行政領域や公的領域における個人情報の保護が重視されるべきであると指摘した。

次に、2008年に発表された「政府对公共行政領域個人情報保護分析（政府による公共行政領域の個人情報保護に対する分析）」⁵⁶は、公共行政領域の個人情報保護の重要性を、次のように述べている。公的機関は国民に直接連絡せず個人情報を取り扱う場合が多い。このような場合、たとえ公的機関により国民の権利や利益が侵害されたとしても、国民はつねにその侵害された事実さえも分からないため、公的機関に侵害賠償責任を問うことができない。この点でからみると、行政領域における個人情報の保護に対する研究もまた必要である。

前述のように、行政法分野の個人情報保護の研究は2006年に始まったが、刑法、民法よりも発表された論文の数は少ない。知網データベースの事例を紹介する。知網データベースで調べると、個人情報保護に関する論文の中では、刑法、民法などの分野が多くを占め、行政法の分野はごくわずかである（行政法分野の個人情報に関する論文の数を表2に示す）。

表1 個人情報に関する論文の数（単位：本）

発表年	修士論文	博士論文	雑誌論文	前の3項の和	論文総数	前の3項の和／論文総数
2001年	—	—	—	—	3	—
2002年	—	—	—	—	6	—
2003年	—	—	—	—	7	—
2004年	—	—	—	—	6	—
2005年	—	—	—	—	23	—

⁵⁴楊志俊「論我国的個人情報保護制度——以「民法総則」的頒布為背景」、『安徽電信情報職業技術學院學報』(4)、2018年、pp.100—104。

⁵⁵徐超華『公共行政領域的個人情報保護研究』、中国政法大学修士論文、2006年。

⁵⁶徐超華「政府对公共行政領域個人情報保護分析」、『四川大學學報：哲學社會科學版』(4)、2008年、pp.121—126。

2006年	1	0	0	1	31	3.2%
2007年	0	0	4	4	52	7.7%
2008年	1	0	8	9	54	16.7%
2009年	2	0	4	6	107	5.6%
2010年	7	0	4	11	152	7.2%
2011年	8	0	3	11	127	8.7%
2012年	1	0	0	1	137	0.7%
2013年	5	0	7	12	224	5.4%
2014年	7	0	1	8	237	3.4%
2015年	4	0	8	12	242	5.0%
2016年	10	0	2	12	282	4.3%
2017年	3	0	6	9	292	3.1%
2018年	5	0	4	9	278	3.2%

(修士論文、博士論文、雑誌論文の列は行政法における個人情報保護に関する論文の本数であり、「論文総数」の列は個人情報に関する論文の本数である。)

出典：行政法における個人情報保護に関する論文の量：中国のCNKIで、「跨庫選択」＝「期刊、修博」、「篇名」＝「個人情報保護」を選択して得られた論文の数（取得年月日：2018年9月23日）と個人情報保護に関する論文の量：中国のCNKIで、「跨庫選択」＝「期刊、修博」、「篇名」＝「個人情報保護、政府、行政領域」を選択して得られた論文の数（取得年月日：2018年10月9日）により、筆者作成。

発表された論文をみると、内容的に2つの視点、すなわち、行政公開と行政管理がある。

行政公開の視点からの個人情報保護の研究は主に2015年より前に行われていた。代表的な論文は「政府信息公开下的个人信息保护——公安部身份证查询服务引发的思考（政府の信息公开における個人情報保護——公安部の身分証調査システムに対する思考）」

（2009年）⁵⁷、「试论政府信息公开中个人隐私权的保护（政府の信息公开における個人情報の保護の解説）」（2010年）⁵⁸、「论政府信息公开背景下的个人信息保护（政府の信息公开の背景の中での個人情報保護）」（2013年）⁵⁹、「论政府信息公开中的个人信息保护（政府の信息公开における個人情報の保護）」（2015年）⁶⁰である。

代表的な修士論文は『政府信息公开中的个人信息保护（政府の信息公开における個人情報の保護）』（2009年）⁶¹、『我国政府信息公开活动中的个人信息保护研究（わが国の

⁵⁷馬静「政府信息公开下的个人信息保护——公安部身份证查询服务引发的思考」、『保定学院学报』(6)、2009年、pp.48-50。

⁵⁸崔冬・胡敏「试论政府信息公开中个人隐私权的保护」、『成都行政学院学报』(2)、2010年、pp.50-52。

⁵⁹奚浩鳴「论政府信息公开背景下的个人信息保护」、『湖州师范学院学报』(5)、2013年、pp.102-106。

⁶⁰薛添「论政府信息公开中的个人信息保护」、『法制与社会』(4)、2015年、pp.151-152。

⁶¹温彬彬『政府信息公开中的个人信息保护』、中国政法大学修士学位论文、2009年。

政府の情報公開の活動における個人情報保護の研究)』(2010年)⁶²、『論政府情報公開中の個人情報保護(政府の情報公開における個人情報の保護の研究)』(同)⁶³、『政府情報公開下の個人情報保護(政府の情報公開における個人情報の保護)』(2011年)⁶⁴、『政府情報公開中の個人情報保護研究(政府の情報公開における個人情報の保護研究)』(同)⁶⁵などである。

行政管理の視点からの個人情報保護の研究は、主として個人情報の収集・利用・管理・削除のような取り扱いの過程を議論するものである。これらの論文は常に1995年の「EUデータ保護指令」と2004年の「APEC(アジア太平洋経済協力)プライバシー原則」を参考にし、中国の現状に鑑み、中国の個人情報法の保護すべき事項を議論している。代表的な論文は「論個人信息的行政法保護(行政法における個人情報保護)」(2007年)⁶⁶、「政府对公共行政領域個人情報保護分析(政府による公共行政領域の個人情報に対する分析)」(2008年)⁶⁷、「公共行政領域中の個人情報保護(公共行政領域における個人情報保護)」(2013年)⁶⁸、「大数据時代公共安全領域個人情報保護的政府責任(ビッグデータ時代の公共安全領域の個人情報保護に関する政府責任)」(2017年)⁶⁹などである。

3 研究目的

以上みてきたように、通信技術の発展によって個人情報の問題は深刻化している。したがって、個人情報保護が不可避の問題であり、どのようにして個人情報を保護するかが法曹界の焦点になっている。先行研究からみると、現在、行政法分野における個人情報の研究は少ない。しかし、個人情報保護は非常に複雑かつ広範な問題であり、行政法分野における保護の重要な一環である。

本論文は個人の尊厳と公共性との協調を目的として、行政法分野の個人情報の保護を論ずるものである。具体的には、本研究は、中国における個人の尊厳と公共性との協調につ

⁶²劉洋『我国政府情報公開活動中の個人情報保護研究』、鄭州大学修士学位論文、2010年。

⁶³張宣群『論政府情報公開中の個人情報保護』、華東政法大学修士学位論文、2010年。

⁶⁴王嵐『政府情報公開下の個人情報保護』、黒龍江大学修士学位論文、2011年。

⁶⁵顧宇飛『政府情報公開中の個人情報保護研究』、暨南大学修士学位論文、2011年。

⁶⁶劉巍「論個人信息的行政法保護」、『行政法研究』(2)、2007年、pp.29-34。

⁶⁷徐超華「政府对公共行政領域個人情報保護分析」、『視線大学学报(哲学社会科学版)』(4)、2008年、pp.121-126。

⁶⁸陳曉勤「公共行政領域中の個人情報保護」、『法學雜誌』(10)、2013年、pp.134-140。

⁶⁹王秀哲「大数据時代公共安全領域個人情報保護的政府責任」、『理論探討』(4)、2017年、pp.52-56。

いて、個人情報保護の視点から考察しようとするものである。その時、中国に散在している個人情報保護法制の整理・適用の分析と法曹界の議論を踏まえ、外国の立法経験・研究成果を参考にしつつ、中国の個人情報保護法の制定に向けて問題点を指摘する。

本論文は、序章、第1章、第2章、第3章、そして終章の5章で構成される。

序章では研究の背景や先行研究、研究目的を挙げる。情報化社会の現在、起きている個人情報の漏洩や不正使用などの問題をふまえて、個人情報保護の視点から中国における個人の尊厳と公共性との協調を探ることが本研究の目的である。

第1章は基本的な理論を論ずる。ここでは、本論文の重要な用語として個人情報と個人の尊厳並びに公共性の概念を分析し、それに基づいて、個人情報における個人の尊厳と公共性が衝突しやすい原因を理論的に分析する。

第1節では、個人情報の権利の誕生と諸国の実定法上の用語と概念を整理した。個人情報については、世界には個人情報、プライバシー、個人データの3つの用語があるが、中国では個人情報が使われている。

第2節は、個人情報と個人の尊厳、公共性との関係で、個人情報における個人の尊厳を論ずる。それは自分の情報を、いつ、どこに、誰に公開する決める権利である。他方、個人情報における公共性とは、公的機関が公衆の普遍的利益に関連する公共的事業を行うために、国民の個人情報の収集・利用・管理・削除などを行うことである。

第3節は、個人の尊厳と公共性が衝突することを論ずる。個人情報保護法の発展から見ると、個人情報保護法は個人の尊厳と公共性との衝突を協調させる工具であると筆者は考える。

第2章は「中国における個人情報保護の再考」である。ここでは、中国の個人情報保護法制の現状の紹介と2つの事例の分析とを通じ、中国の個人情報保護の問題点と立法の緊迫性を指摘する。

第1節は中国の現行法と行政法規の整理を通して、中国には一貫した個人情報保護法がなく、個人情報保護に関する規定は他の法律と行政法規に散在していることを明らかにする。

第2節では、個人情報の取り扱いの不備から生じた事件を通して、個人情報における個人の尊厳と公共性との衝突が深刻化していることを示す。そして、中国は一貫した個人情報保護法を制定し、個人の尊厳と公共性を協調する必要があることを指摘することにな

る。

第3章は「中国の個人情報保護法制をめぐる学説の現状」である。ここでは中国の代表的な4人の学者、王利明説、劉徳良説、張新宝説、周漢華説を説明する。

第1節は王利明説で、王利明は個人情報を人格権の範疇に入れることを主張し、人格権法が個人情報保護に関する条文の規定を通じて、個人情報を保護するとしている。

第2節は劉徳良説で、劉徳良は個人情報が人格権属性と財産権属性を有すると主張する。

第3節は張新宝説で、張新宝の提唱する「二方の強化、三方の協調」と「一般的無償＋一部の有償」により、個人情報を分類し、管理できると論ずる。

第4節は周漢華説で、2006年の立法の専門家意見稿と近年の誘因両立性メカニズム理論に基づいて、立法と業界の自律との相互依存で個人情報を保護するとしている。

小括では、4つの学説を比較し、これらの4つの学説が提案した個人の尊厳と公共性とのバランスをまとめることとする。

中国ではまだ個人情報保護法の提案の段階であるが、諸外国は一貫した個人情報保護法をすでに制定し、その実施によって経験を積み上げつつある。したがって、中国人学者たちの提案を踏まえ、諸外国の立法経験の研究成果を参考にし、中国の個人情報保護法制定するに際して、勘案すべきことを終章で以下のように記すことになるだろう。

- ①中国がどのような法制の体系を選択しても、その中で新たな個人情報保護法と現行法との間に齟齬がないようにする。
- ②現在、情報化の進展により、新しい技術や機器が次々と出現している。識別型の個人情報の範囲が広すぎるなどの問題があるが、個人情報とは何かをはっきり定義することは困難ではあるが、その定義は必要不可欠である。
- ③また、匿名加工した情報識別できるようになっているが、現在の状況で匿名加工情報といえども、その意味がなくなることさえある。
- ④現在、一般の個人情報から、機微性を持つ個人を容易に推測できる可能性がある。機微性を持つ個人情報をどのようにして保護するかは難題である。
- ⑤外国の経験から見ると、国の立法と業界の自主規制との相互依存については、個人情報保護法は個人の尊厳と公共性との衝突を有効に協調すべきものである。

第一章 個人情報における個人の尊厳と公共性との衝突

この章では、まず個人情報の権利の誕生や諸国が採用した個人情報の文言を紹介することを通し、個人情報と個人情報保護とは何かを説明する。次に、個人情報における個人の尊厳と公共性とは何か、どのように表現するかを考察する。また、理論と実践から個人情報における個人の尊厳と公共性との衝突があることを論証する。最後に、諸外国の個人情報保護法の立法の背景と発展からみると、個人情報保護法はすでに個人の尊厳と公共性との衝突を協調する工具になっていることを明らかにする。

第一節 個人情報と個人情報保護とは何か

1 個人情報の権利の誕生

個人情報が法律上の権利として、理論的に作り上げられた起源は、19世紀後半に遡る。その時代の米国において、イエロージャーナリズム¹⁾に対抗するために「プライバシー」という用語が生み出された。

当時、映画スターや著名な事業家などの社会的地位の高い人がイエロージャーナリズムの標的²⁾となり、私生活を記事にされ、写真を無断で撮られて掲載されるということが日常的になった。法律家でありながら父親の製紙業を受け継いだ Samuel D. Warren はその被害に遭った者の1人で、自分の私生活を暴露されて悩んでいた。

しかし、その頃は、個人情報権などという法的な権利概念が確立していなかったために、私生活を暴露されることによる被害は、救済を得るのが著しく困難であった。そのため、被害を受けた者はこれに耐えるしかなかった。

そこで、Warren は、これに法的に対抗するために、法律事務所の元同僚の弁護士、Louis D. Brandeis (後の連邦最高裁判所判事) に相談した。そして、1890年に2人は「プライバシーの権利 (The Right to Privacy) 」を共著し、それがハーバード・ロー・レビュー

¹⁾イエロージャーナリズムとは有名人の私生活を暴いた記事を売りにした新聞や雑誌である。

²⁾19世紀後半頃、アメリカでは、他人の私生活上の秘密や性的醜聞などを好んで取り上げて誇大に取り扱うプレスが台頭し、良識ある人々の嚙蹙を買うようになった。このような傾向を持つ新聞類を、イエロージャーナリズム (yellow journalism) と呼ぶ。(石井夏生利『個人情報保護法の理念と現代的課題——プライバシー権の歴史と国際的視点』、2008年、勁草書房、p.26)

に掲載された。

その論文は、政治的・経済的・社会的変化により、個人が人身及び財産について十分に保護されるためには、個人の権利の性質や範囲を改めて定義しなおす必要と新しい諸権利を承認する必要性があるという旨を記している。例えば、生命の権利について、次のように説明している。生命の権利における法的権利の範囲は、物理的侵害による自由から、精神性、感性、知性の保護へと拡大した。今や人生を楽しむ権利 (the right to enjoy life) をも含んでいる。人生を楽しむ権利とは、ひとりにしておかれる権利 (the right to be let alone) を意味すると指摘している。続いて、非常に多くの文献を引用し、プライバシーの権利は、「1人で居させてもらう権利」 (the right to be let alone) と定義づけ、みだりに私生活上の事実を暴露されない法的権利であると提唱した³。

その後、他の法学者らも基本的にはこの 2 人の意見に同意し、さらにプライバシーについて分析し、進化した理論を展開した。したがって、この共著論文は、プライバシー権の礎を築くものであるとみなされている。

また、1960 年になると William L. Prosser による『プライバシーの侵害』が公刊され、世界の賛同を得た。Prosser はアメリカの巡回裁判所の 300 判例に基づきプライバシーの侵害行為を以下の 4 つの類型に分類した⁴。

- ①個人生活への侵入
- ②氏名や肖像などの盗用
- ③私的事実の公開
- ④公衆の誤認を招く公表

この分類は 1965 年にアメリカの「不法行為法 (Restatement of the Law (2d) of Torts)」に採用された。その時から、プライバシーは具体的な権利概念として確定した。

以上のように、個人情報の権利の誕生地はアメリカである。しかし、世界で最初に個人情報保護に関する体系的制度を確立したのは、アメリカではなく、旧西ドイツのヘッセン州で、1970 年にデータ保護法を制定した。国レベルでは、1973 年にスウェーデンがデータ保護法を制定したことに始まり、1974 年にアメリカでプライバシー法が、1977 年に旧

³ 「プライバシーの権利 (The Right to Privacy)」は石井夏生利の『個人情報保護法の理念と現代的課題——プライバシー権の歴史と国際的視点』の翻訳 (p.28) を参照した。

⁴ (アメリカ人) Jonathan Rosenoer (著)、張阜彤 (訳) 『ネットワーク法——關於因特網的法律』、中国・中国政法大学出版社、2003 年、p.188。

西ドイツでデータ保護法が、1978年にはフランス、オーストリア、デンマーク、ノルウェーで、1979年にはルクセンブルクで相次いでデータ保護法が制定されている⁵。

2 諸国の実定法上の用語と概念

(1) 諸外国の考察

前に挙げた諸外国の法律から、個人情報という文言自体はすべての国で広く受け入れられているわけではないことが分かる。諸外国の実定法上の用例からみると、その用語はおもに3つ文言がある。すなわち、「データ」、「プライバシー」、「個人情報」である。

スウェーデン、ドイツ、イギリス、フランス、オーストリアなどの国がよく「データ」を採用しており、アメリカ、オーストラリア、ベルギーは「プライバシー」を用いており、日本や韓国やメキシコは「個人情報」を使っている⁶。

諸外国の実定法上の用語と同じように、その概念も統一的な内包ではないが、主に3つの捉え方が存在している。それは関連型、プライバシー型、識別型である。以下にこれらを具体的に説明する。

①関連型

関連型は、人に係わるすべての情報を個人情報と見るもので、その範囲は極めて広い。つまり、ここで言う個人情報とは、「人と関連している事実、判断や評価などの情報のすべてを指す。個人情報には、個人の私生活や名誉に係わる情報だけではなく、個人の社会文化活動や団体組織のメンバー活動などに係わるものも含まれている」⁷。

②プライバシー型

「個人情報の権利の誕生」の部分で述べたように、プライバシー型はアメリカが起源で、その後、他のヨーロッパ諸国でも、判例や制定法により次第に承認され、定着していくようになった⁸。

理論の領域において、プライバシーの概念は広い意味と狭い意味に分けられている。狭い意味のプライバシーは普通「情報プライバシー」と呼ばれる。情報プライバシー

⁵塩入みほも「個人情報保護法制の体系と地方公共団体における個人情報保護の現状」、『駒澤大學法学部研究紀要』(76)、2018年、pp.1-55。

⁶Monika Kuschewsky, *Data Protection & Privacy*, Thomson Reuters, 2016.を参照。

⁷范姜真薇「政府公开与个人隐私之保护」、『法令月刊』(5)、2001年、p.21。

⁸田島泰彦「個人情報保護法と人権——プライバシーと表現の自由をどう守るか」、明石書店、2002年、pp.13-14。

論の主唱者の1人である Alan Westin は、「自己に関する事実を完全に私的な物として維持し、誰が、いつ・いかなる条件でその他の事実について知るべきかを自ら遠慮なく決定できることが個人にとって必要である」と指摘している。そして、プライバシーは「根本的に自己実現という個人的目標を達成するための手段である」とも述べている⁹。

広い意味のプライバシーは、Prosser によると大きく4つに分けることができるとされる。第1は、個人が1人であることに対して干渉されないこと、第2は、人に知られたくない私的な事実を公開されないこと、第3は、公衆に対して個人に対する誤った印象を与えないこと、第4は人の名前や肖像の商業利用などをされないことである¹⁰。

しかしながら、判例の積み重ねから見ると、広い意味のプライバシーは「情報プライバシー」（私生活への侵入や私生活の公開などは、私生活から情報収集であることに注目してこれらに侵されないこと「情報プライバシー」という）と「人格的自律権」（避妊の権利などは、私生活領域における「自己決定」であることに着目して人格的自律権という）を包括している¹¹。

③識別型

識別型情報はいわゆる識別の機能が付く。識別型の代表は日本である。日本における個人情報とは、「個人に関する情報」であって個人識別性を有するものである。個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律においては、個人保護は「生存する個人に関する情報」であって個人識別性を有するものであると定義し、個人情報保護条例においても同様の定義をするものが多い。

通常、社会通念では識別できる情報であるかどうかを判断する。例えば、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供すために変換した文字、番号、記号、その他の符号であり、当該特定の個人を識別することができるものとして、顔認識データや指紋認識データが個人情報になっている¹²。また、役務の利用、商品の購入にあ

⁹長谷部恭男『人権の射程』、法律文化社、2010年、p.139。

¹⁰平松毅『個人情報保護——理論と運用』、有信堂、2009年、p.1。

¹¹前掲注10、pp.1-2。

¹²宇賀克也ほか「鼎談」、『行政法研究』、2016年、pp.5-6。

たつて、または書類に対象者ごとに異なるように付される符号、すなわち運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号等も個人情報である¹³。これ以外に他の情報との照合により特定の個人を識別することができる情報も個人情報と認められる。つまり、識別型において、個人情報はその情報と特定の個人との密接関連性、一意性、不変性、共用性を強調している¹⁴。

以上の 3 つの捉え方を見ると、関連型は人と関連している情報のすべてを個人情報とし、範囲がやや広すぎるのではないかと思われる。その結果、個人情報を保護するうえで次のような難点に直面することになる。1 つは、保護する範囲が極めて広範なため、実務的には果たして可能かどうかである。もう 1 つは、人と関連している情報の全てを保護する必要があるか、またはそれが有意義かである。関連型の講学上の意義は確かに否定できないが、実現の可能性や有意性という見地から見れば、賛同できかねる。

プライバシー型では、広い意味においても狭い意味においても個人のプライバシーが含まれている。プライバシーか否かの判断基準は人によって異なり得るため、その客観性の確保が大きな問題となろう。

これらを踏まえて、これから識別型を出発点として論文をすすめていくことにする。

(2) 中国の考察

中国にとっては、個人情報という文言自体が舶来品であるため、前述したように個人情報のネーミング上の「混乱ぶり」は当然中国国内の関連議論にも影響を及ぼしている。中国の法曹界では、個人情報に関する法律の中で一体どのネーミングを用いるべきかをめぐる議論が、主に 2005 年頃に起こった。この分野で著名な 3 名の学者もそれぞれ独自の見解を示している。以下にこの 3 名の見解を記す。

① 齊愛民の見解

齊愛民は、2005 年に発表した「論個人信息的法律保護（個人情報の法律保護について）」¹⁵の中で、個人情報と個人のプライバシーと個人データの相違点を詳しく分析した。

齊愛民によると、個人情報と個人のプライバシーとは包含関係にあり、個人のプラ

¹³前掲注 12、p.6。

¹⁴前掲注 12、p.6。

¹⁵齊愛民「論個人信息的法律保護」、『蘇州大学学报』(2)、2005 年 3 月、p.30。

イバシーは個人情報の下位概念である。個人のプライバシーという呼称を使うと、保護範囲が狭くなり、妥当ではない。また、個人情報と個人データとは内容と形式の関係にあり、個人情報は個人データによって反映された内容で、個人データは個人情報の表現形式である。個人情報の表現と存在の形は、多種多様であり、個人データに限られるわけではない。個人データに物化されなかった情報も大量に存在するはずである。

また、保護という趣旨からすれば、その実質は内容にあり、形式ではない。さらに、諸外国における個人情報保護法の発展の歴史を見渡せば、個人情報は、長い立法の実践を経て、すでに明確な法律的概念に発展・成長し、大陸法系の立法理論と実践にも適ったものである。

以上を総合して斉愛民は「個人情報」という呼称を用いるべきであると主張する。

②梅紹祖の見解

梅紹祖は2005年公表の「個人情報保護的基礎性問題研究（個人情報保護に関する根本的な問題）」¹⁶で、次のように記している。プライバシーとは、人に知られたくない、または公にしたいくない個人の事情である。従って、プライバシーの保護で強調されているのは、権利者の個人領域の物事に対する絶対的支配とコントロールである。しかし、個人データとは、すでに識別されまたは識別されうる個人に係わる資料の全てを意味する。そのため、個人データの保護で強調されているのはデータの主体に対する保護、告知などである。

対して、個人情報は、識別され、または識別されうる個人に関するすべての資料であり、個人の特徴を描写する基本データなども含む。データと情報との密接な関連性を考えれば、個人情報保護の内包は個人データ保護のそれと一致する。

最後に、梅紹祖は、3つの呼称の間には一定の関連性が見られるものの、個人の権利を保護するうえで強調点が違えば、強調の度合いも異なるが、「個人のプライバシー」は3つの中の最大公約数的な概念であり、立法の際これを用いるべきであると結論付けた¹⁷。

③周漢華の見解

周漢華は、かつて「域外個人情報保護立法概況及主要立法模式（域外個人情報保護

¹⁶梅紹祖「個人情報保護的基礎性問題研究」、『蘇州大学学报』(2)、2005年3月、p.25。

¹⁷前掲注16。

法の制定概況及び主なモデル)」¹⁸の中で、「概念上の齟齬は、それぞれ異なった法的伝統と慣習に由来するものであり、法律の内容にまで実質的な影響を与えるものではない」ことを強調した。しかし、周漢華は2005年に国务院情報事務室からの依頼で完成させた「中華人民共和国個人情報保護法」(専門家意見稿)及びその後の研究の中で、すべて共通して「個人情報保護」という文言を用いてきている。

また、2011年の李杰記者による独占インタビュー¹⁹の中で、周漢華は、目下の情報社会からもたらされた個人情報の漏洩という脅威に対して、民事上、刑事上、行政上の法律責任を追究することにより法的保障を与え、行政上の法律責任を追究するためには「個人情報保護法」の制定が欠かせないとしている。

以上からも分かるように、周漢華は「個人情報」に傾いていると思われる。

以上からみると、学者たちの個人情報の用語に見解のずれがあることが分かる。しかし、2006年以降、国家権力機関や行政機関により相次いで公布されてきた公文書を見ると、すべて「個人情報」が用いられている。例えば、2006年に可決された中華人民共和国護照法」や2009年に成立した「中華人民共和国刑法修正案(七)」の中で、個人情報保護に関する条文は「個人情報」の文言を使っている。また、2012年公布した中国人民代表大会常務委員会のネット情報の保護強化に関する決定、2013年に工業と情報化省が制定した電信とインターネットユーザー個人情報保護規定、情報安全技術公共及び商用サービス情報系統個人情報保護手引きなどはいずれも「個人情報」を採用している。

ここからも分かるように、個人情報のネーミングにつき、学界での見解が異なるものの、権力機関や行政機関では、「個人情報」に定着しつつあると考えられる。したがって、本論文でも「個人情報」の言葉を使う。

¹⁸周漢華「域外個人信息保護立法概況及主要立法模式」、『中国的經濟雜誌』、2005年1月10日。

¹⁹李杰「既要避免成為「信息孤島」、又要加強個人信息保護」、『保密工作』(11)、2011年、pp.17-19。

第二節 個人情報と個人の尊厳並びに公共性との関係

1 個人情報と個人の尊厳

『現代漢語詞典』によれば、「個人」とは集団と相反した個体であり²⁰、「尊厳」とは尊敬すべき身分あるいは地位である²¹。しかし、「個人の尊厳」は法律的には、さらに細かく分析する必要がある。個人の尊厳に関わる世界各国の法律の規定から見れば、例えば、中華人民共和国憲法 33 条 3 項²²や 38 条²³、日本国憲法 11 条（基本的人権の享有）²⁴と 13 条（個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉）²⁵及び 24 条（家庭生活における個人の尊厳と両性の平等）²⁶、ドイツ連邦共和国基本法 1 条 1 項²⁷と 2 条 1 項²⁸などからわかるように、個人の尊厳を尊重することは国家の文明度を判断する 1 つの基準である。

社会的分業が進むにつれて、個人の尊厳の保護内容もさらに細かく具体的になっている。情報化時代の到来のための新たな権利——個人情報に対する権利——も個人の尊厳の中で具体化されようとしている。すなわち、個人が自己の情報をコントロールする権利、つまり自分の情報をいつ、どこに、誰に公開するかなどである。このように、個人情報の範疇にいう個人の尊厳において強調されなければならないのは、個人の自己情報コントロール権と個人情報における自己決定権の尊重である。中国人の個人情報保護の専門家である齊愛民はこれを、情報主体が個人情報を直接支配して、どのように個人情報を収集・利用・処理するかを決定できる権利であると定義している²⁹。

²⁰中国社会科学院語言研究所詞典編輯室編『現代漢語詞典』、商務印書館、1996年、p.426。

²¹前掲注 20、p.1683。

²²中華人民共和国憲法 33 条 3 項：「国家は、人権を尊重し、保障する」。

²³中華人民共和国憲法 38 条：「中華人民共和国公民の人格の尊厳は、侵されない。いかなる方法によっても公民を侮辱、誹謗又は誣告陷害することは、これを禁止する」。

²⁴日本国憲法 11 条：「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」。

²⁵日本国憲法 13 条：「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」。

²⁶日本国憲法 24 条：「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」（1 項）、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」（2 項）。

²⁷ドイツ連邦共和国基本法 1 条 1 項：「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、および保護することは、すべての国家権力の義務である」。

²⁸ドイツ連邦共和国基本法 2 条 1 項：「何人も、他人の権利を侵害せず、かつ憲法的秩序または道徳律に違反しない限り、自らの人格の自由な発展を求める権利を有する」。

²⁹齊愛民『大数時代個人情報保護法国際比較研究』、法律出版会、2015年、p.239。

2 個人情報と公共性

公共性は、「ローマ法」において中世に初めて出た“*res publica*”³⁰という言葉で広く伝わっており、現在多領域で用いられる用語となっている。公共性の概念は、文脈などにより極めて多義的であり、また論者の価値観や視点によっても意味や強調点が異なる。公共性の概念は一言では言えないため、常に関連する文言と比較し、基準を把握する必要がある。本論文の公共性は主に公的機関の側が個人の情報を取り扱う時の公共性である（この取扱いは個人が知る場合も知らない場合もすべて含む）。

「公」と「私」は反義語であるゆえに、「公共性」は「私的属性」が対立するパターンにある社会基盤の上で出現した³¹。すなわち、公共性は公共財の属性をもっており、それは経済学でいう非競合性あるいは非排除性の少なくとも一方を有する財であると定義されている³²。本論ではこのような属性を開放性と呼ぶことにする。

また、公的機関の機能は積極的福祉社会（国民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として構成される社会）を構築することである。したがって、公共性の属性は開放性だけではなく、公衆の普遍的利益に関連する公共的な事柄もある。このように、個人情報における公共性とは、公的機関が公衆の普遍的利益に関連する公共的事業を行うために、国民の個人情報の収集・利用・管理・削除などを行うことである。

第三節 個人情報における個人の尊厳と公共性との衝突

現在に至るまで、中国では個人情報において個人の尊厳と公共性との衝突を明確に指摘した先行研究はない。しかし、少数の論著は個人情報の保護と利用との衝突を指摘している。

たとえば、馮心明は法哲学の中の自由かつ秩序の視点から、情報の保護と流通との衝突を説明している³³。馮心明によると、法哲学の自由は個人の自由の行為を強調しており、秩序は社会の望ましい状態を保つために順序やきまりを強調しているが、秩序を維持する

³⁰ *res publica* はラテン語であり、公事という意味である。

³¹ (ドイツ) ユルゲン・ハーバーマス (著)、曹衛東ほか (訳) 『公共性的構造転換』、学林出版会、1999年、p.2。

³² 朱新立・周許陽「大数据個人データ利用と保護的均衡——「資源准入模式」之提出」、『浙江大学学报：人文社会科学版』、2018年、pp.18-34。

³³ 馮心明「個人情報保護の立法価値衝突及其整合」、『甘肅政法学院学報』、2006年、p.31。

ためには自由を抑える必要もある。

この理論を個人情報に適用する場合は、個人情報の本人の基本的な権利（個人の尊厳を含む）を尊重するため、個人情報を取り扱う機関と個人に対して情報の収集・処理・利用などのそれぞれ段階の行為を規範化する必要がある。このような規範化の構築を通じ、公的機関や民間部門や他人が個人情報をみだりに取り扱う自由を制限し、情報の取り扱いの望ましい状態を保つ秩序をたてることができる。しかし、自由は個人が持って生まれたものであるから、この秩序は他人の自由を制限し、他人に不満を生じさせる。これに基づき、他人（情報主体以外の人）にとっては情報は公共資源であり、社会で共用すべきであると主張する。

齊愛民は民法の視点から権利制限理論に基づき、情報の利用と保護との衝突を説明する³⁴。権利制限理論についての法的ロジックは、権利に対する制限が往々にして相対する者に権利を与えることによって行われることであると指摘する。情報データベース事業者と個人情報の本人を例とすれば、理論的には、情報データベース事業者がデータベースを構築する前に個人情報の本人との約束あるいは法律に従って個人情報を取り扱う場合、個人情報に対する当該事業者の権利と個人情報の本人の権利との衝突は起こさない。しかし、約束と法律は事業者と情報本人とのすべての可能性を含むことができない。したがって、事業者の権利と情報本人の権利との衝突は避け難いこととなる。

この状況を踏まえて、どちらの権利を優先的に保護するかを確認する必要がある。すなわち、優先的に保護する権利といえども相対する者の権利に対して制限される必要がある。事業者が享有するデータベースを構築する権利も、本人が享有する個人情報の権利も基本的な人権であるが、種類が異なる。データベースを構築する権利は経済的な自由権に属するが、個人情報の権利は精神的自由権に属する。権利の段階に基づくならば、経済的な自由権よりも、精神的自由権を優先的に保護しなければならない。つまり、個人情報の権利がデータベース権利を制限することになる。

このほかに李儀も、情報の利用と保護との衝突について論じた。李儀によると、情報の本人の尊厳を保護するために、他人がみだりに個人情報を処理することは禁止される必要があるが、これは個人情報が自由に流通することを妨げる。しかし、個人情報の流通を保

³⁴齊愛民『拯救信息社会中的人格』、中国・北京大学出版会、2009年、p.140。

護しすぎることは情報の主体の尊厳を害する³⁵。

前述したように、学者たちはおもに民事領域での個人情報利用と保護との衝突を説明している。しかし、公的行政領域にも情報の利用と保護との衝突があると思われる。すなわち、本論が問題としている個人の尊厳と公共性との衝突である。その理由は以下のとおりである。

情報の公共性は行政機関が行政管理の効率を改善し、行政の適正かつ円滑な運営を行うために、個人情報を収集・利用・管理・削除などを行うことに反映されている。一方、個人情報は個人に属し、ある意味で私的財産であるため、行政機関は個人情報の取扱いについて情報の主体を尊重しなければならない。そこで、行政機関が個人情報を取り扱う場合、一方では行政機関側の情報の公共性を利用・促進する必要があり、他方では、国民の側で個人の尊厳が要求される。

前述したように、行政機関が個人情報を取り扱うことは行政権に属し、国民が個人の尊厳を尊重されることが人権であると言われている。すなわち、行政機関が取り扱う個人情報においては、1つの権力と1つの権利とが共存している。行政権と個人の人権との特性に基づいて両者は次のように区別されると考えられる。

- ①主体が異なる：個人の尊厳は情報の主体にあり、公共性の主体は行政機関にある。
- ②性格が異なる：個人情報については個人の尊厳が人権であり、情報主体の人権である。
いわゆる人権とは人間が人間らしく生きるために生来持っている権利であり、例えば生命権や財産権などである。公共性は行政機関が公共の事務を管理する権力のことである。
- ③内容が異なる：個人情報にいう個人の尊厳は、個人情報の自己コントロール権を重視する。厳格に保護された領域に情報の自己決定権を置き、自分の個人情報に対して絶対的なコントロールを要求できる。しかし、個人情報にいう公共性は、個人情報が公共領域にも存在し、開放性を持つことを求めている。ここでは他人が利用する可能性があること、個人情報の持つ公共的な価値が強調されている。

齊愛民の『拯救信息社会中的人格（情報社会の中的人格救济）』にあるように、「一個の客体の上に二つの種類の質的に異なる権利が同時に存在すれば、しばしば衝突する」³⁶。

³⁵李儀「個人情報保護的価値困境与应对——以调和个人格尊嚴与信息自由衝突為视点」、『河北法学』、2013年、p.4。

³⁶齊愛民『拯救信息社会中的人格』、中国・北京大学出版会、2009年、p.140。

したがって、理論からみると、個人情報においては個人の尊厳と公共性との衝突がある。ただ、その衝突は理論的に存在するだけでなく、生活する上でも遭遇することがある。監視カメラはその典型的な例である。

2017年9月、中国でドキュメンタリー映画「輝煌中国（すごいぞ、わが国）」が放映された。その中の「共享小康（裕福の享有）」の部分において、「中国の天網」という最新の監視システムが紹介された。「天網」とは社会の安全のために街中のAI監視カメラを利用し、人工知能やビッグデータなどの新たな情報技術を組み合わせて構築されたコンピューターネットワークである。これにより、歩行者の年齢や性別、服の色等を表示することができる。また、顔の識別と身元を特定することもできる。具体的には、カメラで撮影されたデジタル動画から人間の「顔」に相当する部分を切り出し、あらかじめ蓄積されている個人情報データベースの顔画像と照合することで瞬時に個人を割り出せる。また車の車種や色などの情報も識別できる。

2000年代、「天網」は中国で導入され始めた。警察は犯罪予防と犯罪偵察の効率の向上を目的として「天網」を運用している。たとえば、警察は「天網」を利用して不審者をピンポイントで特定し、人工知能とビッグデータなどの技術を用い、ある不審者の違法な傾向を推測することができる³⁷。これをもとに特定の個人を追跡する時間を短くすることができる。

2017年12月、中国南部・貴州省の省都である貴陽市で、BBCの男性記者が当局の了解を得て取材目的で行った「天網」システムの実験がある。その記者はわずか7分で身分と居場所が特定され、公安当局に「疑似的に」拘束された。

このように、天網の運用は行政機関の行政効率を向上させることに益する。警察は天網を利用し、犯罪発生前に予防的に個人の利益を保護し、犯罪発生後に刑事捜査を順調に行うことができる。しかしながら、個人にとっては「天網」に個人情報を侵害される可能性がある。たとえば、自己の行動を監視カメラで記録され、極端な場合には、自己の生活がすべて監視される可能性があり、個人情報の自己決定権を侵害されるおそれがある。

中国で、監視カメラに反映する個人の尊厳と公共性との衝突は生活の中にもある。諸外国の裁判所にはそれに関する事例がすでにあった。

³⁷「中国『天網』可識別年齢、性別、穿着、是否侵犯私権?（年齢、性別、服が識別できる中国の天網はプライバシーを侵害しているか?）」、<http://news.163.com/17/0927/21/CVCCEAVO0001899N.html> 取得年月日 2018年5月1日。

たとえば、2001年、日本の東京地裁平13・2・6判決である³⁸。日本は公共管理のため、全国に、Nシステムの端末装置を設置・管理している。この端末装置は道路上を走行している車両の運転者及び助手席の者の容貌を含む前面を撮影し、車両ナンバープレートを判読し、これらに関する情報を保存・管理する。1997年度末までにNシステムの端末装置は日本全国に約400か所あった。当時自動車を保有して自ら運行の用に供しているか、過去に自動車を保有して自ら運行の用に供していた者は、Nシステムによって、肖像権、自由に移動する権利及び情報コントロール権を侵害されたとして東京地裁に訴えた。

日本のNシステムと極めて類似した事例は、2008年3月11日のドイツ連邦憲法裁判所の車両ナンバー判決である³⁹。監視カメラのほか、公的機関が個人情報の収集・利用などを取り扱う行為は個人の尊厳と公共性との衝突を孕む。たとえば、ドイツの国勢調査訴訟、日本の住民基本台帳ネットワークシステムの導入をめぐる訴訟、台湾の指紋蓄積訴訟である。これらを具体的に見てみよう。

まず、ドイツの国勢調査訴訟の事例である⁴⁰。1982年3月、ドイツ連邦議会は国勢調査法を採択した。この法律に基づき、1983年4月27日にドイツ連邦政府は国民に対して氏名、職業、住宅、勤務先、教育経歴などの個人情報を収集する計画を立てた。個人情報が収集される国民は、この法律が基本法1条1項に関係づけられた2条1項（人格の自由な発展の権利）、4条1項（宗教及び良心の自由）、5条1項1文（表現の自由）、13条1項（住居の不可侵）及び19条4項（裁判を受ける権利）の各基本的人権と個人の尊厳を侵害されると感じた。そのため、1983年、1310名の国民はドイツ連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てると同時に、判決が下りるまで1983年の国勢調査法の執行を停止する仮命令を発することを求めた。

次は、日本の住民基本台帳ネットワークシステムの導入をめぐる訴訟の事例⁴¹である。1999年3月、日本で住民基本台帳法の一部を改正する法律案が閣議決定され、2000年8月に成立した。この法律は、2003年までに政府が住民基本台帳ネットワークシステムの構築を完成すべきことを求めていた。西東京市長は、その法律が定める事務の遂行のため、2003年7月20日ころまでに、改正法附則7条の規定に基づく本人確認情報の処理及び

³⁸東京地裁判決、平成13年2月6日、判例時報1748号、pp.144-151。

³⁹東京高裁判決、平成21年1月29日、判例タイムズ1295号、p.195。

⁴⁰この事例は主にドイツ憲法判例研究会『ドイツの憲法判例』と陳戈ほか『德国連邦憲法法院典型判例研究：基本権利篇（ドイツの連邦憲法裁判所の典型的な判例の研究：基本権利の部分）』を参照する。

⁴¹東京地裁判決、平成19年10月22日、判例タイムズ1288号、pp.65-96。

利用等の事務の実施に必要な準備行為として、住民票に仮の住民票コードを記載し、東京都知事に通知した。同年 8 月 5 日、西東京市長は、住基ネット第 1 次稼働開始以後、本来の住民票に住民票コードを記載し、東京都知事に対して本人確認情報を通知した。西東京市内に居住し、住民登録をしている人々は西東京市長が住民票に住民票コードを付した行為が個人の尊厳やプライバシーを侵害したと判断した。そのため、裁判所に訴えた。

台湾の指紋提供訴訟⁴²：2005 年 7 月 1 日、台湾戸政事務所（内政部）は全国民に新しい住民身分証を初めて発行した。当時の「戸籍法」8 条に基づき、14 歳以上の住民は新しい住民身分証を受け取る時に、指紋を提供しなければならない。14 歳以下の住民は指紋を提供する必要はないが、14 歳になれば、指紋を追録しなければならない。この規定には、激しい議論があり、台湾の住民は、政府が住民に指紋の提供を求めたことは個人の尊厳と基本的な権利を侵害しているとし、85 人の住民が裁判所に訴えた。

以上のように、理論的にも生活上も個人の尊厳と公共性との衝突が存在している。

第四節 個人の尊厳と公共性との衝突を協調するツール：個人情報保護法

個人情報保護法はよく個人の尊厳と公共性との衝突を協調するツールとみなされる。その理由は以下の 3 つのことからである。

1 つには、諸外国の立法の経緯からみると、個人の尊厳と公共性との衝突の激化を背景として各国は最初に個人情報保護法を制定した。

たとえば、スウェーデンでは 1971 年に国民の個人番号計画が策定された。この計画に基づき、政府は全国範囲で国民の個人情報を登記し、国民の個人番号システムを築く予定であった。しかし、1972 年、この計画は国民の反対によってスウェーデン議会で中止に追い込まれた。そのため、スウェーデン議会は先に資料保護法を制定した後に、その計画を継続するかどうか決めることを図った⁴³。そして、1973 年に個人データ法 (the Personal Data Act) が可決された。

同様に、アメリカにおいては最初の個人情報保護法を制定するより前、政府が国民の個

⁴²孫平『信息人時代、网络安全下的个人信息宪法保护』、北京大学出版社、2018 年、p.31。

⁴³David H. Flaherty, *Privacy and Government Data Banks: An International Perspective*, London: Mansell, 1979, pp.105-106。

人情報を収集したことにより、個人の尊厳と公共性との衝突が激化した。その大きなものは以下の2つである。

①国民が政府の保有している個人情報を公共の場に掲示することに反対した事件である。アメリカでは、1790年から1870年まで、政府はその保有する個人情報の誤りを国民にチェックしてもらうために、国民の情報を公共の場に掲示していた。この行為は国民の抗議を引き起こした。国民はアメリカ政府に、国勢調査で収集した資料を立法の形で保護し、国勢調査資料の違法公開を制限するように要請した。

②国民は国民データセンター（National Data Center）の構築に反対したことがある。国民データセンター計画は連邦政府の各機関が保有する個人情報を国民データセンターに集めるというものであった⁴⁴。

この2つ事件をきっかけに、個人情報保護の問題がアメリカ国会の注目を集めた。その後、幾つかの調査と討論を通じて、アメリカにおける最初の個人情報保護法である「プライバシー法」が1973年によく成立した。

最後に、日本も同様に1988年に初めて個人情報保護法としての「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を制定した時に、総務庁行政管理局行政情報システム参事官室はその立法化の背景を説明した。その立法化の背景は4点あった⁴⁵。

- ①日本社会の情報化の進展を背景とした、行政機関における個人情報の電子計算機処理の拡大。
- ②これに伴う個人の権利の侵害のおそれと国民の不安感の存在。
- ③諸外国における個人情報の保護のための法律の制定。
- ④地方団体における個人情報の保護のための条例の制定。

2つには、諸外国の現行法の内容からみると、個人情報保護法は個人の尊厳と公共性との協調を目的としている。

たとえば、日本は明文で「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と規定している（日本個人情報保護法2条）。

⁴⁴齊愛民『大数時代個人情報保護法国際比較研究』、中国・法律出版社、2015年、p.80。

⁴⁵総務庁行政管理局行政情報システム参事官室『逐条解説個人情報保護法』、第一法規、1989年、p.3。

アメリカにおける「プライバシー法」は明文で、「個人のプライバシーの侵害に対して個人に一定の保護措置を講ずることを目的とする」と規定しており、合衆国議会の認識と結びつけていることからみると、個人の尊厳と公共性との協調がプライバシー法の主たる目的である。合衆国議会の認識は以下のとおりである。

「(a 合衆国議会は、次に掲げる事実を認識する。

- (1) 個人のプライバシーは、合衆国の行政機関による個人情報の収集、保有、利用及び頒布により直接の影響を受ける。
- (2) コンピューター及び高度化した情報技術の利用の増大は、政府の効率的な運営にとって不可欠である一方、個人情報の収集・保有・利用または頒布によって生じ得る個人のプライバシーに対する弊害がますます深刻化してきた。
- (3) 個人の就職、保険加入並びにクレジット取得を確保する機会及びその人物が適正手続をする権利、その他の法的保護を確保する機会は、一定の情報システムの濫用により危機に瀕している。
- (4) プライバシー権は、合衆国憲法により保障される個人の権利であり、基本的権利である。また、
- (5) 合衆国の行政機関の保有する情報システムにおいて特定される個人のプライバシーを保護するため、合衆国議会在これらの行政機関による情報の収集、保有、利用及び頒布を規制することが必要かつ妥当である。」⁴⁶

以上によると、アメリカは行政機関が必要かつ妥当な権力を制限することを通し、個人の尊厳と公共性との協調を図ろうとしている。

3つには、国際組織のガイドラインは構成国が個人の尊厳と公共性を協調させることを要求している。

EU データ保護指令を例としてみると、この指令の目的は自然人の個人情報の権利を保護すると同時に、構成国間の個人情報の自由な流通を制限し、または禁止してはならない（指令 1 条）とあり、この指令は各構成国がこの指令に従って国内規定を採択することを求める（指令 4 条 1 項）となっている。つまり、各構成国の国内法は個人情報を保護しながら、情報の流通も保護することを規定しなければならないのである。

⁴⁶The Privacy Act of 1974, 5 U.S.C. § 552a、訳文は石井夏生利の『個人情報保護法の理念と現代的課題——プライバシー権の歴史と国際的視点』を参照した（石井夏生利『個人情報保護法の理念と現代的課題——プライバシー権の歴史と国際的視点』、勁草書房、2008年、p.424）。

小括

個人情報とは 19 世紀後半のアメリカで生まれた。1890 年、イエロージャーナリズムに対抗するために Samuel D. Warren と Louis D. Brandeis は「プライバシーの権利」を共著し、プライバシー権が新しい個人の権利とみなされるべきことを主張した。彼らはプライバシーの権利を「1人で居させてもらう権利」と定義した。1960年、William L. Prosserはこの定義の上に、プライバシーの侵害を4つ類型に分類した。すなわち、個人生活への侵入、氏名や肖像などの盗用、私的事実の公開、公衆の誤認を招く公表である。この分類は1965年にアメリカの「不法行為法」に採用された。ここから、個人情報が法律上の権利として誕生した。

諸国の実定法上の用語からみると、個人情報という文言自体はすべての国で広く受け入れられているわけではないことが分かる。その用語はおもに「データ」、「プライバシー」、「個人情報」の3つがある。用語と同じように、その概念も関連型、プライバシー型と識別型の3つがある。具体的には、関連型は、人に係わるすべての情報を個人情報と見るものであり、プライバシー型は人に知られたいくない私的な情報であり、識別型は特定の個人を識別できる情報である。

中国にとっては、個人情報という文言自体が舶来品であるため、諸外国における個人情報のネーミング上の「混乱ぶり」は当然で、国内の相關議論に影響を及ぼしている。したがって、2005年頃、中国の法曹界は個人情報の用語について議論した。齊愛民と周漢華は「個人情報」に傾いているが、梅紹祖は「プライバシー」という呼称を用いるべきであると主張する。しかし、2006年以降、国家権力機関や行政機関により相次いで公布されてきた公文書から見れば、「個人情報」に定着しつつある。

次に、個人情報における個人の尊厳と公共性との衝突についてである。

個人情報における個人の尊厳は個人が自己の情報をコントロールする権利、つまり自分の情報をいつ、どこに、誰に公開するかなどである。個人情報における公共性とは公的機関が公衆の普遍的利益に関連する公共的事業を行うために、国民の個人情報の収集・利用・管理・削除などを行うことである。個人の尊厳と公共性は主体、性格、内容が異なるため、しばしば衝突を起こす。その衝突は理論上存在するだけでなく、実生活上も存在している。たとえば、中国の天網事例、日本の「Nシステム」と「住民基本台帳ネット

ワークシステムの導入」の裁判やドイツの「国勢調査訴訟」裁判はそれを証明する。

個人の尊厳と公共性との衝突については、諸外国は通常個人情報保護法でその衝突を協調している。これは次の 3 つのことが証明している。第一に、諸外国の立法経緯からみると、個人の尊厳と公共性との衝突の激化を背景として、各国は最初に個人情報保護法を制定した。第二に、諸外国の現行法の内容からみると、個人情報保護法は個人の尊厳と公共性との協調を目的としている。第三に、国際組織のガイドラインは構成国が個人の尊厳と公共性を協調させることを要求している。

第二章 中国の個人情報保護の再考

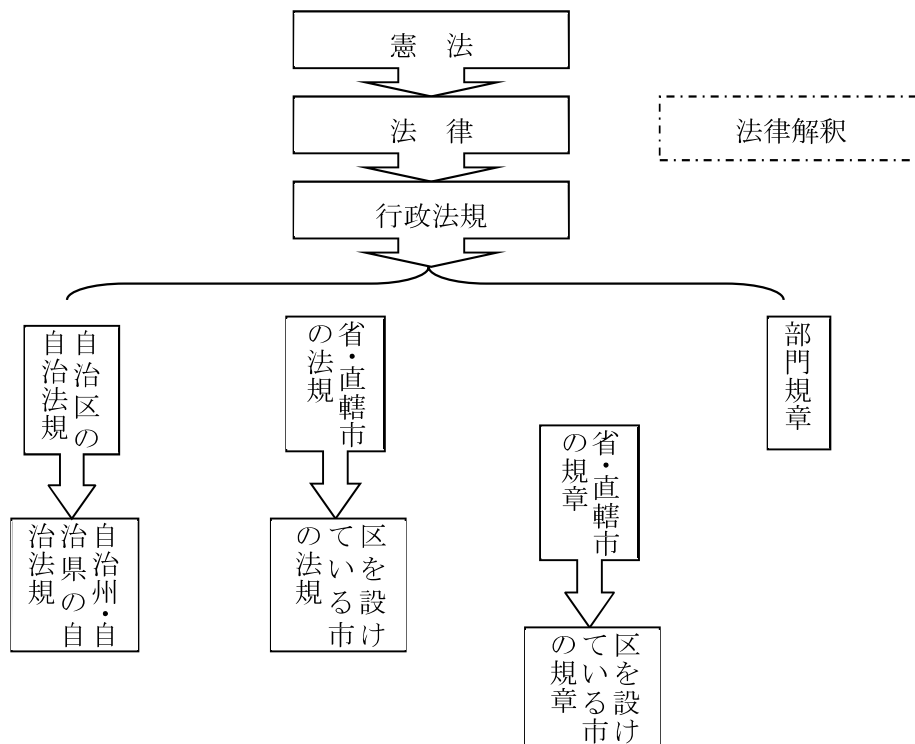
この章では、まず中国の法源、個人情報保護法体系、個人情報保護に関する立法と行政法規の内容をまとめることを通し、中国における個人情報保護の現状を考察する。次に、中国法曹界の個人情報保護の現状に対する議論を紹介する。また、「徐玉玉案」と「滴滴出行案」の事例を挙げ、中国の現行個人情報保護法制はどのように適用されたかを見る。最後に、前述をふまえ、中国の個人情報保護法制の不備を指摘する。

第一節 中国の個人情報保護法制の現状

1 中国の法源

中国の法の存在形式はおもに憲法、法律、行政法規、法律解釈、自治法規（自治区、自治州、自治県の自治法規）、部門規章、地方法規（省、直轄市、区を設けている市の法規）、地方規省（省、直轄市、区を設けている市の規章）である。それらの法段階は以下の図2のようになっている。

図2 中国の法源の段階イメージ



出典：筆者作成

中華人民共和國憲法（以下憲法）の前文によると、憲法は国家の根本法であり、最高の法的効力を持つ。したがって、個人情報保護においても憲法が最高位の法源である。その下は全国人民代表大会および全国人民代表大会常務委員会が制定する法律である（憲法 62 条、67 条）。そして、法律に対する全国人民代表大会常務委員会の解釈は法律の効力と同じである（中華人民共和國立法法（以下立法法） 50 条）。それらの下に行政法規がある。行政法規とは、國務院が制定するものである（立法法 65 条）。

行政法規の下の部門規章や省・直轄市の法規や自治法規は同じ法段階に位置付けられる（立法法 82 条、憲法 100 条、116 条）。部門規章とは、國務院の各部門、委員会、中国人民銀行、審計署及び行政管理職責を有する直屬機關（日本の内閣府の各省庁に相当する）が、法律並びに國務院の行政法規、決定及び命令に基づき当該部門の権限範囲内において規則（日本の「省令」に相当する）を制定したものである（立法法 80 条）。省・直轄市・区を設けている市の法規とは、省・直轄市・区を設けている市の人民代表大会及び人民代表大会常務委員会が制定するものである（憲法 100 条）。省・直轄市・区を設けている市の規章とは、省・直轄市・区を設けている市の政府（行政管理機關）が制定するものである（立法法 82 条）。自治区・自治州・自治県の自治法規は自治区・自治州・自治県の人民代表大会が制定するものである（憲法 116 条）。なお、同じ地域においては規章よりも、法規の法段階が上位である。例えば、省・直轄市・区を設けている市の規章より、省・直轄市・区を設けている市の法規が優先する。

次に、適用範囲からみると、憲法、法律、法律解釈、行政法規は全国的に適用する。部門規章は全国的に専門分野に適用する。省・直轄市・区を設けている市の法規と規章は当該省・直轄市・区を設けている市内に適用する。同様に、自治区・自治州・自治県の自治法規は当該自治区・自治州・自治県内に適用する。

部門規章、省・直轄市・区を設けている市の法規と規章、自治区・自治州・自治県の自治法規が多すぎるため、本論文は主に法律と行政法規における個人情報保護の条文を検討する。

2 中国個人情報保護法体系

中国においては、2003 年に個人情報保護に関して初めて立法化の議論が始められた。その時、國務院情報化工作弁公室（現・中華人民共和國工業情報化部）は、周漢華をリー

ダーとするグループに「個人情報保護法」大綱の制定を委託した。残念ながら、この大綱は立法化に至らなかった。しかし、このことは国民の個人情報保護の必要性の認識を高めたことになり、以降、立法機関は個人情報保護に関する法律を次々に制定した。

2012年に発表された「個人情報保護将出出国標、明確使用後立削除（間もなく公布される個人情報保護に係る国家基準により、利用後直ぐ削除の原則が確立される）」¹は、中国で個人情報絡みの法律が40件ほど制定されたと主張する。2013年に発表された「我国侵犯公民個人情報犯罪的治理（我が国の公民の個人情報侵害行為に対する整備）」²は、2013年までに行政法的性格を有する個人情報絡みの法律及び規範性文書³は24件に達していると主張している。

本論文は2003年以降の個人情報保護に重大な影響を及した法律のみを取り上げる。それらは、中華人民共和国住民身分証法、中華人民共和国護照法、中華人民共和国刑法、中華人民共和国社会保険法、中華人民共和国出境入境管理法、中華人民共和国消費者權益保護法、中華人民共和国サイバーセキュリティ法、中華人民共和國民法總則の8つである。

これらの法律は、適用範囲により2種類に分けられる。すなわち、個人情報保護に関する一般法と特別法である（図3を参照のこと）。一般法は中華人民共和国刑法と中華人民共和国民法總則である。刑法は個人情報に関する刑事責任を規定しており、中華人民共和国民法總則は民事責任を規定している。個人情報を漏洩すれば、個人は中華人民共和国刑法と中華人民共和国民法總則に基づいて、他人或いは組織の刑事責任或いは民事責任を追及される。

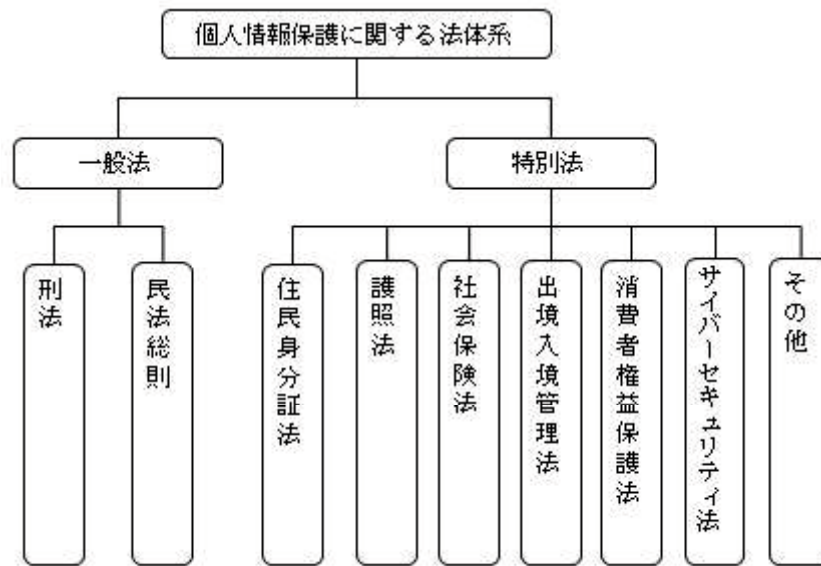
中華人民共和国住民身分証法、中華人民共和国消費者權益保護法、中華人民共和国出境入境管理法、中華人民共和国社会保険法、中華人民共和国護照法、中華人民共和国サイバーセキュリティ法は特別法である。これらの法律は異なる分野で個人情報保護を規定しており、中華人民共和国刑法と中華人民共和国民法總則よりも優先的に適用される。たとえば、社会保険の分野で個人情報が侵害された時は、中華人民共和国社会保険法が優先的に適用される。

¹ 「個人情報保護将出出国標、明確使用後立削除」、『新京報』2012年4月5日第A06版。

² 盧建平・常秀嬌「我国侵犯公民個人情報犯罪的治理」、『法律適用』(4)、2013年、p.26。

³ 「規範性文書」とは、各級各種の国家行政機関が、法律を実施し、政策を執行するために、権限内で定める行政法規及び行政規章以外の一般的な拘束力を有する決定、命令及び行政上の措置などである（羅豪才・湛中樂編『行政法（第三版）』、中国・北京大学出版社、2012年、p.169）。

図3 中国の個人情報保護に関する法体系イメージ



注：その他は中華人民共和国統計法、中華人民共和国教育法、中華人民共和国反恐怖主義法（テロリズム防止法）、中華人民共和国反間諜法（スパイ防止法）など本論文が紹介しない個人情報に関する法律である。

出典：筆者作成

3 中国の個人情報保護立法の内容

図3に示した法律の中で、一般法としての法律は刑法と民法総則である。この2つ法律の個人情報に関する規定は以下である。

(1) 中華人民共和国改正刑法（七）（2009年改正・以下「改正刑法（七）」）

2009年に制定された改正刑法（七）に253条の1が追加された。具体的には以下のとおりである。

改正刑法（七）253条の1：国家の機関または金融、電信、交通、教育、医療、その他の分野に関する組織体の職員が、国家の規定（全国人民代表大会が決定する法律と国务院が決定する法規）に違反して、当該組織体が職務を執行したとき、またはサービスを提供するときに知り得た公民の個人情報を他人に売買または不法に提供した場合、情状が重いときは、3年以下の懲役または拘留に処し、罰金を併科する（1項）。

前記の情報を窃取またはその他の方法により不法に取得した場合、情状が重い時は、前項の規定により処罰する（2項）。

組織体が前2項の罪を犯した場合、組織体に対して罰金を科すほか、その直接責任を負

う管理者及びその他の直接責任者は、前 2 項の規定により処罰される（3 項）。

2009 年に公布された最高人民法院、最高人民検察院關於施行「改正刑法（七）」確定罪名的補充規定（四）（これは司法解釈として最高人民法院、最高人民検察院が制定した⁴）によって、同条の 1 項は販売、非法提供個人情報罪と呼ばれ、2 項が非法獲得個人情報罪と呼ばれている。

この条文には幾つかの不備がある。たとえば、不法に提供した場合と不法に取得した場合について詳しい規定がない。また、「情状が重い」とはどのような場合を言うのかの説明がない。しかしながら、この改正案で初めて個人情報侵害罪が設けられ、これを契機に個人情報の立法化が加速した。

(2) 中華人民共和国改正刑法（九）（2015 年改正・以下「改正刑法（九）」）

2015 年 8 月の第 12 回全人大常務委員会第 16 回会議で可決された改正刑法（九）中の 253 条の 1 は、2009 年の改正刑法（七）を改正したものである。これは一般に公民個人情報侵害罪（国民の個人情報を侵害する罪）と呼ばれている。改正後の条文は、以下のとおりである。

改正刑法（九）253 条の 1：国の関連規定に違反し、他人に公民の個人情報を販売または提供し、情状が重い場合は、3 年以下の有期懲役または拘役に処し、単独でまたは併せて罰金を科す。情状が特に重い場合は、3 年以上 7 年以下の有期懲役に処し、併せて罰金を科す。国の関連規定に違反し、職責の履行またはサービスの提供過程において取得した公民の個人情報を、他人に販売または提供した場合、前項の規定により嚴重に処罰する。

窃取またはその他の違法な方法で公民の個人情報を取得した場合、第 1 項の規定により処罰する。

単位⁵が前 3 項の罪を犯した場合、単位について罰金を科し、且つその直接に責任を負う主管者、その他の直接責任者について各項の規定により処罰する。

改正前の条文と比べると、改正刑法（九）は次の 3 点を改正した。

①従来の行為主体に関し、身分を制限する規定が削除された。すなわち、犯罪主体の範

⁴中華人民共和国最高人民法院は「中華人民共和国人民法院組織法」18 条に基づいて、審判の間に法律の適用を解釈する権限と指導的裁判例を公布する権限がある。中華人民共和国最高人民検察院は「中華人民共和国人民検察院組織法」23 条に基づく、法律の適用を解釈する権限と指導的案例を公布する権限がある。

⁵単位は日本で言う組織と同じである。

団が国家機関及び実質的に政府の一部をなす組織体並びにその職員であったものを一般的な主体に拡大した。

②加重的な法定刑が新たに規定された。最高刑は3年であったものが、7年になった。

③窃取またはその他の方法で公民の個人情報を違法に取得した場合、「情状が重い」という要件を削除した。改正前、「情状が重い」は犯罪を確認する要件であった。しかし、改正刑法（九）はこの要件を削除し、犯罪を確認する要求が低くなった。

また、改正刑法（九）はインターネット安全管理義務履行拒否罪（情報ネットワークの安全管理義務の履行を拒否することに対する罪）を新設した。すなわち刑法 286 条の 1 である。これに基づいてインターネット安全管理義務を負う者や組織体がこの義務を履行しなかった場合、刑事責任を追及されることになった。条文は以下のとおりである。

改正刑法（九）286 条の 1：ネットサービス提供者が法律、行政法規に定める情報ネットワーク安全管理義務を履行せず、管理監督部門の是正命令を受けたにもかかわらず是正せず、次の各号に掲げる結果の 1 つをした場合には、3 年以下の有期徒刑または拘役に処し、単独でまたは併せて罰金を科す。……（二）ユーザーの公民個人情報の漏洩を引き起し、嚴重な結果を引き起した。……

この条文によって、情報ネットワークのサービス提供者に刑法上の義務が課されることになった。

(3) 中華人民共和国民法総則（2017 年制定・以下「民法総則」）

2017 年 10 月から施行された「民法総則」111 条でも、個人情報に関して条文を新設し、個人情報の保護を定めている。

民法総則 111 条：自然人の個人情報は、法律による保護を受ける。いかなる組織及び個人も、他人の個人情報を入手する必要がある場合には、法により取得し、かつ、情報の安全を確保しなければならず、他人の個人情報を不法に収集、使用、加工または提供してはならず、他人の個人情報を不法に売買、提供または公開してはならない。

この条文によると、個人情報は民法に従って保護されている。具体的には、これにより今後、身分証明書番号などの個人情報が侵害された場合は、該当者は個人情報権侵害を主張し、侵害差止めや損害賠償などの民事的な請求を行うことができる。

次は、特別分野に適用する個人情報保護法律である。

(4) 中華人民共和国住民身分証法（2003年制定・以下「住民身分証法」）

住民身分証法は個人情報という文言を用いた最初の法律であり、個人情報に関する定めは以下のとおりである。

住民身分証法 3 条：住民身分証明の登録事項は、氏名、性別、民族、生年月日、常住戸籍所在地の住所、住民の身分番号、本人の写真、証明書の有効期間および発行機関とする。

住民身分証法 6 条：公安機関とその人民警察は住民身分証の作成、交付、検査、押収によって知り得た公民の個人情報について、秘密を守らなければならない（3 項）。

住民身分証法 19 条：人民警察が次の各号に掲げる行為の 1 つをしたときには、情状に応じ、法によって行政処分される。犯罪を構成するときは、法によって刑事責任を追究される。

..... (5) 住民身分証の作成、交付、検査、押収によって知り得た公民の個人情報を漏らし、住民の適法な権利・利益を侵害すること。

住民身分証法 11 条：住民身分証の有効期間が満了し、公民が氏名を変更または身分証明書が著しく損傷して識別できないときには、証明書の更新を申請しなければならない。住民身分証の登録事項に誤りがあるときには、公安機関は遅滞なく訂正し、証明書を更新しなければならない。新しい証明書の受領にあたっては、古い証明書を返還しなければならない。住民身分証を紛失したときには、再発行を申請しなければならない（1 項）。

これらの条文によると、以下の 3 点が分かる。

①住民の身分証の個人情報の範囲：身分証に関する個人情報は氏名、性別、民族、出生年月日、写真などを含む（3 条に基づく）。

②公安機関と警察の守秘義務：公安機関と人民警察は住民の身分証の作成、交付、検査、押収によって知り得た公民の個人情報について、秘密を守らなければならない。秘密を守らず、公民の個人情報を漏洩した場合は、警察が情状に応じ、法律に基づいて行政処分⁶をする。犯罪を構成したときは、刑事責任を追究する（6 条 3 項と 19 条に基づく）。

③誤った個人情報の訂正：住民身分証の登録事項に誤りがあるときには、公安機関は遅滞なく訂正しなければならない（11 条 1 項に基づく）。

このように、多くの法律の中で、同法は初めて個人情報の文言を入れただけでなく、個

⁶その時の行政処分は 1993 年に国務院が公布した国家公務員暫行条例 33 条に基づいて警告、記過、記大過、免職、降格、解雇である。同条例 35 条に基づいて任免機関と監察機関が行政処分の権限を持っている。

個人情報の範囲や公安機関と警察の守秘義務や間違った個人情報の訂正も規定している。ここから、立法者は公民の個人情報の安全かつ個人の尊厳を重視するようになったと考えることができる。

(5) 中華人民共和国護照法（2006年制定・以下「護照法」）

護照法⁷にはパスポートに関する個人情報が規定されており、それは以下のとおりである。

護照法 7 条：パスポートの登録項目には、パスポート保有者の氏名、性別、生年月日、出生地、パスポートの発行日、有効期限、発行場所および発行機関が含まれる（1 項）。

護照法 9 条：外交・公用パスポートの登録項目には、パスポート保有者の氏名、性別、生年月日、出生地、パスポートの発行日、有効期限および発行機関が含まれる（1 項）。

護照法 12 条：パスポートの発行機関とその職員は、パスポートの作成と発行に当たって知った市民の個人情報の秘密を守らなければならない（3 項）。

護照法 20 条：パスポートの発行機関の職員がパスポートを取扱う過程で次のいずれかの行為をしたときは、法律に従って行政処分を受け、犯罪が発生した場合は、法律に従って刑事責任を問われる……（5）パスポートの作成または発行のために市民の個人情報漏洩、市民の合法的な権利と利益を侵害すること。

これらの条文によると、以下の 2 点が分かる。

①個人情報の範囲：個人情報は氏名、性別、出生年月日、出生地などを含んでいる（7 条と 9 条に基づく）。

②パスポートの発行機関とその職員の個人情報の守秘義務：パスポートの発行機関とその職員はパスポートの作成、発行によって知り得た公民の個人情報について、秘密を守らなければならない。職員が秘密を守らず、公民の個人情報を漏らした場合には法律に基づいて行政処分⁸及び刑事責任が追及される（12 条 3 項と 20 条に基づく）。

このように、護照法はパスポートの発行機関とその職員の守秘義務を規定している。これらが秘密を守らず、個人情報を漏洩したとき、同法は職員の行政処分及び刑事責任だけを規定している。ただ、発行機関とその職員の刑事責任について、中華人民共和国刑法の

⁷護照とは中華人民共和国外務省が発行するパスポートである。

⁸その時の行政処分は 2007 年に国務省が可決した行政機関公務員処分条例に基づいて行う。その 6 条は、「行政処分の種類は警告、記過、記大過、免職、降格、解雇」で、34 条は、「任免機関と監察機関が行政処分の権限をもっている」となっている。

中で個人情報に関する法条が 2009 年 2 月に初めて制定・施行されたが、施行以前に違反した行為については発行機関とその職員には刑罰を加えなかった。

(6) 中華人民共和国社会保険法（2010 年制定・以下「社会保険法」）

個人情報に関する社会保険法の規定は 81 条と 92 条である。具体的には以下のとおりである。

社会保険法 81 条：社会保険行政部門およびその他の関係行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関およびその職員は、法により雇用単位および個人の情報につき秘密を保持し、いかなる方法によってもこれを漏洩してはならない。

社会保険法 92 条：社会保険行政部門、その他の関係行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関およびその職員が雇用単位および個人の情報を漏らした場合は、直接責任を負う主担当者およびその他の直接の責任者に対して、法により処分する。雇用単位または個人に損失をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない。

これらは社会保険行政部門およびその他の関係行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関およびその職員に対する守秘義務である。具体的には、社会保険行政部門およびその他の関係行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関およびその職員は、法により雇用単位および個人の情報に関して秘密を保持し、いかなる方法によってもこれを漏洩してはならない（81 条に基づく）。個人の情報を漏洩した場合は、直接責任を負う主たる担当者およびその他の直接の責任者に対して、法律に基づいて処分する。個人に損失をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない（92 条に基づく）。

(7) 中華人民共和国住民身分証法（2011 年改正）

これは 2003 年に可決された住民身分証法に、個人情報に関する以下の 2 点を追加した。

①指紋情報を住民身分証の個人情報の範囲に追加した（3 条に基づく）。

住民身分証法 3 条：住民身分証明の登録事項は、氏名、性別、民族、生年月日、常住戸籍所在地の住所、公民の身分番号、本人の写真、指紋情報、証明書の有効期間および発行機関とする。

②身分証に登録した個人情報の漏洩を防止し、個人情報の安全を確保するために、19 条を追加した。この条文は関係がある機関とその職員が職務を遂行する過程や、サービスを提供する過程において知り得た住民の個人情報について、守秘義務があること、

違反した場合は、機関とその職員に行政処分⁹や刑事処罰を追及することを規定している。その刑事処罰は非法提供個人情報罪あるいは非法獲得個人情報罪で追及する。

住民身分証法 19 条：人民警察が次の各号に掲げる行為の 1 つをしたときには、情状に応じ、法によって行政処分をする。犯罪を構成したときは、法によって刑事責任を追及する。
... (二) 公民の身分番号を不法に変更し、または住民身分証に第 3 条第 1 項に定める事項以外の情報を記載し、或いは故意に正しくない情報を記載すること。... (五) 住民身分証の作成、交付、検査、押収によって知り得た公民の個人情報を漏らし、公民の適法な権利・利益権利・利益を侵害すること。

3 条と 19 条の条文の追加により、住民身分証において個人情報の範囲が明示的に規定された。同時に、個人情報を保護するために、関係がある機関とその職員に守秘義務があることも規定された。しかし、個人情報保護は一貫した措置を規定しなければならない。同法は関係がある機関とその職員の守秘義務のみを規定している。このような個人情報保護の段階の一部だけを規定したのでは、個人情報を効果的に保護できない。

(8) 中華人民共和国出境入境管理法 (2012 年制定・以下「出境入境管理法」)

出境入境管理法 5 条：国は統一された出入国管理情報プラットフォームを確立し、関連する管理部門の間での情報共有を実現する。

出境入境管理法 17 条：査証の登記項目には、査証類別、所持者氏名、性別、出生年月日、入国回数、入国有効期間、滞在期限、査証発行日、査証発行場所、旅券またはその他国際旅行証書番号などを含む。

出境入境管理法 85 条：出入国管理の職責を履行する職員に以下の行為の 1 つがあった場合、法により処分する。..... (3) 出入国管理業務において知り得た個人情報を漏洩し、当事者の合法的な権益を侵害したとき。.....

この法律は明文で個人情報の範囲を規定しており、関連する管理部門の間での情報共有を認めている。しかし、個人情報保護に対しての規定は不備である。たとえば、同法は出入国管理の職員の守秘義務を規定しているにもかかわらず、実行できない。具体的には、出境入境管理法 85 条は出入国管理の職員が職務を遂行する過程で知り得た公民の個人情

⁹その時の行政処分は 2007 年に国務省が制定した「行政機関公務員処分条例」に基づいて行う。その 6 条に基づき、行政処分の種類は警告、記過、記大過、免職、降格、解雇がある。34 条に基づき、任免機関と監察機関が行政処分の権限を持っている。

報を漏洩して個人の利益を侵害した場合、同法 85 条に基づいて処分することを規定している。しかし、処分の内容の詳しい説明はない。すなわち、処分の根拠がない。

(9) 中華人民共和国消費者權益保護法（2013 年改正・以下「消費者權益保護法」）

2013 年に改正された消費者權益保護法は 29 条で、以下のとおり個人情報保護を追加した。

消費者權益保護法 29 条：事業者は消費者の個人情報を収集・利用する場合、適法性、正当性及び必要性の原則に従い、情報の収集、使用の目的、方法及び範囲を明示し、かつ消費者の同意を得なければならない。事業者は消費者の個人情報を収集・利用する場合、その収集・利用の過程を公開しなければならない、法律と法規の規定、及び双方による情報収集・利用の約定に違反してはならない（1 項）。

事業者及びその職員は収集した消費者の個人情報について厳密に秘密を保たなければならない、これを漏洩し、販売しまたは不法に他人に提供してはならない。事業者は技術措置、その他の必要な措置を講じて、情報の安全を確保し、消費者の個人情報の漏洩、紛失を防止しなければならない。情報の漏洩・紛失が生じ、またはその可能性がある場合、直ちに是正措置を講じなければならない（2 項）。

事業者は消費者の同意若しくは請求がない場合、または消費者が明確に拒絶を表示している場合、消費者に営業上の情報を発信してはならない（3 項）。

この条文によって、以下の 4 点が明らかになった。

- ①消費者の個人情報は法に従って保護される。
- ②事業者は法に従って消費者の個人情報を収集、利用しなければならない、消費者の個人情報に対し厳格な秘密保持が課せられている。
- ③消費者の同意なく、事業者は商業的電子情報を送信してはならない。
- ④事業者が消費者の個人情報の権利を侵害した場合、相応する民事責任を負わなければならない。

2013 年までは個人情報保護法がなかったため、改正された「消費者權益保護法」の 29 条は消費者の個人情報保護に関する初めての法的規定となり、個人情報利用の規範化において重要な意義を持っている。

(10) 中華人民共和国サイバーセキュリティ法（2016年制定・以下「サイバーセキュリティ法」）

サイバーセキュリティ法は2016年11月7日に第12回全人大常務委員会第24回会議で可決された。同法の4章（第40条～第50条）はネットワークの情報の安全性を規定しており、他の法律に比べると、個人情報保護の内容が多い。例えば、適用対象はネットワーク製品・サービスの提供者、ネットワークの運営者（重要情報インフラの運営者を含む）、すべての個人及び組織、電子情報の事業者及び海外の組織、個人など幅広い。規定された具体的な内容は個人情報に関して告知・収集・利用・管理・査閲・更正・削除・侵害の予防・罰則などを含んでいる。それらの条文は、以下のとおりである。

サイバーセキュリティ法40条：ネットワーク運営者は、その収集したユーザー情報を秘密として厳格に保持するとともに、ユーザー情報保護制度を構築、整備しなければならない。

サイバーセキュリティ法41条：ネットワーク運営者は、個人情報を収集、使用するにあたり、合法、正当、必要の原則を遵守し、収集、使用の規則を公開し、情報を収集、使用する目的、方式及び範囲を明示するとともに、被収集者の同意を得なければならない（1項）。

ネットワーク運営者は、その提供するサービスに関係のない個人情報を収集してはならず、法律、行政法規の規定及び双方間の取決めに違反して、個人情報を収集、使用してはならず、かつ法律、行政法規の規定及びユーザーとの取決めに従い、その保存する個人情報を処理しなければならない（2項）。

サイバーセキュリティ法42条：ネットワーク運営者は、その収集した個人情報を漏洩、改竄、毀損してはならず、被収集者の同意を得ずして他人に個人情報を提供してはならない。ただし、処理作業を経て、特定の個人を識別できず、かつ復元できない場合を除く（1項）。

ネットワーク運営者は、技術的措置及びその他必要な措置を講じ、その収集した個人情報の安全を確保し、情報の漏洩、破損、紛失を防止しなければならない。個人情報の漏洩、破損、紛失が発生した、または発生する恐れがある場合は、直ちに救済措置を講じ、規定に従って速やかにユーザーに告知するとともに、関連の主管部門に報告しなければならない（2項）。

サイバーセキュリティ法43条：個人は、ネットワーク運営者が法律、行政法規の規定ま

たは双方間の取決めに違反して、その個人情報を収集、使用していることを発見した場合、ネットワーク運営者にその個人情報の削除を要求する権利を有する。ネットワーク運営者が収集、保存したその個人情報に誤りがあることを発見した場合は、ネットワーク運営者に訂正を要求する権利を有する。ネットワーク運営者は、削除または訂正の措置を講じなければならない。

サイバーセキュリティ法 44 条：いかなる個人及び組織も、窃盗またはその他不法な方法により個人情報を取得してはならず、個人情報を不法に売却または不法に他人に提供してはならない。

サイバーセキュリティ法 45 条：法によりサイバーセキュリティの監督管理に係る職責を負う部門及びその人員は、職責の履行中に知り得た個人情報、プライバシー及び営業秘密に対し厳格な秘密保持を行わなければならない、漏洩、売却または不法に他人に提供してはならない。

サイバーセキュリティ法 46 条：いかなる個人及び組織も、そのネットワーク使用行為に対して責任を負わなければならない、詐欺、犯罪方法の伝授、違法・使用禁止物品、規制対象品の制作または販売等の違法・犯罪活動に用いるためのウェブサイト、通信グループを設けてはならず、ネットワークを利用し、詐欺の実施、違法・使用禁止物品、規制対象品の制作及びその他の違法・犯罪活動にかかわる情報を公開してはならない。

サイバーセキュリティ法 47 条：ネットワーク運営者は、そのユーザーに公表する情報の管理を強化しなければならない、法律、行政法規で公表または提供が禁止されている情報を発見した場合、直ちに当該情報の提供を停止し、除去等の処理・措置を講じ、情報の拡散を防止し、関連の記録を保存するとともに、関連の主管部門に報告しなければならない。

サイバーセキュリティ法 48 条：いかなる個人及び組織も、送信する電子情報、提供するアプリケーションソフトウェアに悪意のあるプログラムを設置してはならず、法律、行政法規で公表または提供が禁止されている情報を含めてはならない（1 項）。

電子情報の送信サービスプロバイダー及びアプリケーションソフトウェアのダウンロードサービスプロバイダーは、安全管理義務を履行しなければならない、そのユーザーに前項で定める行為があることを知った場合、サービスの提供を停止し、除去等の処理・措置を講じ、関連の記録を保存するとともに、関連の主管部門に報告しなければならない（2 項）。

サイバーセキュリティ法 49 条：ネットワーク運営者は、ネットワーク情報の安全に関す

る苦情・通報プラットフォームを構築し、苦情・通報方式等の情報を公布し、ネットワーク情報の安全に関する苦情及び通報を速やかに受理、処理しなければならない（1項）。

ネットワーク運営者は、インターネット情報部門、関係部門が法により実施する監督・検査に協力しなければならない（2項）。

サイバーセキュリティ法 50 条：国家インターネット情報部門及び関係部門は、法によりサイバーセキュリティの監督・管理に係る職責を履行し、法律、行政法規で公表または提供が禁止されている情報を発見した場合、ネットワーク運営者に対し提供を停止し、除去等の処理・措置を講じ、関連の記録を保存するよう要求しなければならない。中華人民共和国国外を送信元とする上述の情報については、関係機関に対し情報の伝播を遮断する技術的措置及びその他必要な措置を講じるよう通知しなければならない。

また、同法は初めて法律で個人情報の概念を明確に定めている。サイバーセキュリティ法は附則で主要な用語の定義を規定している。それによると、個人情報とは、電子データ、その他の方式により記録され、単独またはその他の情報と組み合わせて自然人の個人の身分を識別することができる各種の情報をいう。これには、自然人の氏名、生年月日、身分証番号、個人の生物識別情報、住所、電話番号などを含むが、これらに限らない。

サイバーセキュリティ法 76 条：本法において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。……（五）個人情報とは、電子またはその他の方式で記録した単独またはその他の情報と組み合わせて自然人（個人）の身分を識別することができる、自然人の氏名、生年月日、身分証番号、個人の生体認証情報、住所、電話番号等を含むがこれらに限らない各種情報をいう。

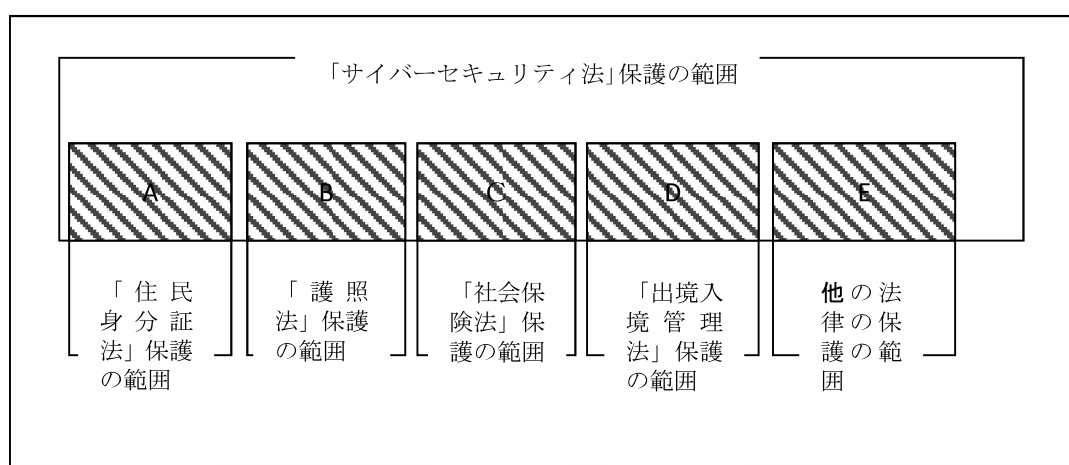
このように、サイバーセキュリティ法は個人情報保護に関する法制を強化し、国法における個人情報保護に関する部分をさらに進歩させている。他方、サイバーセキュリティ法には不備もある。同法において保護する対象はネットワークで取り扱われる個人情報だけである。また、重点的に保護するのは安全に関する情報であり、個人情報に対する規定は枠組み的に定めたに過ぎない。

以上のように、中国における個人情報保護については重要な特徴として一貫した個人情報保護法がなく、個人情報保護に関する法条は各種の法律の中に散在しているにすぎない。そして、諸法律の個人情報保護に関する規定は個人情報を取り扱う過程の一部だけである。

たとえば、住民身分証法、出境入境管理法、社会保険法、護照法などは主に守秘義務と職員
の責任のみを規定しており、他のことは規定していない。

また、個人情報保護の諸法は規定する範囲がオーバーラップしている。たとえば、住民
身分証法は住民身分証の分野で個人情報を保護する。この個人情報は電子個人情報と文書
個人情報をすべて含む。サイバーセキュリティ法は電子個人情報のみを保護する。そこで、
住民身分証の分野での電子個人情報は住民身分証法とサイバーセキュリティ法を同時に
適用することができる。（図4に個人情報保護の範囲を示した。）

図4 個人情報保護の範囲



（Aは「住民身分証」の分野での電子個人情報であり、Bは「護照法」の分野での
個人情報であり、Cは「社会保険法」の分野での個人情報であり、Dは「出境
入境管理法」の分野での個人情報であり、Eは他の分野での個人情報である。）
出典：筆者作成

最後に、諸法の中で個人情報の定義は統一化されていない。例えば、「サイバーセキュ
リティ法」によると、個人情報とは、電子またはその他の方式で記録した単独またはその
他の情報と組み合わせて自然人（個人）の身分を識別することができる、自然人の氏名、
生年月日、身分証番号、個人の生体認証情報、住所、電話番号等を含むが、これらに限ら
ない各種情報をいう。しかし、「住民身分証法」が規定する個人情報は、氏名、性別、民
族、生年月日、常住戸籍所在地の住所、住民の身分番号、本人の写真、証明書の有効期間
および発行機関である。「護照法」は氏名、性別、生年月日、出生地などである。

4 行政法規における個人情報保護の現状

2018 年に至る行政法規の個人情報に関する規定は、示したようになっている。

表 2 個人情報保護の行政法規

行政法規	個人情報に関する内容
<p>「政府情報公開条例（政府の情報公開条例）」 （2007 年制定）</p>	<p>行政機関は個人のプライバシーに関わる政府情報を公開してはならない。しかし、公民の同意が得られた場合、あるいは公開しないことが公共の利益に重大な影響をもたらすおそれがある場合には、公民の同意なしに公開できる（14 条 4 項に基づく）。</p> <p>公民は、行政機関が提供した自己の情報に誤りがあることを発見した場合、行政機関に訂正を求める権利がある（25 条 2 項に基づく）。</p> <p>政府情報公開工作主管部門と監察機関は行政機関に政府の情報公開を監督・検察する権力がある（30 条に基づく）。</p>
<p>「保安サービス管理条例」 （2009 年制定）</p>	<p>保安員証を申請した人が市政府公安機関の試験かつ審査を受け、合格した時、指紋を登録をすれば、保安員証を取得できる（16 条 1 項に基づく）。</p> <p>保安員の指紋の採取・保存に関する事項は公安部が、これを定める（16 条 2 項に基づく）。</p> <p>保安員は個人のプライバシーを侵害してはならない（30 条に基づく）。</p>
<p>「人口普查条例（国勢調査条例）」 （2010 年制定）</p>	<p>国勢調査は主に人口と住民を対象とする基本的な統計調査である。統計する事項は氏名、性別、年齢、民族、国籍、文化水準教育レベル、職業、移動状況、子供の有無、社会保障、婚姻、死亡、住所などを含む（12 条に基づく）。</p> <p>国勢調査で得られた個人の身分が識別または推測できる情報は、いかなる組織及び個人もそれを提供、または漏洩してはならない。また、それに基づき国勢調査対象者に対して具体的な行政行為を行ってはならない。国勢調査以外の目的に利用してはならない（33 条に基づく）。</p> <p>地方人民政府、政府統計機関及びそれらの職員が、国勢調査の資料を偽装・改竄した場合、任免機関あるいは監察機関から処分される、犯罪を構成した場合、刑事責任を追及される（34 条に基づく）。</p>
<p>「征信業管理条例（信用調査業管理条例）」 （2012 年制定）</p>	<p>法に基づき公開する個人情報を除き、個人情報の収集は、情報主体である本人の同意を得なければならず、同意無しに収集してはならない（13 条 1 項に基づく）。</p> <p>企業の理事、監事、高級管理者は職務に関する情報を個人情報としてではない（13 条 2 項に基づく）。</p>

	<p>個人の宗教信仰、遺伝、指紋、血液型、疾病及び病歴の情報、ならびに法律、行政法規が収集の禁止を規定するその他の個人情報を収集してならない（14条に基づく）。</p> <p>情報の主体は、信用調査機関に自身の情報を照会することができる。個人情報の主体は、毎年2回無料で本人の信用報告を取得する権利がある（17条に基づく）。</p> <p>他人或いは他の組織が信用調査機関から個人情報を収集したい場合、個人情報の主体の書面の同意を得なければならず、同時に、利用の目的を明確にしなければならない（18条に基づく）。</p> <p>情報の利用者は予定した目的に基づき個人情報を利用すべきである。予定した目的以外に利用してはならない。個人情報の主体の同意を得ず、他人に提供してはならない（20条に基づく）。</p> <p>信用調査機関の職員は職務の間に知り得た個人情報を秘密にしなければならない（22条2項に基づく）。</p>
<p>「鉄道安全管理条例（鉄道安全管理条例）」 （2013年制定）</p>	<p>個人は列車のチケットを買う時、有効な身分証の情報を入力するものとする。入力した身分情報と実際の情報が異なれば、鉄道輸送企業は個人に乗車を拒む権利がある（64条2項に基づく）。</p> <p>鉄道輸送企業は乗客の情報を保護しなければならない。鉄道輸送企業の職員は乗客の身分情報を漏洩・盗み取ってはならない（64条3項に基づく）。</p>
<p>「社会救助暫行弁法（社会救助の暫定弁法）」 （2014年制定）</p>	<p>社会救助の責任を負う職員は社会救助の間に得た国民の個人情報を、規定に基づく公告すべき情報以外、秘密にしなければならない（61条に基づく）。</p> <p>職務で得た個人情報を漏洩し、状況が重い場合、上級の行政機関あるいは監察機関が社会救助機関に改正の要求を行う。同時に、責任がある管理者に処分を科する（66条に基づく）。</p>
<p>「居住証暫行条例（居住証の暫定弁法）」 （2015年制定）</p>	<p>国家機関と職員は職務によって知り得た公民の個人情報について、秘密を守らなければならない（17条に基づく）。</p> <p>国家機関と職員が職務を執行した際知り得た公民の個人情報を他人に売買または不法に提供した場合、処分される。犯罪を構成した場合、刑事責任を追及される（20条に基づく）。</p>
<p>「戒毒条例（麻薬中毒者治療条例）」 （2018年改正）</p>	<p>麻薬中毒治療者の個人情報は秘密を守られなければならない（7条に基づく）。</p> <p>医療機関は自分の意志で治療する麻薬中毒者と合意のうえ、麻薬中毒者の個人情報について協議する（10条に基づく）。</p> <p>公安、司法行政、衛生行政などの部門の職員が麻薬中毒者の個人情報を漏洩した場合、法律に基づき処分される。犯罪</p>

	を構成した場合、刑事責任を追及される（43条に基づく）。
--	------------------------------

出典：筆者作成。

法律と同様、個人情報保護に関する規定は行政法規にも散在している。そして、行政法規においても一貫した個人情報保護の措置はなく、諸行政法規は個人情報の取り扱いの一部だけを規定している。たとえば、「保安サービス管理条例」は公安機関が保安員の指紋情報を収集・保護することを規定しており、「人口普查条例（国勢調査条例）」は国勢調査の内容と保有した情報の保護を規定しており、「征信業管理条例（信用調査業管理条例）」は個人情報の収集・利用・職員の守密義務を規定している。

しかし、法律と異なり、個人情報保護について行政法規が規定した分野と法律の分野は異なる。具体的には、国法のレベルにおいては、政府情報公開分野、保安サービス管理分野、国勢調査分野、信用調査業管理分野、鉄道安全管理分野、社会救助分野、居住証分野、麻薬中毒者治療分野での個人情報保護に対して規定がない。それらの規範は行政法規のみに規定されている。

以上のように、法律と行政法規の現状から、中国では個人情報に対する保護は、法律があれば、法律に基づき、法律なければ、行政法規に基づくということである。行政機関とその職員が法律或いは行政法規に違反し、処分を科される場合は「行政機関公務員処分条例」に基づく。犯罪を構成した場合は、刑法に基づき刑事責任を追及される。個人の救済には 2 つの方法があり、行政不服と行政訴訟である。行政不服は行政復議法に基づき、行政訴訟は行政訴訟法に基づく。

5 中国法曹界の議論

前述したように、中国では一貫した個人情報保護法は存在せず、個人情報保護の規定は他の法律や法規の中に散在している。このような現状に鑑み、中国の法曹界は個人情報保護法を構築すべきことを指摘した。例えば、劉巍は 2007 年に発表した「論個人信息的行政法保護（行政法における個人情報保護）」¹⁰で、行政機関による個人情報の活用が国民の日常生活に身近な存在となるに至っているということを指摘した。そして、行政機関の個人情報に関しては取り扱う権限を規定し、国民の個人情報や利益を保護するため、早め

¹⁰劉巍「論個人信息的行政法保護」、『行政法研究』(2)、2007年、pp.29-34。

に行政法の属性を持つ個人情報保護法を制定することを主張した。

2017年3月に開催された第12回全国人民代表大会第5次会议で卢建平と張新宝は個人情報の合法的保護と合理的利用について記者のインタビューを受けた時、個人情報保護法を憲法の原則に基づき、専門的な法律として制定すべきであると主張した。肖登輝も2017年に発表した「论行政机关个人信息保护的收集与个人信息保护的冲突的协调（行政機関における個人情報の収集と利用との協調）」¹¹で行政法の属性を持つ個人情報保護法を制定する必要があると主張した。

中国の法曹界の議論を踏まえ、2006年以前の立法環境と現在の環境との比較を通して、中国には一貫した個人情報保護に関する立法のタイミングが到来したと筆者は考える。それは以下の理由からである。

この章の第二節の2の冒頭部分で述べたように、中国では2003年、国务院情報化工作弁公室が、周漢華をリーダーとするグループに「個人情報保護法」大綱の制定を委託した。そして、周漢華とそのグループは2005年に「個人情報保護法」大綱を制定した。しかし、この大綱は立法化に至らなかった。その原因の1つは、2008年に中国の国家大部制改革で国务院情報化工作弁公室の設置が廃止され、国务院情報化工作弁公室の一部の職務が中華人民共和国工業情報化部に受け継がれたことである。しかし、これよりも大きい原因はその当時一貫した法律を規定する機がまだ熟していなかったのである。当時の電子情報の状況は次のようであった。

①2006年以前、中国の情報化は開発度が低かった。

「第16回中国互連ネットワーク発展状況統計報告（第16回中国インターネット発展状況統計報告）」¹²のデータによれば、中国における1998年6月30日から2005年6月30日までのオンライン電子計算機の数とユーザーの人数は、表4のようであった。

¹¹肖登輝「論行政机关个人信息保护的收集与个人信息保护的冲突的协调」、『理論与实践』、2017年、pp.69-71。

¹²「第16回中国互連ネットワーク発展状況統計報告」、中国互連ネットワーク中心 <http://www.cnnic.com.cn/hlwfzyj/hlwzbg/200906/P020120709345358978614.pdf> 取得年月日 2019年4月1日（中国互連ネットワーク中心（China Internet Network Information Center、CNNIC）は、1997年6月3日に創設され、現在は中央网络安全和信息化委員会弁公室に直属する機関である。当該機関の職務は主に国家のインターネット管理である）。

表4 オンライン電子計算機の数とユーザーの人数
(1998年6月30日～2005年6月30日)

年月日	電子計算機の数 (単位:万台)	ユーザー人数 (単位:万人)
1998年6月30日	54.2	117.5
1999年6月30日	146	400
2000年6月30日	650	1,690
2001年6月30日	1,002	2,650
2002年6月30日	1,613	4,580
2003年6月30日	2,572	6,800
2004年6月30日	3,630	8,700
2005年6月30日	4,560	10,300

出典：「第16回中国互連ネットワーク発展状況統計報告」により、筆者作成。

2005年時点の中国人口は12億9,533万人¹³である。表8によると、2005年には28人のうち1人しかパソコンを持っておらず、13人のうち1人だけがインターネットを利用してはにすぎない。

②政府のインターネットの利用効率が低かった。

2019年でも、政府が保有している電子計算機数を統計する文献や報告書はまだない。しかし、「第16回中国互連ネットワーク発展状況統計報告」から、2005年の中国電子政府(electronic government、e-Gov)の普及率が低かったことが分かる。その報告によると、2005年に.cnというドメイン名の数は622,534である。諸分野のドメイン名の数と.cnのドメイン名の数との百分率を表5に示した。表5をみると、政府の分野を示すgov.cnは.cnの3.2%にすぎない。

表5 2005年の諸分野のドメイン名の数とCNのドメイン名の数との百分率

	ac.cn	com.cn	edu.cn	gov.cn	net.cn	org.cn	行政区域.cn	.cn
数	887	226,595	2,358	19,802	28,325	12,116	38,859	293,592
百分率	0.1%	36.5%	0.4%	3.2%	4.6%	1.9%	6.3%	47.3%

出典：「第16回中国互連ネットワーク発展状況統計報告」

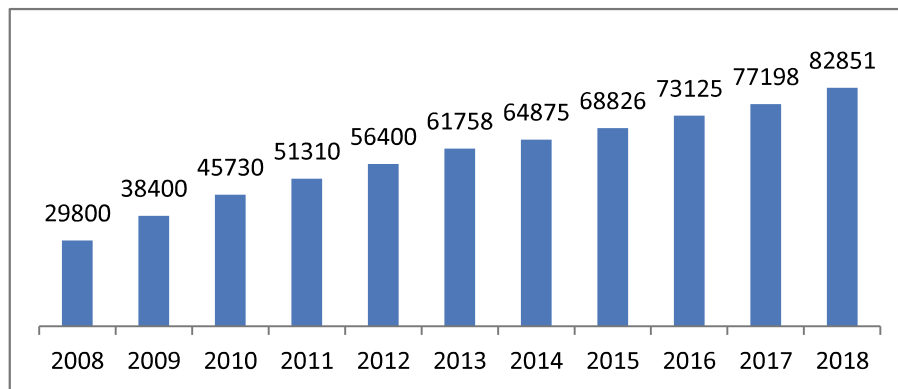
¹³中国における国勢調査は10年間に1回行う。2000年に中国は第5回国勢調査を行った。その結果、2000年の中国の人口は12億9,533万人であった。次の国勢調査は2010年に行った。

③国民の個人情報保護の認識が不足していた。

先行研究で述べたように、2005年以前は、学者たちが個人情報を研究対象として発表した論文は50篇に満たない。このことからわかるように、2005年までは個人情報を理解していた学者は少なく、まして一般の人々はなおさらである。

以上の状況から、2005年の時点では一貫した個人情報保護の法律を規定する機がまだ熟していなかったことは明らかである。しかし、2005年と異なり現在は、一貫した個人情報保護の立法のタイミングが到来した。情報化の進展により電子計算機やネットワークの利用が日常生活にも必要不可欠のツールとなるにつれて、一貫した立法の必要性が高まった。具体的には情報化の進展は以下のとおりであった。

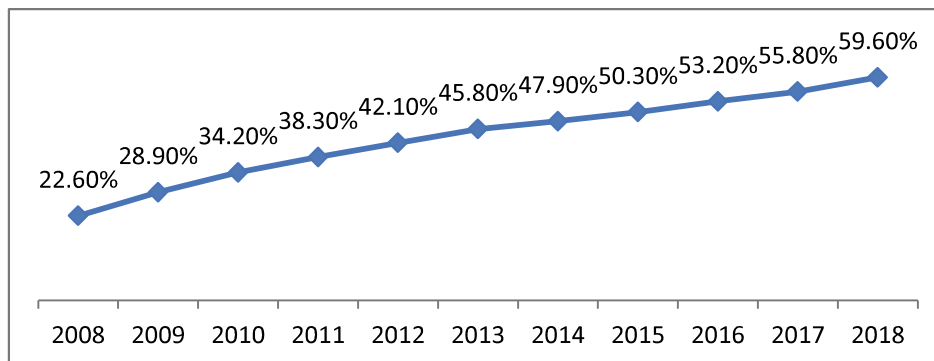
図5 中国におけるユーザーの数（2008年12月～2018年12月、単位：万人）



出典：「第43回中国互連ネットワーク発展状況統計報告」

①情報化の進展により中国のユーザーの数とインターネットの普及率が激増した。図5のように、2018年12月にはユーザーの数は82,851万人であり、2005年（10,300）の8倍である。また、インターネットの普及率はほぼ60%になった（図6）。

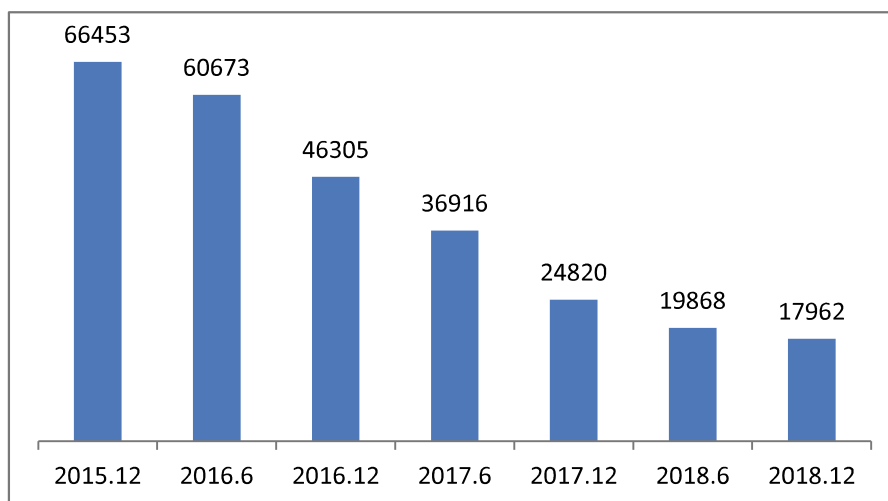
図6 中国におけるインターネットの普及率（2008年12月～2018年12月）



出典：「第43回中国互連ネットワーク発展状況統計報告」

②政府は省内で共有する個人情報データベースを積極的に構築している。まず、国家的にスーパー個人データベースが構築された。2002年8月、中央弁公庁と国務院弁公庁が必要と主張した人口基礎データベースの構築は2017年11月に完成した¹⁴。このデータベースは公安部が主導して、教育部、民政部、人力資源と社会保障部、衛生と計画生育委員会が共同で構築し、公民の身分番号を唯一の標識とする全国をカバーする国家データベースである。また、それぞれ政府機関のウェブページに散在するデータが共通していなかったため、政府はウェブページを統合したり、データを共有したりした。その結果、政府のウェブページの量は2015年12月に66,453個であったものが、2018年12月には17,962個になった（図7）。

図7 中国政府のウェブページの量（2015年12月～2018年12月、単位：個）



出典：「第43回中国互連ネットワーク発展状況統計報告」

③中国には一貫した個人情報保護法がないため、中国の政府や企業、個人は他の国と個人情報を作り取り行為が制限されている。EU加盟国や日本などは第三国へ個人データを移転する時に、当該第三国に十分なレベルの保護措置がある場合に限り、移転できることを規定している。これに鑑み、一貫した個人情報保護法をまだ規定していない中国にとって、立法の必要性は緊急である。

これらのほか、中国は2003年から個人情報保護に関する条文を徐々に規定してきた。

¹⁴「国家人口基礎情報庫已存儲有効人口信息 13.99 億」、sohu 新聞 http://www.sohu.com/a/205683-495_120702 取得年月日 2018 年 11 月 11 日。

そのため、現在に至るまで、中国には個人情報保護の立法経験が徐々に蓄積されている。したがって、中国には個人情報保護の立法化のタイミングが到来したと考える。

第二節 法律適用の例

中国の法律では多かれ少なかれ個人情報保護に関する条文を規定している。しかし、それらを具体的な事例に適用しようとするれば不備が現れる。以下に個人情報の安易な漏洩と行き過ぎた保護をもたらした事件である「徐玉玉案」と「滴滴出行案」を取り挙げ、事件の概要と法律がどのように適用されたかを見てみよう。

1 「徐玉玉案」

事例の概要¹⁵

「徐玉玉案」は個人情報の安易な漏洩によって起こった事件である。

2016年、女子高校生の徐玉玉は、6月に実施された全国大学統一入試で586点を取り、南京郵電大学英語学部合格し、9月に入学予定だった。しかし、9月9日に教育当局の担当者を名乗る人から奨学金2,600元を支給するという電話があった。徐の銀行カードには、いつでも大学に学費等（学費5,600元、寄宿代1,000元、その他3,400元は生活費）を収められるように、1万元が入っていた。その中の9,900元を指定先に振り込めば、それに2,600元がプラスされて戻ってくる（合計1万2,500元）と電話の主は説明した。

徐玉玉は疑いもせず、その電話の指示に従い、すぐに家の近くのATMで指定口座に9,900元を振り込んだ。ところが、これが詐欺だったのである。すぐに徐玉玉は家族と共に公安の派出所へ被害届けを出しに行った。しかし、帰宅する途中、健康で病歴がないにもかかわらず徐玉玉は心臓麻痺を起こし、病院に運ばれたが死亡した。

一方、容疑者の杜天禹はIT技術を利用し、2016年に山東省の大学入試申し込み個人情報システムに登録し、多くの学生（徐玉玉を含む）の個人情報を手に入れた。杜天禹はこれを1人につき0.5円で1,800人分を売った。それを買った容疑者の陳文輝が徐玉玉の学

¹⁵ 「徐玉玉案審判記実（徐玉玉案の審判記録）」、<http://www.chinatrial.net.cn/news/9995.html> 取得年月日 2019年1月25日。

費を騙し取ったのである。

事例の分析

この事件は最終的に刑事事例として杜天禹と陳文輝の刑事責任が追及されたが、国の教育部門による受験者の個人情報の管理にも問題があると思われる。しかし、現法律からみると、教育部門の個人情報の安全確保義務はまだ規定されていない。そのため、国の教育部門は個人情報の漏洩に対して法的責任を負う義務はないのである。個人情報保護の重要なポイントは情報が漏洩した後に責任を追及することよりもむしろ、情報を収集する時から情報の漏洩を予防することである。

この事件から、個人情報保護について法律の不備と公的機関の側の管理の杜撰さが明白になった。そのため、国民は公的機関が保有する個人情報が漏洩して自己の利益が侵害されることを心配した。そして、自己の利益を保護するため、国民は公的機関に対して保有する個人情報を十分に保護するよう要求した。

この「徐玉玉」事件を契機とし、個人情報保護が初めて民法に入れられた。「徐玉玉」事件の前、民法は個人情報の保護を規定していなかった、2015年8月28日の「民法総則（草案）・民法室室内稿」、2015年と2016年5月のパブリックコメントを実施した結果による修正「民法総則稿」及び2016年6月27日の「民法総則（法案一次審議稿）」も規定しなかった。しかし、この事件の影響から、最終的に2017年に「民法総則」は111条を増加し、個人情報保護を規定した。

2 「滴滴出行案」

逆に「滴滴出行」は個人情報の過剰な保護によって起こった事件である。

「滴滴出行」アプリの紹介

「滴滴出行」のシステム：「滴滴出行」とは中国で人気の配車アプリであり、2015年から一気に普及し、現在に至っている。「滴滴出行」の使い方は、以下のようである。

- ①車の呼び出し：ユーザーはアプリで出発地と目的地を入力し、「呼叫快車（車を呼び出す）」のボタンを押す。近くの車が車を呼び出す通知をもらって予約を確認する。予約確認が終れば、運転手の写真（ない場合もあり）、車のナンバー、色、車

種が表示される。そして後何分位で着くか、車の現在地、到着時間が示される。

②乗車中：乗車中、アプリは車の路線と現在地を示す。

③到着後：「滴滴出行」の運賃は現金では支払えず、WeChat またはアリペイなど（現地の銀行口座と直結する決済アプリと連動する）で支払う。

タクシーと違い、「滴滴出行」はユーザーが車を呼び出した時間、出発地、目的地、決済情報などの個人情報はすべて保存する。

事例の概要¹⁶

2018年8月24日、浙江省在住の女性趙さん（20歳）は午後、友人の誕生日会に参加するために、「滴滴出行」を利用した。14時9分に車に乗った趙さんは、WeChatで友人に「運転手が山道を通っている。周辺に車がなく、怖い」とメッセージを送った。その5分後には友達に「助けて、助けて」と送った。その後、連絡が取れなくなった。

15時42分に趙さんからメッセージを受けた友人が滴滴カスタマーサポートに連絡した。滴滴の側は、「セキュリティーの専門家が対応します。時間がかかるので、1時間以内に返事します」と回答した。待っている1時間間に友人は趙さんの安全を確認するため7回も滴滴カスタマーサポートに連絡したが、滴滴の側は毎回「お待ちください」と言った。

16時41分、友人は趙さんが心配で、永嘉上塘の警察署に通報した。警察官は滴滴カスタマーサポートに連絡し、趙さんが乗っている車の運転手の個人情報と車のナンバーを要求した。滴滴カスタマーサポートは「個人情報に関する事なので、セキュリティーの専門家が対応する。お待ちください」と回答した。17時13分、滴滴は「運転手と連絡を取ったが、乗客は乗せていません。」と応じた。警察官は乗客を乗せていないという答えに対して質疑を出し、もう1回趙さんが乗っている車について運転手の個人情報と車のナンバーを聞いた。20時、警察官はその情報をもらった。翌日の早朝に警察官が運転手の身柄を拘束し、趙さんの遺体を見つけた。

事例の分析

この事件で、警察官による運転手の個人情報収集の過程は全国の至るところで関心を引

¹⁶「警方发布乐清滴滴司机杀人案警方接处警工作核查通报」、http://www.sohu.com/a/250078386_123753 取得年月日 2019年1月20日。

き起こした。多くの人は、この事件で警察が早く運転手の個人情報を受け取ってれば、趙さんは死なないですんだかもしれないと思った。

事実、本件の中で、警察は趙さんを救助するため、滴滴カスタマーサポートから趙さんの乗った車の運転手の個人情報を収集する権源と義務があった。すなわち、「中華人民共和国警察法」（以下「警察法」）に基づき、公安機関の警察の職務は、①違法かつ犯罪活動を予防・制止・偵察し、②社会の治安秩序を維持し、社会の治安秩序に危害を与える行為を制止することなどであり（6条）、人民警察は法によって職務を執行し、公民と組織は支持、協力をしなければならない（34条）となっている。しかし、滴滴カスタマーサポートの側は個人情報を保護しすぎていたため、警察に運転手の個人情報を伝える時間が遅れた。最終的に警察は救出可能な時を逃してしまった。

この事例からみると、個人情報を保護しすぎることは、警察による事件の捜査や、犯罪発生の予防などには役に立たない。

第三節 問題点

第一章の第三節と本章の前節で述べた具体的な事例から、高度情報化社会の今日、個人情報の活用は公的機関の行政効率の向上に益するが、同時に個人情報が漏洩すると個人の利益を侵害する恐れもあるということが容易に分かる。これは個人情報の利用と保護との衝突というより、個人情報における個人の尊厳と公共性との衝突であると思われる。いいかえれば、個人情報において個人の尊厳の保護と公共性の保護は、つねに緊張関係にある問題である。

かつては人々には個人の尊厳や公共性の認識が不足していたために、両者の衝突の解決方法はどちらか1つを選択し、他を放棄することであった。しかしながら、情報化時代が到来する前から個人の尊厳は次々に具現化され、ますます重視されるようになった。例えば、以前、保護されていた通信とは、電話や手紙などの通信手段であったが、現在はメールなどインターネットによる通信手段も含んでいる。

第一章の「個人情報の権利の誕生」で述べたように、以前は法的な生命の権利の範囲は物理的侵害からの自由であったが、今やその範囲は精神性、感性、知性の保護や人生を楽しむ権利にまで広がっている。

一方で、情報の公共性も一層重視され利用されている。個人情報の利用は、当初の政策の制定、人口統計のためから、今日では、医療や教育などの社会分野、さらには、個人信用、配車などの分野に拡大し、人々の日常生活に身近な存在となっている。とくに、個人情報の公共性は政府の行政効率と警察の治安の維持に結び付いている。

したがって、個人の尊厳と公共性との緊張関係は適切に解決されなければ、木村哲也ほか『狙われる！個人情報・プライバシー被害救済の法律と実務——』で主張したプライバシーと治安の維持との衝突が現実のものとなるであろう。

プライバシーの保護を強調するあまり、治安当局による一切の個人情報の収集を禁止してしまえば、犯罪者の活動を容易にし、治安の悪化を招くことになる。反対に、治安の位置がいかなる場合も個人のプライバシーに優先するという立場をとってしまうと、私たちは常に国家権力の私生活への干渉に怯えて暮らさなければならず、極めて窮屈な、自由な行動や発言のできない暗黒社会になってしまう¹⁷。

このような認識に立って、個人の尊厳と公共性との衝突を解決するために、過去の二者択一的方法ではなく、個人の尊厳を保護すると同時に、情報の公共性を最大限に発揮して大きな利益を創出しなければならない。中国の個人情報保護法制の現状を踏まえ、個人の尊厳と公共性との協調ができる個人情報保護法を早急に設ける必要がある。

小括

中国の法の存在形式はおもに憲法、法律、行政法規、法律解釈、自治法規（自治区、自治州、自治県の自治法規）、部門規章、地方法規（省、直轄市、区を設けている市の法規）、地方規省（省、直轄市、区を設けている市の規章）である。本論文では主に法律と行政法規の中の個人情報保護の条文を検討した。

現在、中国には一貫した個人情報保護法がまだない。個人情報保護に関する規定は各法律の中に散在している。それらの法律を整理すると、個人情報保護に関する法律は2つの類型に分けることができる。すなわち、一般法と特別法である。一般法は「中華人民共和国刑法」と「中華人民共和国民法総則」である。特別法は「中華人民共和国住民身分

¹⁷木村哲也ほか『狙われる！個人情報・プライバシー——被害救済の法律と実務——』、民事法研究会、2005年、p.253。

証法」、「中華人民共和国消費者權益保護法」、「中華人民共和国出境入境管理法」、「中華人民共和国社会保険法」、「中華人民共和国護照法」、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」である。

これらの法律の条文を検討すると、中国の法律は不備であることが分かる。たとえば、諸法律の個人情報保護に関する規定は個人情報を取り扱う過程の一部だけであり、そして規定する範囲もオーバーラップしている、個人情報の定義が統一されていないことなどである。

法律と同様、個人情報保護に関する規定は行政法規にも散在しており、ここにも一貫した個人情報保護の措置がなく、諸行政法規は個人情報の取り扱いの一部だけを規定している。しかし、法律と異なり、個人情報保護について行政法規が規定した分野と法律の分野は異なる。具体的には、国法のレベルにおいては、政府情報公開分野、保安服務管理分野、国勢調査分野、信用調査業管理分野、鉄路安全管理分野、社会救助分野、居住証分野、麻薬中毒者治療分野での個人情報保護に対して規定がない。それらの規範は行政法規のみに規定されている。

中国法曹界は中国の個人情報保護法制の現状に鑑み、個人情報保護法を構築すべきことを指摘した。しかし、法曹界は今がその時期であるかどうかについては言及していない。筆者は「中国互連ネットワーク発展状況統計報告」から、中国法制の現状の分析を通し、中国における個人情報保護立法のタイミングが到来していると考ええる。

また、「徐玉玉案」と「滴滴出行案」の 2 つ事例の分析を通し、中国の現行法律が個人情報の安易な漏洩と行き過ぎた保護をもたらすことを示し、現行の個人情報保護の適用の不備を示した。

最後に、前述のとおり、個人情報において個人の尊厳の保護と公共性の保護は、つねに緊張関係にある問題である。しかし、これは二者択一の問題ではなく、個人の尊厳を保護すると同時に、情報の公共性を最大限に発揮して大きな利益を創出しなければならない。中国の個人情報保護法制の現状を踏まえ、個人の尊厳と公共性との協調を図る個人情報保護法を早急に設ける必要がある。

第三章 中国の個人情報保護法制をめぐる理論の現状

先行研究の部分で述べたように、個人情報を法的独立研究対象として具体化しはじめてから約 30 年になる。この期間、中国では多くの個人情報保護に関する論文が発表された。一部の学者は自分自身の学説を構築し、別の一部の学者は外国の理論に基づき、中国の現状を踏まえ、自分の考えを提出した。また別の学者は中央政府に依頼されて、個人情報保護法の専門家意見稿を作った。この章ではそのうちの代表的な 4 人の学者の学説を説明する。すなわち、王利明説、劉徳良説、張新宝説、周漢華説である。

第一節 王利明説

個人情報がプライバシーと別かどうかを基準とすれば、王利明説は 2012 年を境にそれ以前とそれ以降に分けられる。

2012 年以前の王利明説は、個人情報とプライバシーとをはっきり区別することがなかった。つまり、2012 年以前の論文には個人情報だけを研究対象としての論文はなく、個人情報がプライバシーであることや個人情報をプライバシーに含むと主張する。代表的な論文は 2007 年に発表された「隱私權内容探索（プライバシー権の中身について）」¹と 2009 年に発表された「隱私權的新發展（プライバシーの新たな發展）」²である。

しかし、2012 年、王利明は「個人信息資料權並不能完全為隱私權所涵蓋、且与之存在

¹王利明「隱私權内容探索」、『浙江社会科学』、2007 年 5 月、pp.57-79。この論文の中で、プライバシーとは何かを次のように述べた。「プライバシーとは、まず個人が公開していない情報、資料などであり、市民が公開や他人に知られたくない個人の秘密である……個人の秘密は異なる標準によって、分類の結果が違ふ。例えば、ネットワークと関連するかどうかによって、ネットワーク個人情報と非ネットワーク個人情報に分類される……対象によって、個人情報、家庭情報、交際関係の情報などに分類される。内容によっては、生理情報、体のプライバシー、健康のプライバシー、財産のプライバシー、家庭のプライバシー、談話のプライバシー、遺伝子のプライバシーなどに分類される。（pp.57-79。）」これによって、王利明がプライバシーが個人情報であると考えていることが認定できる。しかも、このプライバシーを研究対象としての論文の中で、個人情報の語を何度も見つけることはおかしくない。

²王利明「隱私權的新發展」、『人大法律評論』、2009 年（01）、pp.3-27。この論文の中で、王利明は個人資料は特定の個人と関係があり、個人の特徴を反映し、個人を識別できるものであるを定義づけた。この定義は現在の個人情報の通説の定義と同じである。そのため、「隱私權的新發展」の中において、個人資料は個人情報と同じものであろう。また、この論文で、王利明はプライバシー権は最初、1 人で放っておかれる権利から個人の秘密へ拡大し、更に個人資料、身体、健康、財産、遺伝子などへ拡大しつつあることを指摘した。ここで挙げた身体、健康、財産、遺伝子など情報は現在の人々が認める個人情報である。しかも、この論文は個人情報如何プライバシー権の範囲へ変化するかを 4 ページにわたって説明した。これらに基づく、「隱私權的新發展」は、個人情報がプライバシーからはっきり区分しない。

明显差異——個人信息資料權是一項獨立權利（個人情報資料權イコールプライバシー権ではなく、それとは大きく異なる——個人情報資料權とは独立した権利である）」と「隱私權概念的再界定（プライバシー概念の再定義）」² 2 つ論文の発表を通じ、個人情報をプライバシーから区別して、独立させ、個人情報独立の権利となるべきだと提唱した。区別の根拠は個人情報とプライバシーの内容、権利の内容、救済の結果であり、具体的には以下のとおりである。

個人情報の内容から見ると、個人情報は特定の主体に関連しており、直接あるいは他の情報と組み合わせて特定の個人を識別できる。例えば、個人の顔情報や身分証情報や電話番号などである。しかし、すべての個人情報がプライバシーに属するわけではなく、その中の一部が公開される可能性があり、また、その中の一部は公開されなければならない。

権利の内容から見ると、個人情報権には更新、訂正などの内容が含まれているが、プライバシー権の内容は消極的な防御である。いいかえれば、個人情報権の保護の焦点は利用することを含む、プライバシーの保護の焦点はプライバシーの公開や漏洩を防止することにある。

救済の結果から見ると、個人情報権が侵害された場合には、慰謝料あるいは賠償金を請求することができる。しかし、プライバシー権が侵害された場合は、慰謝料だけを請求することができる。³

そのため、2012 年以降、王利明は個人情報を独立した対象として研究するようになった。例えば、「論個人信息權在人格權法中的地位（個人情報権の人格權法における位置づけについて）」⁴、「論個人信息權的法律保護——以個人信息權与隱私權的分界為中心（個人情報権の法的保護——個人情報権とプライバシー権との区別を中心として）」⁵、「個人情報如何保護（個人情報ほどのように保護すべきか）」⁶、「個人信息保護亟需完善立法（個人情報保護に対する立法が急務である）」⁷、「数据共享与個人信息保護（データの共有と個人情報の保護）」⁸などである（ここでの各論文は、後述の「2012 年以後」の

³この主張は王利明が「個人信息資料權並不能完全為隱私權所涵蓋、且与之存在明显差異——個人信息資料權是一項獨立權利」と「隱私權概念的再界定」に記述している。

⁴王利明「論個人信息權在人格權法中的地位」、『蘇州大學學報』、2012 年、pp.68—75。

⁵王利明「論個人信息權的法律保護——以個人信息權与隱私權的分界為中心」、『現代法學』、2013 年（35）、pp.62—72。

⁶王利明「個人情報如何保護」、『当代貴州』、2015 年、p.63。

⁷王利明「個人信息保護亟需完善立法」、『民主与法制時報』、2016 年 10 月 13 日、第 005 版。

⁸王利明「数据共享与個人信息保護」、『現代法學』、2019 年（41）、pp.45—57。

部分で詳しく説明する)。

以下、王利明における個人情報保護に関する提案を、2012年を境界線として2つの部分に分け、概要を述べる。

(1) 2012年以前

この時期の王利明説は個人情報の保護に対して消極的な保護を主とし、積極的に保護することを補助とすると主張したところに特徴があった。

①消極的な保護を主とすること⁹

王利明説にいう消極的な保護は初期の人々の要望と同様に私生活を暴露されない保護である。氏によれば、この保護は主に個人情報の不正な開示や不正な調査を防止することを中心とするため、法律でこれらを規定すべきだと主張している。具体的には、法律の中に以下の内容が含まれなければならない。

ア 個人の情報は他人や組織によって不当に開示や公開を受けない。

イ 情報主体の同意を得ず、情報主体の私生活が不当に調査、公表を受けられない。

ウ 情報主体は上記権利が侵害された場合に、救済措置をとる権利がある。

これ以外に、王利明は情報主体が個人情報の公開・利用・放棄を決める権利があることも提唱している。すなわち、情報主体(個人)は、法律や公序良俗に違反しないことを前提に、特定の場合、または一定範囲内で自己の情報を公開、利用、放棄を自由に選択する権利があるというのである。

②積極的な保護を補助とする

情報社会の進展につれて、個人情報の利活用はビジネス価値の創造に益することがますます重要になる。そのため、王利明は個人情報の保護は、私生活を秘密として保護するだけでなく、情報主体に自己情報決定権を保有させることを主張している。王利明の「隱私權内容探索」によると、自己情報決定権は、情報主体がどのような情報を誰に公開し、利用すべきかどうかを決定する権利があり、積極的な保護権を持つのである¹⁰。

⁹王利明「隱私權内容探索」(『浙江社会科学』、2007年5月)を参照。

¹⁰王利明は「隱私權内容探索」で「……プライバシーはますます商業的価値があるから、情報主体は個人情報やデータに対して、どのように利用する権利とどの範囲で利用するかを決定する権利があるべきである……権利者は、個人情報に対して消極的な秘密保持権を持つほかに、どの情報を誰に公表または利用すべきかを決定する権利を有し、積極的な保守権を有するべきである。例えば、個人情報の誤りが生じた場合、権利者はその情報を訂正する請求の権利がある……」と記述している。

以上のように、王利明説における個人情報の消極的な保護は私生活に対する保護であり、積極的な保護は自己情報決定権を保護することである。両者を比較すると、私生活の保護は私生活が侵害されることから防止することが中心であるか、自己情報決定権の保護は個人的生活関係をいつ、どこまで公開するかを、基本的に自身で決定する保護を中心とする。

王利明が消極的な保護を提唱しつつ、積極的な保護をも提唱したのは外国の学者の影響を受けたからである。たとえば、アメリカ人学者の Charles Fried である。Charles Fried は、個人情報権は他人に私たちの個人情報を取得させないだけに限らず、私たちが自己の個人情報の使用や流通をコントロールできることに拡大すべきことを主張する。Charles Fried の影響を受けて王利明は、情報主体が自己の情報に対して保有する権利は私生活の守秘のほか、決定権も含まれると述べた¹¹。

王利明が自己情報決定権に関する主張は、Charles Fried などの外国学者の影響を受けたのみならず、国際の個人情報のガイドラインの規定からの影響をも受けた。「OECD プライバシー・ガイドライン」の 8 原則¹²と「APEC プライバシーフレームワーク」¹³の 9 原則¹⁴において、私生活の保護だけでなく、自己情報決定権の保護も強調されているが、これらは王利明が主張した自己情報決定権の内容とほぼ一致している。

(2) 2012 年以後

この節の冒頭で述べたように、2012 年以降王利明は個人情報をプライバシーから分離し、単に個人情報をいかに保護するかを論じた。まず、王利明は「論個人情報権在人格権法中的地位（人格権法における個人情報権の位置づけ）」¹⁵で個人情報の保護を人格権法¹⁶で確認すべきであることを提案している。主たる理由は以下の 2 つである¹⁷。

¹¹王利明「隱私權内容探索」、『浙江社会科学』、2007 年 5 月、pp.58。

¹²その 8 原則は収集制限の原則、情報内容の原則、目的明確化の原則、利用制限の原則、安全保護の原則、公開の原則、個人参加の原則、責任の原則である（劉小燕、賈森（訳）、齊愛民（校）、「OECD 『關於隱私保護與個人資料跨國流通的指針的建議』」、『廣西政法管理幹部學院學報』、2005 年（1）、pp51—52）。

¹³APEC (Asia Pacific Economic Cooperation) はアジア太平洋地域の各国・地域の経済協力の向けて政府間公式協議体である。「APEC プライバシーフレームワーク」が 2004 年に採択された。

¹⁴その 9 原則は個人に対する損害防止の原則、通知の原則、収集制限の原則、目的内利用の原則、選択の原則、正確性の原則、セキュリティの原則、本人によるアクセス及び訂正の原則、責任の原則である。

¹⁵王利明「論個人情報権在人格権法中的地位」、『蘇州大學學報』、2012 年、pp.68—75。

¹⁶人格権とは人格に関する権利であり、生命、身体、自由、名誉などの人格的利益を有するものを規定している。人格権と一緒に、民法分野でよくみるもう 1 つ権利は財産権である。いわゆる財産権は財産的価値を有するものを内容としての権利である。

¹⁷前掲注 15、pp.69—70。

①個人情報権は財産権属性の特徴を持つが、人格権属性こそその最も主要な属性である。なぜなら、以下の3点が考えられるからである。

まず、多くの個人情報は単独で個人の身分を明かされる。例えば、氏名や肖像などである。もちろん、一部の個人情報は単独で個人の身分を明かされないが、他の情報と組み合わせることで明かすことができる（携帯電話番号や家の住所や番地番号や通信先など）。

次に、いくつかの公的機関や民間組織が個人情報を収集することは、私的利益が目的ではなく、公的利益あるいは他の非財産に基づいていると考えられる場合が多い。例えば、治安や安全を担当する機関が容疑者のDNAの情報を収集することは、公共の安全の維持を目的としている。

最後に、個人情報を単純な財産とし、それが侵害された場合には、個人によって職業、収入が異なるため、損害の計量基準を統一的に規定しにくい。これを考えると、実際の損害賠償額を計算することは困難であると指摘している。

②個人情報権は私法上の権利であり、その保護に対して民法に組み入れなければならない。

まず、個人情報は私的利益であるため、公的利益と区別すべきである。いわゆる、私的利益とは個人に係る利益である。その反対は公的利益であり、つまり、国民全員や社会の全構成員にかかわる共通の利益である。また、個人情報に関する紛争は個人の間だけではなく、個人と公的機関の間でも起こる可能性がある。しかし、その侵害の表現の仕方と結果は私的利益である。したがって、個人情報を私的権利として定義し、それを民法保護の範囲に組み入れなければならない。

簡単に言えば、人格権とは、民事主体が自己の生命、健康、肖像、名声、個人情報、信用など様々な人格上の利益を享受する権利およびそれに対する他人から侵害を排除する権利である¹⁸。人格権法はこれらの権利を保護する法律である。王利明の主張によって、個人情報権は人格権属性を主要な属性であるし、私的利益に係るため、人格権の一部に属することが分かる。したがって、個人情報の保護は人格権法の範囲に属するため、人格権法の中に規定すべきである。

人格権法が個人情報権をどのように保護すべきかについて、王利明は2012年に発表された2つの論文「人格権法制定中の幾個問題（人格権法の制定における幾つかの問題）」と「論個人情報権在人格権法中的地位」で論じた。

¹⁸王利明「人格権法的發展与完善——以人格尊嚴的保護為視角」、『法律科学（西北政法大学学報）』、2012年（4）、p.166。

法律は個人情報の範囲、権利の内容(処分、更正、更新、情報の用途を知る権利など)を確認すべきである。同時に、個人情報の収集者・利用者の義務をも規定すべきである。たとえば収集者としての合法性、収集目的の合法性、収集手段の合法性、収集者と利用者の守秘義務、収集者と利用者が情報主体を尊重すること、情報主体の同意を得ないで第三者への情報の提供の禁止などである¹⁹。

さらに、氏は次のように主張する。

①個人情報保護に関する法的メカニズムの確認：人格権法は、列挙法を採用し、個人情報権で保護される範囲をしっかりと規定すべきである。しかし、列挙の内容についてはその論文の中にない。

②個人情報権の内容の確認：人格権法では、情報主体が他人の不正な収集・処理・利用を排除する権利を有することを規定すべきである。法律で規定しない場合、いかなる機関も組織も個人情報を収集・利用してはならない。公的機関あるいは組織が個人情報を保有していても、個人情報を任意に社会に公開してはならない。そして、公的機関や民間部門が情報の真実性を保障しなければならない。情報を収集する時と収集後、個人は自己の収集された情報を知る権利や誤った情報を修正する権利を有するべきである。また、子供の個人情報に関しては特別な保護を取らなければならない。

③個人情報の商品化とその損害賠償規則：情報主体は個人情報の所有権を有する人である²⁰。そのため、個人情報を商品化することは情報主体が自主的に行わなければならない。他人が情報主体の個人情報を商品化しようとするならば、情報主体の同意を得るべきであり、さもなければ他人が情報主体に対して損害賠償を負担すべきである。

④個人情報の収集の基本的な原則：その原則は5つを含む。1つめは合法性である。いかなる公的機関や民間部門や人も、法律に基づき、個人情報を収集しなければならない。収集の主体と手段も法律に基づいて行わなければならない。2つめは、個人情報の収集は特定の目的を遵守しなければならない。かつ、その目的以外の目的のために使用してはならない。3つめは、最小使用である。情報保有者は、個人情報を使用しなくてもよい場合は、

¹⁹収集者の合法性とは個人情報を収集する者が法律に基づく、収集の資格があるという。収集目的の合法性は情報の収集者が個人情報を収集する目的が法律の根拠があるという。収集手段の合法性は収集者が法律に基づく、個人情報を収集することを求める。収集者と利用者の守秘義務は情報の収集者と利用者が自己を保有した情報を不正に公開しないことを求める。

²⁰ここでいう情報主体が保有する個人情報の所有権とは、情報自己決定権に基づき、情報主体が自己の情報を商品化するかどうか、どれを商品化するかなどを決定できる権利である。

なるべく使用しない。また、保有した情報も、なるべく使用しない。収集した情報の量は、利用目的を満たすために必要な量に限る。仮に一般的な情報の利用だけで目的を達成できれば、機微性を持つ個人情報を収集してはならない。4つめは了解・同意である。情報主体の同意がない場合は、いかなる収集行為も違法である(法律の特別な規定を含まない)。5つめは効率である。情報収集は効率と比例の要求に適し、収集の過程でコストを考慮しなければならない²¹。

- ⑤個人情報権の侵害に対する責任：個人情報権は情報主体が個人情報を照会、訂正、追加、削除できることを含むべきである。また、人格権法は、情報主体が侵害を受けないことを前提としてこれらの権利を行使することを規定すべきである。

2012年における王利明の2つの提案を比較すると、「論個人信息權在人格權法中的地位」には以下の内容が追加された。

- ①情報主体は、他人が個人情報を不正に収集、処理及び利用する行為を排除する権利を有する。
- ②法律の許可を得ず、他人の個人情報を不正に収集し、利用してはならない。
- ③情報の保有者或いは利用者が情報の真正性(主体が特定されていないこと)を保証すべきである。
- ④情報主体は情報収集の過程及び収集後において、照会、訂正、追加、削除の権利を有する。
- ⑤最小使用の原則。
- ⑥効率の原則。

「論個人信息權在人格權法中的地位」は、「人格權法制定中的幾個問題」の上に、個人情報権に関する内容を追加し、整備したものである。もちろん両者には共通点があり、すなわち、両者には人格権法を制定することにより個人情報権を保護することを主張している。

王利明氏は2013年に発表した「論個人信息權的法律保護——以個人信息權与隱私權的分界為中心」で、初めて個人情報保護法の制定を提案した。また、個人情報保護法の内容については、以下の4点を含まなければならないと主張する²²。

²¹論文の中で、王利明は収集の過程でコストについては詳しく述べていない。このコストは個人情報を収集する時に必要な金銭や人員等である。

²²王利明「論個人信息權的法律保護——以個人信息權与隱私權的分界為中心」、『現代法学』、2013年

- ①個人情報保護法は、私権の保護を立法目的とすべきである。
- ②個人に自己の情報管理をしっかりとさせる。個人情報保護法の制定を通じ、個人情報の収集、利用などの良好な秩序を構築し、個人の自己情報を積極的に保護しなければならない。
- ③同法は個人情報権の内容を確認することにより、情報の収集者や保有者に応じた義務を設定すべきである。情報の収集者と保有者は他の民間部門だけでなく、公権力機関も含まれる。
- ④同法は民事責任を強化する。個人情報権が侵害された場合は、まず民事責任により情報主体を保護すべきである。また、個人情報を侵害された事例は個人にとって軽微な被害である場合が多いため、少額訴訟、公益訴訟などの制度により個人情報権を保護すべきである²³。

そして、2016年、中国では個人情報が漏洩した事件が多発し、多くの人の個人情報が不当に利用された。これによって、王利明は個人情報を早く規定しなければ、誰もが個人情報漏洩の被害者となる可能性があると考えた。そのため、同年、王利明は「個人情報保護亟需完善立法」を発表し、中国が個人情報保護法を早急に制定すべきだと呼びかけた。そして、個人情報保護法の制定が注意すべき事項について詳しく説明した。具体的には以下の7点である。

- ①合法性と目的性の原則：この原則は収集の主体と手段が合法的でなければならない。また、個人情報収集は特定の目的に適合しなければならない。
- ②了解・同意の原則：情報主体の同意を得ない場合は、いかなる収集行為にも正当性の根拠がない（法律の特別規定を除く）。いくつかの重要な情報の収集、特にプライバシーに関する情報の収集の場合は、本人の同意を得るだけでなく、収集者は情報主体に情報収集の目的、用途、使用期間などを知らせるべきである。情報収集後に、情報主体は、自己の情報の不正利用を追跡、閲覧、防止する権利を有する。
- ③個人情報収集の範囲の明確化：立法は情報収集主体の権限や範囲を明確に規定すべきであり、どの個人情報が収集できるかを明確に定めるべきである。また、この原則では最小収集を提案している。

(35)、pp.70-71。

²³個人情報侵害の事例の中では、個人にとって損害の金額が少ないことがよくある。この場合は一般的な民事訴訟より、少額訴訟を選ぶと単時間で解決する。そして、一般的に個人情報侵害、1人の情報を侵害だけでなく、多人数のことが多い。この場合は公益訴訟の条件を満たす。

④個人情報の適切な保管：公的機関や民間部門は専任個人情報保有者を設置する。その人は個人情報の管理責任を果たさなければならない。情報保有者は個人情報の漏洩に対して責任を負う。がりにその漏洩のために情報主体の利益を損害すれば、情報保有者は情報主体に賠償しなければならない。仮にその損害が第三者にも責任があれば、第三者は連帯責任を負わなければならない。

⑤最小使用原則：個人情報の使用は必要最小限でなければならない。

⑥個人情報の照会：情報主体と利害関係者のみが個人情報の閲覧を要求できる。

⑦個人情報の権利侵害時の責任の明確化：立法は個人情報の権利を侵害した場合の責任を明確にすべきである。仮に機関が原因で個人情報が広範囲に漏洩した場合には、機関は法律により相応の責任を負うべきである。仮に機関の職員が個人情報を私的に漏洩した場合、その個人が責任を負うべきであり、また、機関も具体的な経緯を考慮して法によって責任を負う必要がある。がりに機関の個人情報の管理が不十分であり、かつ、外部の第三者が個人情報を不正に取得して利用した場合、機関は第三者と連帯賠償責任を負う可能性がある。

上記に挙げた提案と 2012 年の提案を比較すると、共通点が多くある。例えば、両方とも合法性の原則、合目的性の原則、最小使用原則、個人情報の照会の原則を打ち出した。一方、2016 年の提案に新たに追加したこともある。例えば、個人情報の収集範囲を明らかにし、個人情報権を侵害した責任を明らかにしたことである。

また、2016 年の提案は 2012 年の提案を 2 か所修正した。1 つは、了解・同意の原則である。2012 年の提案は「法律の許可がなければ、いかなる機関も他人の個人情報を不正に収集して利用してはならない」ことを規定した。つまり、公的機関や民間部門が個人情報を収集する要件は 1 つだけであった。2016 年にはもう 1 つの要件を追加し、法律の規定だけでなく、当事者の同意が必要であるとした。2 つ目は、情報収集者の義務である。2012 年の提案では、情報収集者は保有した個人情報は公開できないと規定している。しかし、2016 年の提案では、情報収集者の非公開行為を個人情報を適切に保管する行為に変更した。

以上のように、2016 年の提案は情報主体の自己情報に対する決定権を増大させた。

また、同年、王利明は初めてインターネット領域における個人情報保護について研究し

て、「論互聯網立法的重点問題（インターネットに係る立法上の重要事項）」²⁴と「充分發揮網絡行業自治功能（インターネットにおける業界の自主規制の機能を十分に發揮させる）」²⁵で、情報の保護と情報の利用を適切に処理することを初めて指摘した。例えば、「論互聯網立法的重点問題」の中で、王利明はインターネット立法において 3 対の関係を処理すべきであることを指摘した。その中の第 2 対関係は「個人情報保護と情報の効率的利用との関係」である。この関係の処理のために、個人情報権と個人情報利用のルールを早急に確立すべきであるとした²⁶。

また、同論文は業界の自治能力を發揮することも初めて提案した。王利明は、政府は直接的にインターネット領域を監督する資源と能力が非常に限られているため、ネットワーク環境を有効に管理することが困難であるから、業界は自治能力を發揮すべきであると指摘した²⁷。

そして、業界がどのように業界自治を利用して個人情報やプライバシーを保護するかについては、王利明は「充分發揮網絡行業自治功能」の中で次のように詳しく説明した。まず、インターネット分野での業界協会はこの分野で適用する個人情報やプライバシーの規則を設け、ネットワークサービス提供者に個人情報保護の措置の実施を促し、個人情報やプライバシーを積極的に保護する²⁸。次に、ネットワークサービス提供者が提供する契約の条項を規範化し、ネットワークサービス提供者は契約の優位性を利用してユーザーに不利な契約の条項を規定してはならない²⁹。

具体的な措置³⁰としては、まず、業界の自律ルールに個人情報保護ルールをあらかじめ設ける。次に、その個人情報保護ルールはネットワークサービス提供者があらかじめ作成したネットワークサービスプロトコルに強制的に組み入れさせる。また、模範的な規則以外にも、業界の自律規則は、関係法令の規定に基づいて制定された書式条項を提供することをネットワークサービス者に要求しなければならない。

2019 年にはビッグデータ時代における情報共有と個人情報保護との矛盾が顕在化し、王利明氏はビッグデータ時代の背景の中で、情報共有と個人情報保護との関係をうまく処

²⁴王利明「論互聯網立法的重点問題」、『中国檢察官』、2016 年、p.79。

²⁵王利明「充分發揮網絡行業自治功能」、『中国社会科学報』、2016 年 12 月 14 日。

²⁶前掲注 24。

²⁷前掲注 24。

²⁸前掲注 27。

²⁹前掲注 27。

³⁰前掲注 27。

理する必要があるとし、情報共有の制限によって情報共有と個人情報保護との衝突を協調させることを提案した。それは「データ共有と個人情報保護」³¹の中で詳しく説明されている。具体的には次の5点である。

①民法は情報の流通と個人情報並びに情報権利の三者の関係のバランスを適切にすべきである。

②個人情報の類型を区別した上で情報共有ルールを設計する。

企業が情報共有を行う際には、人格の利益に関連するかどうかについて必要な審査を行う必要がある。かりにその個人情報が人格利益と関係しない場合には、その個人情報の流通や共有は厳しく制限されるべきではない。法律も明確な情報の秘密レベルと公開レベルを確立し、公民、企業の個人情報権あるいは商業秘密を保護するとともに、各種情報資源の社会的共有を積極的に推進しなければならない。

個人情報の種類によって、社会に公開する度合いが異なるだけでなく、個人の生活や人格との関連度にも違いがある。たとえば、個人情報のうちで、機微性を持つ個人情報に属するものもあり、一般個人情報に属するものもある。そのため、保護の面で区別する必要がある。例えば、機微性を持つ個人情報に対しては厳密に保護しなければならない。したがって、個人情報の類型を区別し、対応する情報の共有ルールを制定すべきである。異なる種類の個人情報に対しては、情報主体に対する同意の要求や形式も異なり、異なるタイプの情報には異なる同意ルールがあるべきである。

③情報共有における権限を与えるルールを整備する。

民法は、情報共有の形式、情報共有の範囲などの具体的な情報共有規則を規定すべきである。そして、情報主体の保護を強化するために、民法の具体的な規定では、第三者が個人情報を取得した後も、再び共有する時は情報主体の同意を取得しなければならないことを明確に定める必要がある。また、個人情報匿名化処理のルールを制定する必要がある。

④情報共有における情報収集者と保有者の個人情報の安全保障義務を明確にする。

個人情報の収集や保存に比べて、情報共有は個人情報の漏洩に関連しており、個人情報の漏洩、毀損、紛失が発生しやすい。従って、民法では情報共有における情報収集者や保有者が個人情報の安全を保障する義務を規定する必要がある。

³¹王利明「データ共有と個人情報保護」、『現代法学』、2019年（41）、pp.45-57。

⑤情報共有における書式条項を規範化する。

第一に、インターネット事業者は協約の中で個人情報共有の条項を明確に示し、情報主体にその条項の内容に注意を促すべきである。第二に、インターネット事業者が書いた情報共有の協約条項は、政府がこの条項の正当性を事前に審査することができ、インターネット業界協会も事業者参照しあがる情報共有の協約条項を作成することができる。第三に、情報共有の協約条項が、情報主体のプライバシー、個人情報などの権利を保護するのに著しく不利である場合、情報主体は、その効力を否定する権利を有すべきである。

2019年の提案は、これまでの提案と比較して、再共有のライセンス、第三者の個人情報に対するセキュリティ保護義務、共有における書式条項の取り扱いなど、情報共有の一環の規範を追加している。また、この提案で、王利明が初めて匿名化処理と個人情報の分類保護の内容を提案した。

以上のように、王利明の個人情報保護に対する提案内容は毎年同じではないが、常に民法で個人情報を保護することを重視している。しかし、これは民事主体のみが個人情報権を尊重すべきであるという意味ではなく、公権力の側も同様に個人情報権を尊重すべきであるとしている。

第二節 劉徳良説

劉徳良氏が発表した論文では、個人情報とプライバシーとの区分はなかった。言い換えれば、個人情報とプライバシーは、文中で相互に置き換えることができる。例えば、2011年の「互聯網対隱私保護制度的影響与对策（サイバーがプライバシー保護制度に対して影響と対策）」³²では、少なくとも3カ所に現れている。まず、プライバシーとプライバシー権の概要の部分は、具体的には以下のようにになっている³³。

プライバシーとは、個人が他人に勝手に知れたくない、公共の利益とは無関係な個人情報であり、その情報は、財産、身長、体重など様々な外観によって表現されるものである。プライバシーの本質は、これらの担体に隠されている公共の利益と無関係な個人情報である。原則として、個人の生活情報のうち、公共の利益と無関係なものであって、当該個人が社会

³²劉徳良「互聯網対隱私保護制度的影響与对策」、『中国信息安全』、2011年、pp.32-39。

³³前掲注32、p.33。

に公開することを望まない情報はプライバシーに属する……法律がプライバシーの範囲を規定していることは、個人と公衆との間に直接境界線を画していることを意味する。すなわち、境界内に属する公的利益に関係がない個人情報に、他人は勝手に侵入してはならない。具体的には、他人はその個人情報を勝手に探り出す、公開、伝播、利用してはならない……次に、劉徳良は「国外ネットワーク環境下隱私保護的立法經驗（外国のサイバー分野におけるプライバシー保護に係る立法上の經驗）」で次のように記述している³⁴。

現在、個人情報保護の立法については、世界中で主に2つのメカニズムがある。1つは、米国を代表とする実用主義であり、経済の視点からコストと収益を考慮した上で個人情報を保護するものである。もう1つは、EUに代表される人権主義であり、基本的人権とプライバシー権の視点から個人情報を保護するものである。

また、ネットワークでのプライバシーの範囲について、劉徳良は、「IPアドレスやドメイン名など、個人のアイデンティティを識別するのにあまり関係のない情報についてはプライバシーとすべきではない」³⁵と書いている。このようなプライバシー定義は、現在の個人情報の通説の定義と同じである（識別型の定義）。

また、2013年の「讓網絡信息保護更具可操作性的（サイバー分野における情報保護の実行可能性の向上に向けて）」³⁶において、「プライバシー」の概念部分を明確に定義すべきという観点から、法律上のプライバシーについて劉徳良は次のような見解を示した³⁷。

法律上のプライバシーは、公共の利益と直接的な関係はないが、人格の尊厳と直接的な関係がある個人情報である。

以上を通して、劉徳良説ではプライバシーと個人情報が完全に排他的あるいは相互に交差する関係にあるわけではないことが分かる。2013年以前の彼の学説は、プライバシーは個人情報と同一視していたが、2013年以後はプライバシーを個人情報の一部とするようになった。そこで、本稿では劉徳良説を分析するためにプライバシーを研究対象とした論文を概観すると、どの時期にあっても、個人情報保護の立法は多くの利益とバランスをとるべきだと劉徳良は考えている。例えば、2008年に発表した「EU指令的缺陷与我国個人情報立法（EU指令の不備と我が国の個人情報の立法）」では、次のように述べてい

³⁴前掲注 32、p.37。

³⁵前掲注 32、p.39。

³⁶劉徳良「讓網絡信息保護更具可操作性的」、『中国紀監察報』、2013年1月9日、第004版。

³⁷前掲注 36。

る³⁸。

個人情報とはマクロ的に個人の利益、社会的利益、国家的利益にかかわるため、個人情報立法の際には、個人の利益、社会的利益と国益の関係を正しく処理し、互いに調和する関係にあるようにすべきである。そのためには、立法は個人がその特定の情報に対して享受する人格権と財産権を認めるべきである。一方で、社会の公衆の言論の自由と国家の安全を守ることと同様に個人情報の使用、つまり個人情報の法的保護は絶対的であり、いかなる制限も受けない。しかし、それは言論の自由と国家安全の保護の実際的な必要を容認しなければならないことを認識しなければならない。

また、「互聯網対隱私保護制度的影響与对策」では、以下のことを指摘している³⁹。

個人情報は、情報主体に有用であるだけでなく、公衆、ひいては社会にも有用である。情報主体にとって、個人情報を守ることは、人格の利益の保護だけでなく、情報の使用価値や交換価値の保護である。公衆にとっては、他人の個人情報を得ることによって、自分の好奇心を満足させることができるだけでなく、他人の個人情報の使用価値や交換価値を得ることができる。社会全体にとって、個人情報を取り扱うことは、社会が犯罪を発見し、犯罪を予防し、犯罪に懲罰を与え、誰が秩序を乱すかを客観的に知ることである。

一方で、個人情報を保護することは、人間関係の協調を促進し、社会秩序の安定を保つために必要不可欠な条件である。個人情報は単純な問題ではなく、個人と公衆と社会との間に生じる複雑な利益関係である個人情報の利益関係が含まれていることが多い。一般に、このような個人情報の利益関係には、少なくとも2つの側面が含まれている。

1つは、情報主体と公衆の間の個人情報の利益関係であり、もう1つは、情報主体と社会の間の個人情報の利益関係である。インターネット領域での個人情報の保護はネットと電子商取引の健全発展にも関連している。そのため、中国のネット個人情報立法の指導的思想は欧米などの国際立法の経験と傾向を十分に考慮し、参考にすべきであり、ネット個人情報保護の一般的な規則に従うべきであると同時に中国の具体的な現状に鑑み、各種の個人情報利益関係を合理的にバランスするものでなければならない。そして、個人の個人情報を十分に尊重しつつ、ネットの健全な発展を両立しなければならない。

立法化の実現のために各方面の利益を調整する方法については、劉徳良説は各時期によって、個人情報保護に対する立法化の提案の重点が異なっている。まず2008年、劉徳良

³⁸劉徳良「EU「指令」的缺陷与我国個人情報立法」、『網絡法律評論』、2012年(01)、p.32。

³⁹劉徳良「互聯網対隱私保護制度的影響与对策」、『中国信息安全』、2011年、p.38。

は「EU「指令」的缺陷与我国個人情報立法」⁴⁰の中で、「EU データ保護指令」（以下・指令⁴¹）を分析した上で、中国の個人情報の立法化に対して提案した。

簡単に言えば、劉徳良がこの論文において指摘した指令の不備は、EU は個人情報に関する人格権の保護を重視しすぎること、財産権の保護に注意しないことである。王利明は、指令の情報主体が保有する権利を 3 つに分けている。それらは、知る権利、アクセス権利、反対する権利である。知る権利とは、情報主体が情報の加工者や取得者の身元や所属や取り扱い目的などを知る権利である（指令 10 条、11 条）。

アクセス権利とは、以下の 4 つの権利に現れている（指令 12 条）。

- ア 合理的な期間内に、過度の遅れまたは費用の負担なく、情報主体は自己の情報が取り扱われているか否かの確認、及び取り扱いの目的、情報の種類、開示された情報の取得者または取得者の所属などを管理者から取得できる。
- イ 合理的な期間内に、過度の遅れまたは費用の負担なく、情報主体は管理者が取り扱っている情報及びその情報源の提供を理解可能な形式で要求できる。
- ウ 管理者が指令の規定に従わず取り扱った情報に対して、情報主体は管理者に修正・消去・ブロックを要求する権利を有する。
- エ 情報主体は情報を既に開示している第三者に個人情報の修正・消去・ブロックの通知をする権利を有する。

反対権利（個人情報の取り扱いに反対する権利）も、以下の 4 つがある（指令 14 条、15 条）。

- ア 管理者若しくは情報の開示を受ける第三者が公共の利益や公的権限の行使のために行う業務の遂行や当事者の正当な利益のため、個人情報を取り扱う場合、情報主体は同じ理由で個人情報の取り扱いに反対できる（国内法に別段の規定がある場合を除く）。
- イ 前項の反対の理由が成立すれば、管理者若しくは情報の開示を受ける第三者はその個人情報を取り扱うことができない。
- ウ 管理者がダイレクト・マーケティングの目的のために取り扱うことを予定している自己に関する個人情報の取り扱いに対して、情報主体はそれに反対できる。
- エ 業績、信用度、信頼性のように個人情報の自動処理のみによって、法的効果を生

⁴⁰劉徳良「EU「指令」的缺陷与我国個人情報立法」、『網絡法律評論』、2012 年（01）、pp.19-34。

⁴¹EU 指令の翻訳を堀部政男研究室仮訳を参照。

じさせる、または重大な影響を与える判断があった場合、情報主体はそれらによるいかなる判断或いは決定にも反対できる。

劉徳良は知る権利もアクセス権利も反対する権利も、指令での規定された内容から見ると、人格権に属し、財産権には属していないと指摘した。指令では、財産に関する規定は23条1項⁴²のみである。したがって、劉徳良は指令が規定するそれぞれの権利は本質的には人格権の範囲に属すると考えている。

この点について、劉徳良は指令が個人情報を区別せず、統一して人格権に含めて保護することは事実と合わないことを指摘した。彼によると、プライバシー、肖像などのような個人情報を、情報主体の同意を得ず、他人が自由に使用すれば、情報主体にとって精神を傷つけるだけでなく、個人の尊厳をも損害する。しかし、財産情報、教育情報、通信アドレスのような個人情報は個人の尊厳と直接的な関係がない。そのため、たとえ情報主体の同意を得ずにそれらの情報を自由に使用しても、情報主体の精神を傷つける可能性はあるが、個人の尊厳を損害するわけではない

一般的な個人情報の取り扱いは情報主体に精神的損害を与える可能性がある。しかし、これらの個人情報が個人の尊厳と直接関係があるわけではない。したがって、人格権保護の範囲に組み入れなくてもよい。個人の尊厳と直接関係がある個人情報は人格権保護の中に入れなくてはならない。しかし、残念ながら、指令はすべての個人情報を人格権の範囲に入れている。

そして、指令における唯一の財産に関する規定は23条1項である。この条項によると、構成国は、違法な取扱、またはこの指令に従って規定された国内規定と相いれない行為の結果として生じた損害を被ったすべての者が、被った損害に対する金銭賠償を管理者から受け取ることができることを定める必要がある。

この内容からみると、この規定は事後の救済である。つまり、この救済は情報主体が他人に情報加工で損害を既に被ったことを前提としてでいる。そのため、情報主体が金銭の賠償を請求するならば、損害を証明しなければならず、できなければ金銭賠償は請求できない。

実際に、情報化社会の進展により個人情報の経済的な価値はますます重視される。事業

⁴²指令23条1項：構成国は、違法な取扱作業、又はこの指令に従って規定された国内規定と相いれない行為の結果として生じた損害を被ったすべての者が、被った損害に対する金銭賠償を管理者から受け取ることができることを定めなければならない。

者は利益の創造のため、頻繁に個人情報に対する収集・保有・利用などを行う。そのため、自己の情報の流通をしっかりと知っている情報主体は多くない。すると、指令 23 条 1 項の規定は個人にとって救済の難度を増す。しかも、その損害は、情報の取り扱いのため実際的な損害した金銭の額だけを指す。これは指令が個人情報の経済的な価値を否定していることを意味するといえるのではないか。

これらのことを踏まえ、劉徳良は中国では個人情報保護の立法はこれらの不備を避けなければならないと考え、提案した。具体的には以下のとおりである⁴³。

まず、立法は個人情報の分類を規定すべきである。具体的には個人情報を人格の尊厳に直接関係する個人情報と一般の個人情報に分類する。劉徳良はすべての個人情報が人格の尊厳と直接関係しているわけではなく、氏名、肖像、音声、プライバシーなどの一部の個人情報(指令ではいわゆる機微性を持つ個人情報)と呼ばれる)のみが人格の尊厳と直接関係しているが、一般個人情報は人格尊厳と直接関係ないと指摘している。

さらに、立法は個人情報の財産権を確認し、個人情報の類型によって人格権或いは財産権に保護を与える。すべての個人情報が主体の人格利益にかかわるわけではなく、個人の尊厳と関係がある個人情報だけである。しかし、すべての個人情報は主体の財産の利益を守る価値機能を持つ。そのため、立法は、人格の尊厳と直接関係する個人情報に対して、人格権と財産権の二重保護を同時に与えるべきであり、一般個人情報に対しては、財産権のみを保護すべきである。しかし、私的利益、公衆利益と国の利益とのバランスを考慮すると、個人情報財産権は、個人情報を商業的に利用する場合にのみ存在する。すなわち個人情報財産権は、情報主体が自分の個人情報を商業的に使用する権利であり、個人情報を非商業的に使用する時は、情報主体は情報財産権を有しない。

次は、個人情報を侵害された時の救済である。個人情報を無断で商業的に売買して利用する行為に対して、仮にその情報が人格の尊厳に関する個人情報である場合、情報主体は侵害行為者に侵害行為の停止や財産損害賠償や謝罪や慰謝料を請求することができる。しかし、その情報が一般的な個人情報であれば、情報主体は侵害行為の停止と財産損害賠償を要求することしかできない。

これら以外に、劉徳良は個人情報も定義づけている。彼によると、個人情報とは、それに基づいて特定の自然人のアイデンティティを直接または間接的に推定することができ、

⁴³劉徳良「EU「指令」的缺陷与我国個人情報立法」、『網絡法律評論』、2012年(01)、pp.32-34。

公共の利益と直接関係ない私的情報のことである。

このように、今回の提案は個人情報の分類、分類の保護、救済、定義にかかわる。個人情報情報をしっかり保護するために、これらだけでは十分でなく、一貫した個人情報保護の提案が必要である。そのため、2008年から、劉徳良は立法レベルから一貫する個人情報保護の提案を行った。例えば、2011年に、個人情報立法制度、立法モデル、立法原則について見解を示した。まず、制度上、中国の国民が法律の権威に服従していることを考慮すると、業界の自主規制における地位と役割は比較的限られているため、法的規制を主とし、業界の自律と政策を補助とするネットワークプライバシー保護制度の確立を提唱している。

次に立法メカニズムでは、当時の中国の法では単独ではいかなる分野も制定していなかった個人情報保護法に基づいて、欧州の立法メカニズムのように統一的な個人情報保護法を制定することを提案した。この法の保護の範囲はネットワークプライバシーとその他のプライバシーを含む。

最後はネットワークプライバシー保護法の基本原則である。具体的には以下のように述べる⁴⁴。

- ①情報主体の意識の尊重の原則：すなわち、誰に、いつ、どこで、どのような条件で自分のプライバシーを開示するか、公序良俗に違反しない限り、情報主体は自由に決めるべきであり、何人も介入してはならない。この原則はOECDに規定されている個人参加の原則に限定されない。
- ②合法性の原則である：プライバシーの公開・収集・蓄積・伝播・加工・使用などは、法律の禁止性規定に違反してはならない。
- ③告知の原則：電子事業者、プロバイダーISPなどは、個人情報を収集・蓄積・伝播・加工・利用する目的や用途を明確に告知しなければならない
- ④安全の原則：公的機関や民間部門はプライバシーデータの収集・蓄積・伝播・加工・利用の際には、プライバシーを漏洩しないような措置を取る。
- ⑤最小限の原則：情報主体の明確な同意が得られない限り、公的機関や民間部門はプライバシーの収集・蓄積・伝播・加工・利用などは、双方が約束したある特定の行為を実現するために必要な範囲を超えてはならない。

⁴⁴劉徳良「互連網対隱私保護制度的影響与对策」、『中国信息安全』、2011年、p.38。

劉徳良の 5 つの原則を見れば、これらが「個人情報保護と情報の国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告」（以下・OECD 勧告）を参照した提案であることが分かる。そのため、劉徳良の 5 原則は、OECD 8 原則との間に対応関係を見つめることができるが、同時に、相違点をも見つけることができる。それらを表 6 に示した。

表 6 劉徳良の原則と OECD8 原則との対応

劉徳良・原則	OECD 原則	区別
<p>情報主体の意識の尊重の原則</p>	<p><u>個人参加の原則</u> 情報主体は自己に関する情報の所在及び内容を確認できる。また異議の申し立てができることを保証すべきである。</p>	<p>これについては劉徳良の主張は情報主体の情報の自己決定の範囲がより広い。劉徳良の原則には情報主体が自己の情報を開示するか否か決定権がある。しかし、OECD 原則は情報主体に自己の確認権がある。</p> <p>さらに、劉徳良の原則には情報主体が決定できる内容は誰に、いつ、どこで、どのような条件で個人情報を開示するかがある。OECD 原則は確認できる内容が情報の所在と内容だけである。</p> <p>しかし、劉徳良の原則は情報主体が異議を申し立てる権利がない。</p>
<p>合法性の原則</p>	<p><u>収集制限の原則</u> 公的機関や民間部門などは、適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知または同意を得て個人情報を収集すべきである。</p>	<p>劉徳良の原則は個人情報の収集だけでなく、公開・蓄積・伝播・加工・使用などの取り扱いの部分を適法によって行うことを要求する。</p> <p>しかし、OECD 原則は情報の収集だけに適用する。</p>
<p>告知の原則</p>	<p><u>公開の原則</u> 公的機関や民間部門などは個人情報収集の実施方針等を公開し、情報の存在、利用目的、管理</p>	<p>まず、用語から見ると、劉徳良の原則は情報主体の知る権利が中心であるが、OECD 原則は情報主</p>

		<p>者等を明示するべきである。</p> <p>体だけでなく、公衆の知る権利が中心である。</p> <p>次に、要求の主体が異なる。劉徳良の原則では要求の主体は電子事業者、プロバイダーISP など民間事業者である。OECD 原則は要求の主体は公的機関や民間部門である。</p> <p>また、告知の内容が異なる。劉徳良の原則の内容は情報を収集・蓄積・伝播・加工・使用する目的と用途である。OECD 原則の内容は情報収集の実施方針や情報の存在、利用目的、管理者情報などである。</p>
安全の原則	<p><u>安全保護の原則</u></p> <p>公的機関や民間部門などは合理的な安全保護措置により、情報の紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護すべきである。</p>	<p>劉徳良の言う安全の原則は、主に情報を漏洩しないことを指す。OECD 原則は、安全は漏洩の防止だけでなく、情報の破壊や不当使用・修正・開示などの防止も含む。</p>
最小限の原則	<p><u>目的明確化の原則</u></p> <p>公的機関や民間部門などは情報収集目的を明確にし、情報利用が収集目的と合致した利用すべきである。</p> <p><u>収集制限の原則</u> (略)</p> <p><u>情報内容の原則</u></p> <p>収集する個人情報、利用目的に沿ったもので、かつ、正確・完全・最新であるべきである。</p>	<p>劉徳良の原則は事業者が情報を取り扱う場合、個人との約束により厳密に行い、約束の範囲を超えて取り扱ってはならないことを要求する。</p> <p>しかし、OECD 原則には目的の明確化の原則も収集制限の原則も情報内容の原則もは情報利用が収集目的と合致することだけを要求する。</p>

出典：劉徳良の 5 つの原則と OECD の 8 つの原則に基づいて筆者作成。

表 6 を見ると、OECD8 原則に比べ、劉徳良の原則は情報主体が自己情報を決定できる権利の範囲がより広い。OECD8 原則は、情報主体が公的機関や民間部門に自己の情報を

保存するかどうかを確認できることのみを規定する。しかし、劉徳良の原則では、情報主体はその権利を有するだけでなく、自己の情報を誰に、いつ、どこで、どのような条件で開示するかも決定できる（情報主体の意識の尊重の原則に基づく）。

しかも、情報の取り扱いの要求では劉徳良の原則は OECD8 原則よりも、さらに厳しい。たとえば、合法性については、OECD8 原則は情報を収集する時だけ、事業者に個人情報に適法に取り扱うことを要求する。さらに、告知については、OECD8 原則は情報収集の段階でだけで実施方針を告知することを要求する。また、最小限の原則については、OECD8 の原則は情報の利用と目的が合致していることのみを要求する。しかし、劉徳良の原則は合法性も告知も最小限も情報を取り扱うそれぞれの部分を要求する。

一方で、劉徳良の原則では情報の安全保護に対する規定が漏洩の禁止が中心であるが、情報の質や修正を全く考慮していない。しかし、これらの内容は OECD8 の原則のでは全て規定されている。

このように劉徳良の 5 原則と OECD8 原則に違いがある原因は、両者の目的が異なるからであろう。劉徳良の原則の目的はインターネットの領域における個人情報保護であるが、OECD8 原則の目的は国際流通において個人情報の保護と個人情報の流通を保障することである。したがって、劉徳良の 5 原則は OECD8 原則よりも、個人の尊厳と個人情報との保護を一段と重視している。

2011 年 12 月以降、中国の複数のサイトがハッキング攻撃を受け、大量のユーザーのデータベースがインターネット上に公表されている。2011 年 12 月 23 日に、国務院常務会議で「ネットワークと情報のセキュリティ保障を強化し、ネットワークアドレスとドメインシステムとの管理を強化し、次世代のインターネットの安全性と信頼性を全面的に向上させる」ことが提出された。この背景の中で、劉徳良は 2012 年に論文 2 本を発表した。それらは「個人情報如何立法保護（個人情報ほどのように保護すべきか）」と「給網絡团购套上監管的僵繩（インターネットにおける団体購買に関する規制）」である。

まず、「個人情報如何立法保護」である。前述した 2011 年の「互連網対隱私保護制度的影響与对策」の論文はマクロの角度から個人情報の立法を提案したものであった。たとえば、立法制度や立法モデルや立法原則である。しかし、2012 年の「個人情報如何立法保護」⁴⁵は主に民事、刑事、行政立法の角度から当時の立法の現状に基づき、個人情報保

⁴⁵劉徳良「個人情報如何立法保護」、『中国紀監察報』、2012 年 1 月 9 日、第 004 版。

護に関する法条文をいかに制定するかを詳しく提案した。具体的には以下のとおりである⁴⁶。

①民事立法

2011年の法律においては、刑事立法も民事立法も個人情報的人格権として保護する。例えば、当時に施行している「改正刑法（七）」は個人情報に関する法条文を人身権利の章に置いた。その時、民事立法には個人情報に関する規定が全くなかった。本論の第二章の第一節の「中国の個人情報保護法制の現状の紹介」に記したように、「消費者権益保護法」が個人情報を規定したのは2013年であり、「民法総則」が規定したのは2017年である。しかし、当時の民法分野での法律はプライバシーに関する法条文があった。すなわち「中華人民共和国侵權責任法」の2条⁴⁷である。この条文によって、法律はプライバシー権を生命権、健康権、氏名権、名誉権、榮譽権、肖像権、婚姻自主権などの人格権の中に置いた。したがって、これらから見ると、当時の法律は個人情報を人格権と定義づけていたことが分かる。

劉徳良はすべての個人情報が人格権的利益を持っているわけではなくため、人格権として保護されるべきではないと主張する。個人の尊厳と直接的な関係がある個人情報だけが人格権的利益があり、人格権として保護される。劉徳良によると、このような個人情報は法的なプライバシーである。そして、劉徳良は個人情報の商業的価値が個人の財産であり、財産利益を有すると主張する。したがって、法律は個人情報の財産権を認定すべきであり、しかも、人格権と財産権によって、個人情報を分類・保護する必要があると主張する。

また、劉徳良によると、個人情報に財産権の認定することは迷惑メッセージや迷惑メールの停止に益する。迷惑メッセージや迷惑メールを送ることは個人情報を濫用したことになる。法律が個人情報の権利を人格権と認定することに鑑み、迷惑メッセージや迷惑メールを送ることが人格権の侵害と認定される。しかし、法律が個人情報の財産権を認定しない場合、情報を侵害された場合、個人は事業者責任を負わせるこ

⁴⁶前掲注 45。

⁴⁷2009年に制定された「中華人民共和国侵權責任法」の2条は「民事權益を侵害した場合、本法に従って權利侵害責任を負わなければならない。本法にいう民事權益とは、生命權、健康權、氏名權、名譽權、榮譽權、肖像權、プライバシー權、婚姻自主權、後見權、所有權、用益物權、担保物件、著作權、專利權、商標專用權、發見の先取權、株主權、相続權などの人身、財産についての權益を含む」と規定している。

とができない。これは救済を求める意欲を失わせ、事業者に情報を濫用する行為を助長する。

劉徳良はすべての迷惑メッセージや迷惑メールを送る行為は個人の携帯電話やメールの蓄積空間の権益を侵害し、財産を侵害する行為であると主張している。この行為を防止するため、法律が個人情報の財産権を認定し、情報の蓄積空間の法的地位を認定すべきである。そうすれば、迷惑メッセージや迷惑メールを送る行為が人格権と財産権を侵害する行為であることは法的な根拠となる。個人情報侵害された場合、個人はそれに基づいて事業者に向けて財産損害責任を追うことができる。

それらを考え、劉徳良は民事立法がまず、個人情報の商業的価値を認めるべきであり、情報蓄積空間の独立の法的地位を認め、それを現実空間と同一視し、財産権益と見なすべきであることを主張する。次に、法律上のプライバシーと一般の個人情報とを区別し、異なる種類によって異なる保護を与えるべきであるとする(この部分の区分と保護は以前と同じ)。最後に、個人情報の不法売買や商業的に個人情報を利用する行為を侵害責任法では財産侵害、迷惑情報送信については財産侵害と見なすことができると主張する。

②刑事立法

すでに述べたように、「改正刑法（七）」の中の個人情報に関する条文は人身権利の章の中の 253 条の 1 である。この法条文によると、個人情報を他人に売買または不法に提供した状況が重い時は、事業者に 3 年以下の懲役または拘留に処し、罰金を併科する。この刑罰は財産権の刑罰よりも軽い。これと比べて、財産権を侵害する犯罪は、状況が重い場合、普通 3 年以上 10 年以下の懲役で、更に重い場合は 10 年以上の懲役である。

したがって、劉徳良は個人情報を有効に保護するため、刑法では、不法売買と個人情報の濫用行為は財産を侵害する犯罪行為と見なし、その刑事処罰を加重すべきであることと主張する。

③行政立法

インターネット領域においてはユーザーと事業者は保有した情報の量や安全の技術に差がある。そのため、法律は事業者は個人情報の安全を保護することを要求すべきである。個人情報を漏洩すると、ユーザーは業者に違約や賠償責任を請求すること

ができる。

したがって、劉徳良は、行政立法では、事業者に対しては、ユーザーに対する個人情報の安全保障義務を課すべきであること、その義務に違反した場合には、相応の処罰を与えるべきであること、また、個人情報を不正に売買、悪用する行為に対しても、行政の違法行為として制裁すべきであるとしている。

劉徳良説は個人情報の財産権については、同年の「給ネットワーク套上監管的僵繩」で再度強調した。この論文は主としてますます人気がある團購⁴⁸に対して出現した個人情報の不正売買と濫用の問題を論じた。團購サイトの事業者が不正に個人情報を売買・濫用することに対して、劉徳良は個人情報の商業的価値を個人の独立財産権益であることを再度強調し、無許可で個人情報を売買する行為は1種の財産侵害行為であることを提唱した⁴⁹。同時に、個人が自己の利益を保護しながら、事業者の不正な行為を助長しないように、被害者が自己の権利を守ることを劉徳良は提唱する⁵⁰。つまり、自己の情報を事業者に侵害された時、個人は救済すべきであると主張した。

2013年、劉徳良は人格の尊厳と直接関係する個人情報を、陰私情報と呼んでいる⁵¹。つまり、2013年以降の個人情報を、陰私情報と一般の個人情報に分類している。そして劉徳良は、情報主体の利益の損害を防止するために、立法が異なる情報に対しては強調点も異なるべきであると提案した。具体的には、陰私情報に対しては、濫用行為を考慮しなくても、それを開示されたり他人に知られたりすることは、正常人の尊厳、社会的評価や名誉に消極的な影響を与えるから。このような個人情報に対しては、立法の強調点は拡散防止と濫用防止にあるべきであるとする⁵²。

電話番号、家庭の住所、職場、教育の程度、身分証情報などような一般の個人情報は、その価値が正常な社会活動と社会的交際に関係するため、他人に知られ、合理的に使用することができる。これらの情報が他人に知られることや合理的に使用されること自体は個人に損害や消極的にでも影響を与えることはなく、人々が本当に気にするのはこれらの個人情報の濫用行為である。したがって、立法の重点は濫用を防止することにあるべきであ

⁴⁸團購は共同購入であり、ネットを通じて知らない人と一緒に共同購入することである。

⁴⁹劉徳良「給ネットワーク套上監管的僵繩」、『中国紀監察報』、2012年3月27日、第004版。

⁵⁰前掲注49。

⁵¹劉徳良「個人信息法律保護的正確觀念和做法」、『中国信息安全』、2013年、p.47。

⁵²劉徳良「個人信息法律保護的正確觀念和做法」、『中国信息安全』、2013年、p.47。

る⁵³。

このほかにも、劉徳良は個人情報の不正売買行為とその濫用行為とは性質が異なる侵害行為であるため、それらを区別すべきであることを主張する。個人情報の不法売買行為が侵害するのは個人の財産権益であるが、個人情報の濫用行為は、情報蓄積空間など他の独立した民事権益を侵害している。たとえば、迷惑メールの送信などの行為は、情報主体の電話番号、電子メールアドレスなどの個人情報を利用して情報主体の携帯電話メモリや電子メールアドレスなどの情報蓄積空間財産権益と主体の情報選択権を侵害するものである。家庭を利用して不正傍受・追跡行為を行うのは、プライバシー権を侵害する別の行為であり、他人の身分証明書情報の盗用は財産権益を侵害することである⁵⁴。したがって、劉徳良は物権法が今後携帯電話の内部メモリ、メールボックス、サーバーなどの情報蓄積空間に対し実際の空間と同様な法的地位を認めるべきであると主張する。すなわち、情報蓄積空間にも独立した財産権が認められることになる。

最後に、中国の刑法では個人情報に関する条文が長年人格権の章に置かれていることに鑑み、2017年、劉徳良は「刑法侵犯個人信息犯罪及其司法解讀的理解与檢討（個人情報を侵害する刑事犯罪およびそれに関する司法解讀に関する考察）」という論文を通して、自分の主張を「刑法」にいかにかに刑法改正の意見として組み合わせるかを具体的に説明する。それらは以下の3つの面からである⁵⁵。

①人身権侵害罪の章にプライバシー侵害の罪を追加する。

個人情報を不正に探り、収集、公開、伝播してはならない。これに違反した場合は、犯罪とみなす。そして、プライバシー侵害の罪は通常は個人の利益しかを侵害しないため、これを自訴事件として扱う。

②個人情報の商業的価値を侵害する行為（個人情報を不法売却する行為）を財産侵害罪に入れて規範化する。

具体的には、現行の刑法第5章「財産侵害罪」に「個人情報財産侵害罪」を追加し、無許可で個人情報を商業化して利用する行為（他人の肖像、氏名、音声などの個人情報を無断で利用して商業化して利用する行為）、個人情報を不正に販売する行為、他人のプライバシーを商業的に利用する行為などをその中に組み込む。そして、個人情報財産の不法

⁵³前掲注 52、pp.47-48。

⁵⁴前掲注 52、p.49。

⁵⁵劉徳良「刑法侵犯個人信息犯罪及其司法解讀的理解与檢討」、『網絡法律評論』、2017年、p.25。

侵害罪は、本質的に個人の財産権を侵害する犯罪であることを考慮すると、現行の刑法第270条の横領罪については、個人情報の侵害(権益)を自訴事件として扱うことができる。

③現行の「刑法」の第6章の社会管理秩序妨害罪に「個人情報濫用罪」を追加する。これにはごみ情報送信罪、迷惑電話罪、身分詐称罪、濫用罪などの罪を含む。

劉徳良の各時期の個人情報関連の論文の整理をすると、劉徳良の個人情報保護に対する提案は、主に個人情報の財産権属性の認定、個人情報の分類、情報蓄積空間の法的認定などの面にあることが分かる。

しかし、内容から見ると、個人情報を財産権の属性と認定したことが劉徳良説の中における他の提案の礎石である。たとえば、法律が個人情報の財産権属性を認定すれば、人格権や財産権を基準として個人情報を陰私情報と一般の個人情報に分けることができる。そして、情報蓄積空間に対する侵害が財産権の侵害であることが認定されることによって、個人情報の侵害のために財産損害賠償できると劉徳良は主張する。これも情報蓄積空間を含んでいる個人情報が財産権属性を持つことを前提としている。

個人情報の財産権については、劉徳良説と王利明説とは異なる点があると見られる点に注目したい。すでに見たように、劉徳良説は、個人情報を財産権と認めることが重要であるため、いくつかの論文で、法律が個人情報の財産権を認定すべきであると主張する。しかし、この主張は王利明説と異なる。王利明説は個人情報の商業的価値と財産属性を否定はしないが、個人情報を財産権の対象とすることはできないと主張する。その理由はまず、人格権は個人情報の一番重要な属性である⁵⁶。次に、個人情報の取り扱いがすべて財産権の特徴に合致するとは限らない⁵⁷。個人情報の譲渡として例を挙げると、個人情報を財産権と認定すれば、その権利は譲渡することができるが、個人情報を人格権と認定すれば、その権利は譲渡することができない。個人情報の譲渡は実質的には情報の利用に属し、個人情報権の譲渡と同じではない⁵⁸。最後に、人によって職業が異なり、収入も異なるから、仮に個人情報を財産権と認定すれば、個人情報を侵害された場合、その損害の計算基準は統一的に計算しにくい。それらを踏まえ、2013年以前、王利明は個人情報の保護を人格権法の中に入れることを主張した。2013年以降、王利明は個人情報の保護を一貫した個人情報保護法の中に入れるが、その規定は個人情報が人格権の属性を持つことを最重

⁵⁶この部分はこの論文の pp.8-9 で詳しく説明がある。

⁵⁷王利明「隱私權の新発展」、『人大法律評論』、2009年(01)、p.12。

⁵⁸この部分はこの論文の pp.8-9 で詳しく説明がある。

要要素として考慮すべきであると提唱する。

個人情報的人格権に属するか財産権に属するかについて、劉徳良と王利明との主張が異なるため、2人の個人情報を分類する根拠も異なる。すでに述べたように、劉徳良は人格権や財産権を根拠として個人情報を陰私情報と一般の個人情報に分けることを強調する。彼によると、陰私情報には人格権と財産権の属性があるが、一般の個人情報には財産権の属性だけがある。しかし、王利明は個人の尊厳との関連度に応じ、機微性を持つ個人情報と一般的な個人情報に分類すると主張する。個人の尊厳との関連度が高い情報は機微性を持つ個人情報であり、そうでなければ、一般的な個人情報である⁵⁹。

また、劉徳良説の陰私情報と王利明説の敏感な個人情報の内容から見ると、両者も異なる。劉徳良説の、いわゆる陰私情報とは、開示すると情報主体に尊厳や社会の評価で深刻な影響を与える個人情報である⁶⁰。たとえば、ヌード写真や性生活や病歴や生理的欠陥などである。王利明説の敏感な個人情報は部屋の住居や身分証の番号や銀行の口座番号や財産の状況や遺伝子の情報などである⁶¹。両者を比較すると、劉徳良説の陰私情報はプライバシーの特徴をもつが、王利明説の敏感な個人情報は識別性の特徴がある。この区別があるのは、根拠の分類の基準が異なるだけではない。もう1つの違いは、劉徳良説は個人情報とプライバシーを区別していないが、王利明説は個人情報とプライバシーをはっきり区別していることである。

第三節 張新宝説

張新宝の個人情報に関する有名な理論は2つある。すなわち、「二方の強化、三方の協調」と「一般的無償＋一部の有償」である。これらについて以下に詳しく説明する。

1 「二方の強化、三方の協調」

「二方の強化、三方の協調」という学説は張新宝が2015年に提出したもので、この学説に関する論文は『中国法学』⁶²と『法制日報』⁶³で公表された。

⁵⁹王利明「数据共享与个人信息保护」、『现代法学』、2019年(41)、p.55。

⁶⁰劉徳良「个人信息法律保护的正確觀念和做法」、『中国信息安全』、2013年、p.47。

⁶¹前掲注59。

⁶²張新宝「從隱私到個人情報：利益再衡量的理論与制度安排」、『中国法学』(3)、2015年、pp.38-

この学説の中の「二方の強化」の二方は、一般の個人情報と機微性を持つ個人情報を指す。そして、「三方の協調」の三方は個人情報に関連する 3 つの主体の利益を指す。すなわち、国民の利益、事業者の利益、国の利益である。張新宝は、個人情報に関連する主体は 3 つあるが、個人情報保護制度を設ける際、協調させなければならない衝突は 1 つだけ、すなわち、国民の個人情報の利益と他人の言論の自由・知る権利などの利益との衝突であると述べている⁶⁴。国家は社会の管理者として中立の位置に立ち、法律の制定と施行を通して、国民と事業者との衝突を協調しなければならないことを張新宝は指摘した。この指摘を踏まえて、「二方の強化、三方の協調」という学説を打ち出した。具体的には以下のとおりである。

(1) 「二方の強化」

「二方の強化」は主に 1981 年に欧州評議会 (Council of Europe) の「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約 (条約 108 号) (Convention For the Protection of Individuals with Regard to Automatic Processing of Personal Data)」6 条の規定⁶⁵を参考にしたものである。これによると、人種、政治的見解、宗教、健康、性生活、犯罪記録などの個人情報は一般的に電子計算機で処理されてはならない。

張新宝はこの条文を参考にしたうえで、個人情報を機微性を持つ個人情報と一般の個人情報に分けることを提案した。そして、個人情報の敏感性の程度によって、情報の取り扱いには個人に与えるリスクが異なるため、両者に対して異なる保護規則を適用するよう主張した⁶⁶。すなわち、機微性を持つ個人情報を保護することを強化しながら、一般的な個人情報を利用することは促進し、これによって個人情報の保護と利用の利益衝突を調和することができることを主張するのである。

機微性を持つ個人情報とは何かについて、張新宝は「從隱私到個人情報：利益再衡量的理論与制度安排(プライバシーから個人情報まで：利益の再考に関する理論と制度の整備)」

59。

⁶³張新宝「隱私權与個人情報保護」、『法制日報』、2016 年 5 月 11 日第 011 版。

⁶⁴前掲注 63。

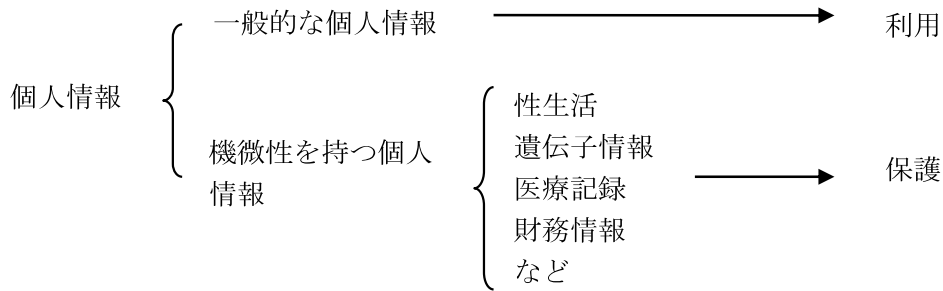
⁶⁵個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約 (条約 108 号) 6 条：国内法で適切な保障措置が規定されていない限り、人種、政治的見解、宗教、健康、性生活犯罪記録などに関する個人データが自動的に処理されてはならない。この規定は犯罪の記録にも同様に適用される。

(<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/108> 取得年月日 2019 年 12 月 17 日)

⁶⁶張新宝「從隱私到個人情報：利益再衡量的理論与制度安排」、『中国法学』 (3)、2015 年、p.50。

で自身の見解を述べている。張新宝によると、機微性を持つ個人情報とは、プライバシーと同様、これを公開あるいは利用することで個人に大きな影響に及ぼす情報であり、例えば、性生活、遺伝子情報、医療記録、財務情報などである⁶⁷。（図8を参照のこと）

図8 「二方の強化」のイメージ



出典：張新宝「從隱私到個人情報：利益再衡量的理論与制度安排」、『中国法学』(3)、2015年、pp.38 - 59より、筆者作成。

(2) 「三方の協調」

張新宝は国民、事業者、国の利益が異なることを指摘した。国民は個人の自由と個人の尊厳を中核とする個人情報保護の利益を持ち、事業者は営業により経済的利益の取得を中核とする個人情報利用の利益を持ち、国は社会管理に関する公的利益を持っている⁶⁸。国民と事業者と国の三方の協調のキーは、各方の中核利益を保護しながら、各方は自己の中核ではない利益を他の主体に譲渡することである⁶⁹。この場合、各方に対する具体的な要求は、以下の通りである⁷⁰。

① 国民に対して：機微性を持つ個人情報の保護は個人の自由や個人の尊厳を保護する中核である。つまり、機微性を持つ個人情報は国民の中核利益である。したがって、機微性を持つ国民の個人情報は厳重に保護されるべきである。逆に、中核ではない利益である一般の個人情報については、個人はある程度は譲渡し、国と事業者が自由に個人情報の収集・管理・利用などをすることを許す。

② 事業者に対して：事業者の中核的なを保証するために、事業者が国民から譲渡された一般の個人情報を取り扱う行為は許されるべきである。しかし、譲渡された個人情報の取扱いには

⁶⁷前掲注 66、p.51。

⁶⁸張新宝「隱私權与個人情報保護」、『法制日報』、2016年5月11日第011版。

⁶⁹張新宝「從隱私到個人情報：利益再衡量的理論与制度安排」、『中国法学』(3)、2015年、p.52。

⁷⁰前掲注 69。

条件がある。すなわち、事業者は法律や法規に従って、国民の個人情報に関する権利を尊重すべきで、個人情報の収集・処理・利用・保有・移転などの際には個人情報であることを自覚して保護しなければならず、個人情報の侵害を目的とした情報技術の開発と応用には反対すべきである。

③ 国に対して：一方、国は社会を管理するため、個人情報の収集・処理、保有、利用などの権力を持つ必要がある。しかし、その権力には制限がある。つまり、国家はその権力により、個人情報を過度に取り扱って国民の生活に関与してはならない。また、国は一貫した個人情報保護法を構築しなければならない。法律の構築を通じ、好ましい個人情報の流通と保護の環境を作る必要がある。

張新宝は、個人情報保護の法制度にこの理論を適用する時には、以下のことを盛り込むべきであると提言している。

まず、国家主導、業界の自主規制と国民参与の法制体系を創立する必要がある。国家主導は立法とその執行に現れる。具体的には、国は公的機関と民間部門の領域を含む一貫した個人情報保護法を構築し、個人情報保護監督機関を設置する⁷¹。業界の自主規制は社会組織が法律に従って、自発的に業界規範を設けて遵守することを強調する。国民参与は国民が個人情報保護の立法化や監督、救済などの過程に参加することである。

さらに、情報によって要求は異なる。例えば、一般の個人情報と機微性を持つ個人情報には異なる保護基準を適用する。一般の個人情報よりも、機微性を持つ個人情報の保護基準は常に厳密でなければならない。しかも、ここでは、張新宝は未成年者の個人情報も機微性を持つ個人情報とみなして厳密に保護されなければならないと主張する点に注目したい。張新宝によると、その原因は3つがある⁷²。

①未成年者がますますインターネットのユーザーになる未成年者の増加：中国の互連ネットワーク信息中心が発表した「2013年中国青少年上網行為調査報告（2013年に中国における未成年者がインターネットに接続した行為の調査報告）」によると、2013年12月には、中国でインターネットに接続した未成年者の人数は1.4億で、総ネットユーザーの22.6%を占めていた。しかし、大人と比較して、未成年者は考える能力が十分に発達しておらず、自

⁷¹張新宝説中の一貫した個人情報保護法と劉徳良説中の一貫した個人情報保護法は提案の視点が異なる。一貫した個人情報保護法とは公的機関と民間部門の領域をすべて含む個人情報保護法である。しかし、劉徳良説中の一貫した個人情報保護法とは刑事分野、民事分野、行政分野などを全部含む個人情報保護法である。

⁷²張新宝「從隱私到個人情報：利益再衡量的理論与制度安排」を参照。

己を保護する能力が不足しているので個人情報侵害されやすい。

- ②諸国の立法において、未成年者の個人情報の保護が厳格化する傾向にあること：アメリカは、世界で初めて立法によって、未成年者の個人情報保護を強化した国家である。たとえば、1998年、アメリカは「子供オンライン・プライバシー保護法（The Children's Online Privacy Protection Act of 1998、COPPA）」を制定し、商業目的のウェブサイトやオンライン・サービスの管理者を対象として、13歳未満の子供からインターネット上を通じて個人情報を収集する場合、事前に親の同意を得ることを義務づけるとともに、親に対しては子供が提供した個人情報のアクセス権を規制している⁷³。また、欧州連合はアメリカの経験を参考としたうえで、「EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）」を制定し、8条で未成年者個人情報に対する特別の保護を規定している。
- ③中国の「個人情報保護指南（個人情報保護のガイドライン）」の要求：「個人情報保護指南」によると、事業者は16歳未満の未成年者のような制限民事行為能力者や行為無能力者から機微性をもつ情報を直接的に収集できない。その個人敏感情報を収集しなければならない場合には法定後見人の明示的同意を得る必要がある。この規定は16歳未満の未成年者の機微性をもつ情報に限る。未成年者の個人情報に対する保護が機微性をもつ情報だけでなく、一般的な個人情報をも含まなければならないと張新宝は主張している。

また、国はインターネット実名制を導入する。いわゆるインターネット実名制とは、事業者と国民はインターネットを利用する場合、実名で登録すべきである。事業者と異なり、国民のインターネットの実名は国民の本名ではなく、国から与えられたインターネット身分識別コードである。そのインターネット身分識別コードと国民との対照表は政府のみが保有する。このような措置を採ることで国民の個人情報の漏洩を有効的に防止すると張新宝は主張している。

最後に、個人情報が識別できないように加工・利用する必要がある。張新宝は、特定の個人を識別できる個人情報の利用は厳密に制限するべきであると指摘している。しかし、民間部門がB to C（Business to Consumer）のニーズにマッチする営業戦略を立てない場合、保有した個人情報を識別できないように加工し、利用しなければならない。

⁷³石井夏生利『個人情報保護法の理念と現代的課題——プライバシー権の歴史と国際的視点』、2008年、勁草書房、p.440。

2 「一般的無償＋一部の有償」

「一般的無償＋一部の有償」は、張新宝が2018年に提出した理論である。この理論を紹介したのは主に「互連網時代個人情報保護的的双重モード（情報化時代で個人情報保護の二重モデル）」と「普遍免費＋個別付費：個人情報保護的的一個新思維（一般的無償＋一部の有償：個人情報保護の新たな考え方）」の2つ論文である。

(1) 無償と有償との概念

「一般的無償＋一部の有償」の理論とは、主にインターネットの領域で個人情報保護を論ずるものである。この理論における無償とは個人が代金を払わずに事業者のサービスを受けることを指す。有償とは個人が代金を払って事業者のサービスを受けると同時に、事業者には個人情報を保護する義務があることを指す⁷⁴。

(2) インターネットサービスの現状：「一般的無償」

デジタル製品の性質によって事業者の最も賢明なやり方は、それを個人に無償で提供することである。その理由は、まず、デジタル製品には、生産コストは高いが、複製コストが低いという特徴がある（複製コストは0に近い）。つまり、デジタル製品のコストはその生産コストに等しい。次に、その製品を無制限にコピーして使用すると、当該製品の平均コストは0に向かう。このとき、それを満たす式は次のようになる。

$$P/N=M$$

この式の中で、 P は製品の生産コスト、 N は製品の複製数または使用回数、 M は平均価格である。製品の生産コストは不変だから、 P は定量である。そのため、 M の結果は N に依存する。 $N=1$ であれば、 $P=M$ である。すなわち、生産コストは平均コストである。但し、 $N=無限大$ であれば、 M は無限に0に向かう。それが今多いインターネットの事業者が自己の製品（メールや facebook や insgaram などのアプリ）を無料で個人に提供する理由である。

しかし、事業者は、デジタル製品を無料で提供することにより、多くの消費者の関心を

⁷⁴無料と有料との概念は、張新宝「互連網時代個人情報保護的的双重モード」と「普遍免費＋個別付費：個人情報保護的的一個新思維」を参照。

集め、その個人情報を把握することができることに注意する必要がある。情報化社会の到来により、情報は倍数の方式で爆発的に増加する。このような背景の中で、個人は自分の限りのある注意力を如何にして有効に配分するかを解決する必要がある。また、事業者にとって、いかに多くのネット情報の中で消費者の関心を引くかを考える必要がある。この場合、無料で提供するの是最も有効な方法である。

もちろん、事業者は慈善団体ではなく、営利を目的としている。この場合、事業者の営利は主に第三者、すなわち、インターネット広告事業者に由来する。つまり、事業者は、自分が収集した個人情報を広告主に売ることになる。広告主は、これらの個人情報を組み合わせ、分析することにより、個人の好みを知り、また、個人の好みに応じて、広告を正確に個人に送る。

これが、個人が知らないうちに個人情報が漏洩する原因であると同時に、現在のネットワーク環境の現状でもある。

(3) 「一般的無償」の不備と「一般的無償＋一部の有償」の整備

張新宝は「一般的無償」には以下の2つ不備があると言う。

① 了解・同意の原則が弱化される。

了解・同意の原則とは、事業者が個人情報を収集、利用する場合には、個人に個人情報の収集、利用の目的、方式、範囲を明確に告知し、個人の同意を得ることが求められる。この原則は、中国の法律も諸国の法律も国際的なルールも共通に規定している。

張新宝によると、「一般的無償」を選択する時、個人はよく無意識に協約に同意する。つまり、本当に内容を良く理解して同意するのではない。これには主に以下の2つの原因にある。

1つは、人々は往々にして目先の利益を選択する。「一般的無償」では、ユーザーには実際の金銭支出がない。同意するかどうかの意思決定は、サービスを利用する収益と個人情報を提供するコストだけを測る必要がある。しかし、ユーザーと事業者の情報と能力は非対称のため、ユーザーは個人情報収集の範囲や処理の方法を予見することができず、損失を予見することも困難である。逆に、このようなやり方において

個人が獲得するものは具体的、すなわち、ネットワークサービス提供者が提供するサービスである。そして、個人情報の漏洩や濫用の危険は、一般的に将来的、潜在的かつ不確実である。それらを踏まえると、目先の利益と将来可能なコスト損失とを比較した場合、個人は目先の利益を過大評価し、将来発生するかもしれないコスト損失を過小評価することが多い。

第二に、個人は理性的無関心のため、個人情報の収集と利用を考えずに協約に同意する。企業の側は、了解・同意の要求を満たすため、ユーザーに提供する協約が益々複雑になっている。また、明文化されてはいても量が多いため、通常、ユーザーは通常はしっかり読まずに協約に同意をする。

②インターネットの事業者の義務の要求を軽減する。

中華人民共和国合同法（契約法）374条⁷⁵の規定に基づき、有償契約においては、ユーザー情報の漏洩や濫用があれば、ネットワークサービス提供者は、過失の有無にかかわらず、法定免責義務以外の違約責任を負うべきである。但し、無償契約においては、ネットワークサービス提供者は、重大な過失に限り、責任を負う。

「一般的無償」では、個人はサービスと対価を支払わずに事業者からインターネットサービスを受ける。事業者は個人の情報を第三者に提供し、経済的収益を得る。そのため合同法の観点からは、この場合、個人と事業者の間には無償契約のみを構成する。合同法第374条により、ネットワークサービス提供者は重大な過失がある場合に限り責任を負う。

この点で、「一般的無償」はネットワークサービス提供者の情報保護責任を大きく低下させることは明らかである。

放置されていた不備を整備するために「一般的無償＋一部の有償」理論を張新宝は提出した。具体的には、「一般的無償＋一部の有償」は、ネットワークサービス提供者がユーザーを3種類に分類して、異なるタイプのユーザーに互いに独立したサービスを提供することを要求している：

- ①多くの人向けの無料サービス：その実質はユーザーが自己の情報でサービスの対価を支払うことである。

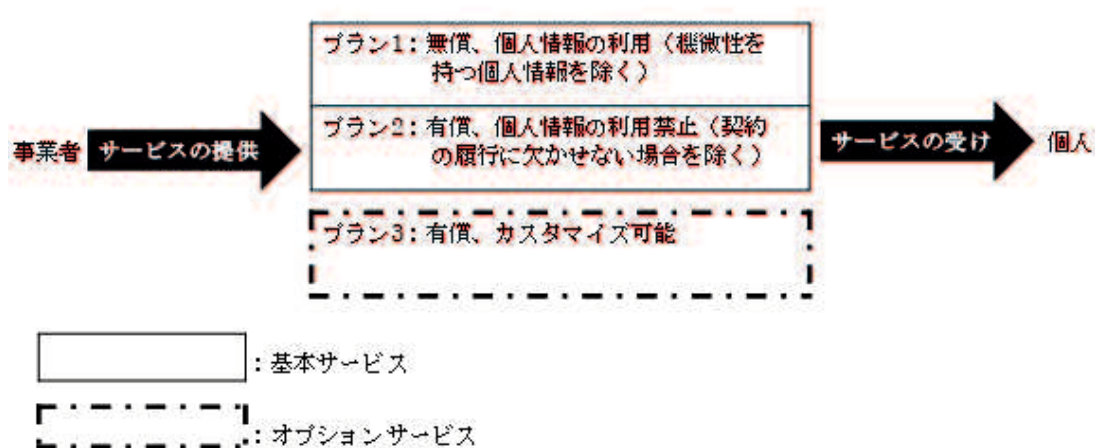
⁷⁵「中華人民共和国合同法」374条：保管期間に、保管人の不注意によって保管物を滅失、毀損した場合、保管人は損害賠償の責任を負う。但し、無償保管であり、保管人が自らの重過失でない旨を立証した場合には、損害賠償責任を負わない。

②個人情報厳密な保護を要求した人に向けた有料サービス：その実質はユーザーが有料で事業者からサービスを受けることであり、事業者は自己の情報を厳密に保護することを求める。

③一部の人間に向けた付加価値サービス：このサービスでは、ユーザーが有料でカスタマイズして基盤サービスを拡張する。

そして、「一般的無償＋一部の有償」の方法で、ネットサービス事業者は個人情報に関する協議と政策について、それぞれ「無償」と「有償」の2セットの契約を作成し、ユーザーの自由選択に供するべきである。「無料」のやり方では、事業者はユーザーの個人情報について統一的に保護、すなわち、ネットワークサービス提供者が「合法、正当、必要」の範囲で個人情報を収集し、利用すべきである。一方、「一部の有償」の下では、ユーザーは個人情報の保護と高レベルの保護を受けることができる。この場合には、ネットサービス事業者は一般的に個人情報を収集できないが、その情報の収集が契約の履行に欠かせない部分は除く。また、事業者は収集した情報の使用も厳格な制限を遵守しなければならない。通常、事業者はそれらの情報をマーケティング、広告の事業者へ提供できないし、二次利用もできない（具体的には図9に示す）。

図9 「一般的無償＋一部の有償」のイメージ



出典：張新宝「普遍免費＋個別付費：個人情報保護的一個新思維」、『比較法研究』(5)、2018年、pp.1—15より、筆者作成。

張新宝が「一般的無償＋一部の有償」が「一般的無償」の不足を整備することができる主張するのは、次の点からである。

①了解・同意の原則の実行の増強に益する：「一般的無償」のやり方では、個人は差し迫った金銭支出が存在しないため、協議、個人情報政策に対してすべて無視する態度を取っている。しかし、「一部の有償」のやり方を追加すれば、個人に自己の情報を引き渡すコストを深く考えさせ、より慎重な意思決定を促す。

②情報収集最小限原則を正確に適用されることに役立つ：いわゆる情報収集における最小限の原則とは、ネット事業者に事務の目的達成に必要な活最小限の範囲で個人情報の収集を認める原則である。「一般的無償＋一部の有償」中の無償サービスの目的は、ネット事業者がユーザーの基本的なニーズに応え、ユーザーの体験を向上させるための目的と捉えることができる。この場合、ユーザーの体験を向上させることを求めるため、事業者はユーザーをずっと把握しなければならない。ユーザーがサービスの要求が通常、変更するため、事業者はユーザーの情報を更新し続ける必要がある。しかし、有償サービスでは、個人情報の再収集・利用が禁止されていることに鑑み、このときの目的は、ネットワークサービス提供者のビジネスの意図ではなく、ユーザー登録が実現しようとする初心と理解されるべきである。言い換えれば、その目的は、製品またはサービスのコア機能およびユーザーの基本的なニーズに限定されるべきであり、他の追加機能およびニーズには介入してはならない。したがって、有償サービスの場合には、情報収集の最小限を確認できる。

③インターネットサービス事業者の経営に益する：個人が「一般的無償」を選択しても、「一部の有償」を選択してもネットサービス事業者は収入を得ることができるが、収入源は異なる。「一般的無償」の収入は、第三者からであり、「一部の有償」の収入はユーザーに由来する。

以上の利点のほかに、筆者から見ると、「一般的無償＋一部の有償」はサービス事業者に個人情報保護の水準を向上させることにも益する。「一般的無償」の不備のところで述べたように、「一般的無償」では、個人とサービス事業者との間に無償契約関係があるだけである。しかし、「一部の有償」では、個人が有料でサービスを獲得し、個人とサービス提供者との間に有償契約関係が構築されている。したがって、この場合、サービス提供者は契約義務を厳格に履行し、個人の情報を保護する必要がある。

(4) 理論の適用範囲

「一般的無償＋一部の有償」の理論は、公的機関（政府、独立行政法人など）がネットワークサービス事業者として提供するサービスには適用されない。公的サービス事業者は、すでに公的資金（資金調達等）をもらっているため、いかなる理由でもユーザーから関連費用を徴収することはできず個人情報の不正収集及び不適正な利用に同意することをユーザーに要求してはならず、個人情報の収集・処理・利用などは、厳格に法律に基づいて行われなければならない。非営利法人も同様で、ネットワークサービスを提供する場合は、有償提供を原則として禁止し、みだりに個人情報を収集することを禁止する。非営利法人は法律の規定に基づいてサービスを提供するために必要な情報を厳格に収集し、安全保護などの面で高い注意義務を果たすことを原則とすべきである。

張新宝の 2 つの理論、「二方の強化、三方の協調」も「一般的無償＋一部の有償」も個人情報を分類して保護を強調することが分かる。「二方の強化、三方の協調」の理論は個人情報を一般的な個人情報と機微性を持つ個人情報に分類し、一般的な個人情報の利用と機微性を持つ個人情報の保護を提唱することが中心である。

一方、「一般的無償＋一部の有償」の理論は使用料によって異なる保護することを提唱する。この理論によると、ある人たちは自己の個人情報の保護をいっそう重視する。したがって、その人たちは有料でインターネットサービスを受け、インターネットの事業者は自己の情報を厳密に保護することを求める。その他の人たちは無料でインターネットサービスを受け、インターネットの事業者は自己の情報を厳密に保護することを求めることはできない（つまり、インターネット事業者が個人情報を利用することを原則として認めることになる）。

筆者には張新宝の 2 つの理論は、互いに矛盾しているのではなく一体だと思われる。具体的には、この 2 つの理論に基づき、特定個人に対する保護は、まず、その人が自己の情報に特定の保護を要求するかどうかを判断する。特定の保護の要求があれば、その人には「一部の有償」のやり方を適用する。その要求がなければ、「一般的無償」適用する。そして、「一般的無償」においては個人情報を一般的な個人と機微性を持つ個人情報に分類されなければならない。インターネットの事業者は個人の一般的な個人情報を利用しながら、機微性を持つ個人情報を厳密に保護すべきである。

そして、ここでの個人情報は個人情報の敏感性の程度を根拠として分類し、一般の個人

情報と機微性を持つ個人情報に分ける。個人情報の敏感性の程度という用語がひどく抽象的であるため、個人情報がどちらの種類に属するか認定しにくい。しかし、張新宝の説明によると、機微性を持つ個人情報とは、プライバシーと同様、これの公開あるいは利用することで個人に大きな影響に及ぼす情報である。つまり、機微性を持つ個人情報はプライバシーの属性である。この点で、張新宝説における個人情報の分類は劉徳良説の分類と同じである。すなわち、この 2 つの学説はプライバシーが機微性を持つ個人情報であると認識し、それらの情報を保護する要求が厳しい。

第四節 周漢華説

この節は 2 つの部分に分ける。1 つは周漢華と彼のグループが制定した「個人情報保護法」大綱を紹介する。もう 1 つは周漢華の新たな個人情報の保護の提案を紹介する：

まず、「個人情報保護法」大綱を紹介する。この大綱は中国では中央政府が学者たちに委託した発表された唯一の大綱である。周漢華とそのグループは、まず当時の国内外の個人情報保護の現状を詳細に把握し、照合し、分析した上で、中国の個人情報保護法を制定する必要があると提言した。提言した理由をまとめると、以下の 6 点となる⁷⁶。

- ①個人情報保護制度を制定は個人情報の権利を保護するために必要である：周漢華とそのワーキンググループは、生活する中で政府部門や民間部門が権限を超えて、個人情報を収集し、利用するという現象が随所に見られることを指摘する。また、個人情報の保存、譲渡に対して有効な規範がないため、国民の個人情報が勝手に改ざんされたり、濫用されたり、不正に売られたりしたことがある。また、法的規定がないため、個人情報権と他の権利との境界をどのように区別するかは非常に困難な問題であり、様々な議論が存在している。一方、個人は政府や民間部門や他人に個人情報が収集され、保存されている自己の情報を調べることができないため、自分の情報が他人に知られているか、その情報が事実と一致しているかなどが把握できないことが多い。実際、政府や民間部門や他人は誤った個人情報に基づいて情報主体を様々に決めつけてしまうことが少なくない。
- ②個人情報保護制度の制定は、情報の共有や自由な流通の促進に役立つ：情報化時代において、情報は戦略資源として、自由に流通することは重要である。わが国では、部門間の情

⁷⁶周漢華ほか『個人情報保護前沿問題研究』、法律出版社、2006 年、pp.215—220。

報封鎖、情報共有の欠如は非常に一般的な現象である。このような現象の形成には複雑な原因がある。その 1 つの大きな原因は、個人情報の十分な保護がなされていないことである。したがって、個人情報保護制度を整備し、制定することにより、情報共有や情報の流通を大きく促進することが期待される。

- ③個人情報保護制度の制定は中国の電子商取引と電子政府の発展を促進させる。オンライン取引の過程で、消費者の多くの個人情報は、個人が知る知らないに係らず収集される。そのため、消費者は往々にして個人情報の漏洩を恐れてネット上の取引を放棄し、伝統的な方法を選択する。これは中国の電子商取引の発展を大きく阻んでいる。同様に、安全かつ信頼できる個人情報保護システムがない場合は、信頼できる電子政府を構築することは不可能である。これにより、中国の電子政府の建設は必ず影響を受ける。
- ④個人情報保護法の制定は国際交流を促進し、国際関係の中で主導権を保つことができる：国際貿易からみると、新たに EU に加入した国が EU 指令の要求を次々と達成するにつれて、EU およびその他の国は、第三国の個人情報保護の基準の不備により、個人情報の国際的な流通を一方向的に制限し、国際貿易全体の正常な発展に影響を与える可能性がある。
- ⑤個人情報保護制度の制定は、政府の情報公開をさらに推進させる：政府の情報公開において重要な点は、情報を公開しない範囲を明らかにすることである。これは個人情報の保護と関係がある。個人情報保護法が整備されなければ、個人情報とは何か、個人情報をどのように保護するか、個人情報の公開と非公開をどのように区別するかなどの問題について明確かつ操作性のある規定がなく、政府は個人情報の保護を口実として、個人情報の公開あるいは非公開を拒否する可能性がある。したがって、個人情報保護制度の整備は、政府の情報公開制度と相補的で不可分な関係にある。完備した個人情報保護制度がなければ、真の政府の情報公開制度はあり得ない。
- ⑥個人情報保護法の制定が中国の情報化法律システムの建設を推進する：国民経済と社会の情報化を強力に推進し、情報化によって工業化を促進し、飛躍的な発展を実現することは、中国の戦略的な決定である。個人情報保護立法はその中の重要事項の 1 つであり、基礎的な作業である。中国の情報化法律システムがどのように構築するかはさらなる研究と探求が必要であるが、個人情報保護法は間違いなくその中の基礎的な法律であり、個人、企業と政府の 3 者の良い相互関係にとって最も重要なものの 1 つである。個人情報

報保護法を制定することは、中国の情報化法律システムの建設を必ず促進することができる。

これを踏まえ、周漢華と彼のワーキンググループは個人情報保護大綱（原文ではこの個人情報保護大綱は専門家意見稿と呼ばれるため、以下、専門家意見稿とする）をつくり、『中華人民共和国個人情報保護法（専門家意見稿）及立法研究報告（中華人民共和国個人情報保護法（専門家意見稿）と立法研究の報告）』に掲載した。

その専門家意見稿は、6章、72の法条（付則を含む）から構成されている。その内容を分析すると、周漢華の当時の個人情報保護法の制定に対する以下の主張が分かる。

まず、法律適用である。この専門家意見稿の前3章の内は、第1章は総則である。この部分は主に同法の立法目的、根拠、取り扱う原則に関する規定である。第2章は、政府機関の個人情報処理である。当該部分は主に政府機関の分野における個人情報の扱いに関する規定である。第3章は、政府分野以外の他の個人情報処理者の個人情報処理である。

前3章の規定からみると、この専門家意見稿はドイツを代表とするの欧州型の立法の性格を採用していることが分かる。つまり、政府機関の個人情報保護と民間部門の個人情報保護を同時に同法に組み入れている。簡単に言えば、この専門家意見稿の適用対象は、政府機関領域も民間部門領域も含まれている。これについて周漢華が与えた理由は以下のとおりである⁷⁷。

個人情報保護の目的からみれば、公共部門も民間部門も大量の個人情報を保有すれば、個人の権利を濫用または侵害する可能性がある。特に、情報通信技術が高度に発達し、個人情報の収集や処理コストが低くなった現状では、その可能性はますます高まるだけである。したがって、理論的には、選択という問題は存在せず、個人情報保護法は個人の権利の保護を強化するために、公共部門と民間部門に同時に適用されなければならないと考えられる。

立法資源の有限性の現状からみると、中国の現段階では個人情報保護に対してそれぞれいくつかの法律を制定することは困難であり、異なる主体に適用することも難しい。したがって、立法の技術上の理由で立法全体のプロセスを遅らせるよりも、制度設計を通じて個人情報保護の立法化を早急に開始する。

中国の現在直面している実際の問題から見ると、主要な問題は政府機関が個人情報を侵

⁷⁷周漢華ほか『個人情報保護前沿問題研究』、法律出版社、2006年、pp.227-229。

害する事件（大量の個人情報の保有、情報の低正確度、情報主体に知らせない）が多すぎだけでなく、民間部門の個人情報に関する問題も増えている。特にいくつかの国際企業が、情報の優勢を利用して不当な利益獲得あるいは競争優勢を図る事例も始まった。したがって、立法機関が政府機関にも他の個人情報処理者にも適用される法律を制定することは、多面的に重要な現実的な意味を持つ。

他の国あるいは地域はすでに類似の立法を持っている。

次に、個人情報保護の原則である。総則は政府機関と民間部門に共通して適用される7つの原則を規定している。それらは合法の原則、権利保護の原則、利益バランスの原則、情報の質の原則、情報安全の原則、職業義務の原則、救済の原則である。第2章と第3章では、政府機関と民間部門の法的地位が異なることにより、それぞれの原則と行為規範を設けている。専門家意見稿の原則と国際組織が定めた個人情報保護の原則（具体的には表7に示す）と比べると、個人参加を規定しなしていないことを除いて、他はほぼ同じであることが分かる。

表7 OECD、APECの原則と「個人情報保護法」の大綱の原則との対比

OECD	個人情報保護法の大綱	APEC
	合法原則	
	権利保護原則	査閲と修正の原則
	利益バランス原則	
データの質の原則	情報の質原則	資料の質の原則
安全保護措置の原則	情報安全原則	安全管理の原則
安全保護措置の原則	職業義務原則	責任の原則
	救済原則	損害予防の原則
収集制限の原則 目的特定化の原則 使用制限の原則	第二章の原則	収集制限の原則 資料利用の原則
収集制限の原則 目的特定化の原則 使用制限の原則	第三章の原則	収集制限の原則 資料利用の原則

出典：OECD、APECの原則と「個人情報保護法」の大綱の原則により、筆者作成。

ところで、専門家意見稿は政府と他の個人情報事業者の個人情報保護の標準が異なって

いる。第 2 章と第 3 章により、政府機関の個人情報処理に対する規定と他の個人情報処理者の個人情報処理に関する規定には、主に以下のような違いがある。

表 8 個人情報保護法大綱の行政機関と他の個人情報事業者の規定

	行政機関	他の個人情報事業者
個人情報の収集	<p>個人情報を収集する時に、法定権限内で行うほか、その収集活動には明確、合法的、特定の利用目的以内で行う必要がある(11条1項2項)。</p> <p>個人情報を収集する量は、利用目的を達成する範囲を超えてはならない(11条3項)。</p> <p>社会的負担を軽減するために、個人情報収集の重複を避けなければならない(11条4項)。</p>	<p>いくつかの厳格な法定条件を満たしている時をの除き、個人情報処理を行うことができない(43条)。</p> <p>合法かつ正当な方法で個人情報を収集しなければならない(46条)。</p>
登録義務	<p>政府機関は個人情報の収集を実施する前に、その収集事項について各級人民政府情報資源主管部門に登録し、登録義務を履行しなければならない(12条)。</p> <p>政府情報資源主管部門はその登録を公告し、公衆から査閲をあげるべきである(13、14条)。</p>	<p>他の個人情報処理者は個人情報収集を実施する前に、政府情報資源主管部門に登録し、あるいは政府情報資源主管部門の行政許可を得なければならない(35条)。</p> <p>政府情報資源主管部門は他の個人情報処理者に行政許可を与える前に、形式審査と実質審査を行わなければならない(37条)。</p> <p>登録事項或いは行政許可内容の個人情報ファイル登録簿を作成し、公衆の閲覧に供する必要がある(39条2項)。</p>
利用目的以外の利用	<p>個人情報を収集する前に知らせる使用目的の範囲内でしか個人情報を扱うことができず、この範囲を超えて処理するには厳しい制約条件に適合しなければならない(15条)。</p>	<p>個人情報を収集・処理するには、利用目的の明確化が必要である(44条)。</p> <p>利用目的以外で個人情報を扱う場合は、情報主体が事前に同意しなければならない(45条1項)。</p>

告知義務	なし。	情報主体から個人情報を直接収集する場合、情報主体の知る権利と選択権を保障するため、情報主体に関連事項を告知しなければならない（47条）。
監督機関	なし。	国家は他の個人情報処理者が自発的な基礎の上に業界の自律組織を創立する。そして、条件を創造し、次第に業界の自律組織の中に政府の機能を移転することを奨励する（53条）。
	県以上の人民政府情報資源主管部門は組織・指導・促進・監督の同法の実施を担当する（55条）。	
救済措置	<p>情報主体は、政府機関が個人情報を公開・訂正・使用禁止する決定について本法に違反し、その合法的な権益を侵害したと考えた場合、まず同級人民政府情報資源主管部門に行政不服申し立てを申請すべきである（56条）。情報主体は行政再議決定に不服があれば、法律により人民法院に行政訴訟を提起することができる（58条）。</p>	<p>情報主体は、他の個人情報処理者が個人情報を取り扱う行為が本法の規定に違反して情報主体の利益を侵害していると思った場合は、他の個人情報処理者の所属する業種の自律組織に苦情を申し立てることができる（60条1項）。</p> <p>情報主体は、他の個人情報処理者が個人情報を取り扱った行為が本法の規定に違反して情報主体の利益を侵害していると思った場合、政府情報資源主管部に通報し、政府情報資源主管部門に正当な権益を保護することを請求できる（61条1項）。</p> <p>情報主体は、他の個人情報処理者が個人情報を取り扱った行為が本法の規定に違反し、情報主体の利益を侵害していると思った場合、法律により直接人民法院に民事訴訟を提起し、侵害の停止、影響の除去を求めることができる（63条）。</p>
	政府機関や他の個人情報処理者は、情報主体から提出さ	

	れた各種苦情を迅速に処理する効果的な苦情処理機関を構築すべきである（59条）。
--	---

出典：個人情報保護法大綱に基づいて、筆者作成。

上の表から見ると、情報の収集においては、行政機関の基準は他の個人情報処理者の基準よりも低い。すべての行政機関は個人情報を収集する権限がある。しかし、他の個人情報事業者にとっては、厳しい法定条件を満たした主体のみが個人情報を収集することができる。

収集情報の登録については、行政機関は各級人民政府情報資源主管部門に登録すればよい。他の個人情報処理者は、情報管理部門への登録を必要とする。また個人情報処理を主たる業務とする他の個人情報処理者は、政府情報資源主管部門の行政許可を受けなければならない。しかし、政府情報資源主管部門は行政許可を交付する前に、形式審査と実質審査⁷⁸を行う必要がある。

収集目的外の使用については、政府機関は、収集した個人情報を、厳しい制約条件を満たすだけで目的外の利用に使用することができる。しかし、他の個人情報処理者は、情報主体の同意を得る必要がある。

告知義務については、この専門家意見稿は、行政機関が告知義務を履行すべきであるとは規定していない。しかし、他の個人情報事業者が情報主体から直接的に個人情報を収集する場合は、告知義務を果たさなければならない。

監督機関は、政府機関の監督機関は県レベル以上の人民政府情報資源主管部門である。その他の個人情報処理者の監督機関は人民政府情報資源主管部門以外にも業界自律組織を含む。

救済措置については、行政機関が個人情報を侵害した場合、情報主体は苦情、不服申し立てまたは行政訴訟の方式で権利が救済される。しかし、他の個人情報処理者が個人情報を侵害した場合には、情報主体は苦情、通報、民事訴訟で救済される。

このように、この専門家意見稿は、政府機関に対する規制の程度が、他の個人情報処理者に対する規制の程度よりも低いことが分かる。これに対して周漢華が述べた理由は以下

⁷⁸形式審査とは、政府情報資源主管部門は申請事項が法定の登記事項か、管轄があるか、適法な申請人か、あるいは申請書およびその添付書類が法定の形式を具備しているかなどを調査することである。実質審査とは、政府情報資源主管部門が申請者が出した申請事項が真実であるかまで調査することである。

のとおりである⁷⁹。

政府機関が個人情報を取り扱うことは法が定める責務を果たし、行政管理を実施するための必然的な要求である。この場合、政府機関と個人との関係は法的性質の上で行政法的関係である。しかし、他の個人情報処理者が個人情報を扱うことは民事主体の自主的な活動であり、法的性質上は民事法的関係に属する。双方の法律関係の性質が異なるため、同様の規制方式を採用することは不可能である。原則として、政府機関に対する規制の程度は、他の個人情報処理者に対する規制よりも軽い。しかし、これはそれぞれの制度においても政府機関に有利な規定であることを意味しているわけではない。実際、政府機関は個人情報保護法規範のほかに、行政管理者である一般行政法規範を遵守している。その意味では、政府機関への規制は、他の個人情報処理者に対する規制よりもはるかに強いことは明らかである。

以上は2006年に周漢華とそのワーキンググループから提案された個人情報保護法に関する専門家意見稿である。ところが、2017年と2018年には、周漢華が複数の会議および複数の雑誌で、個人情報保護法制を再度提案した。

今回の提案は伝統的な立法のメカニズム方式⁸⁰の不備に鑑み、アメリカと欧州連合における個人情報保護の経験を踏まえて打ち出されており、主な目的は個人情報の使用と保護のバランスを探ることである⁸¹。

提案の中で、周漢華は伝統的な立法のメカニズム方式には多くの欠陥があると指摘した。たとえば、この方式を有効的に施行するためには、政府や民間部門や個人が非常に強い執行能力を備えていなければならない⁸²。法律が原則だけを規定し、具体的な措置を規定しない場合、政府、民間部門、個人は法律に基づき、具体的な措置を効率的に採用することが要求される。しかし、生活の中で、それは困難である。また、このような方式で規定された法律は社会問題や市場問題を適時に解決することはできない。立法化には時間がかかるため、立法を通じて、現在発生している社会問題や市場問題をただちに解決することは

⁷⁹周漢華『中華人民共和国個人情報保護法（專家意見稿）及立法研究報告』、法律出版社、2006年、p.66。

⁸⁰伝統的な法律理論においては、法律は支配者の命令であり、国民はその法律を守るだけでよい。このような法律理論に基づき、構築された立法のメカニズム方式はトップダウン（up - bottom）の方式とみなされており、つまり、国が法律を優先的に規定し、さらに、その法律に従って中央政府を起点として地方政府や民間部門や国民に向けてその法律の施行を進めていくという方式である（これは筆者が周漢華の論文によって理解したことである）。

⁸¹これは筆者が周漢華の発表した激励相容機制に関する論文を読んで纏めた観点である。

⁸²周漢華「探索激励相容的個人数据治理之道——中国個人情報保護法的立法方向」、『社会科学文献』(4)、2018年、p.64。

できない。その限りで、周漢華は伝統的な立法のメカニズムは整備が必要であると指摘した。

伝統的な立法のメカニズム方式とは逆に、現在、ますます重視される内在的誘因メカニズム方式はボトムアップ（bottom - up）という方式である。すなわち、国が個人や民間部門や地方政府からの管理経験を吸い上げて全体をまとめていく立法化方式であり、この方式は自律を強調する。伝統的な立法のメカニズムと比べ、この方式は法執行のコストを大幅に削減する⁸³。しかし、この方式にはデメリットもある。たとえば、業界指導よりも法律で規定することは遅きに失する。一方で、法律を規定する前の業界指導には法的根拠がない。

したがって、周漢華は伝統的な立法のメカニズム方式と内在的誘因メカニズム方式を有機的に組み合わせ、科学的立法で個人情報を保護すると同時に、情報保有者の情報の安全を保障する能力を強化する制度設計を主張している⁸⁴。これは、誘因両立性メカニズムと呼ばれる。

また、アメリカと欧州連合におけるこの 7、8 年間の個人情報保護の発展からみると、アメリカと欧州連合は個人情報保護に対して異なる方式を設けているにもかかわらず、2つの方式は誘因両立性メカニズムの実現を模索していると周漢華は述べた⁸⁵。

以上のように、周漢華は中国で誘因両立性の学説をふまえた個人情報保護法を構築することを主張している。周漢華は具体的な措置を 2 つに分けており、それらは情報保有者の内部ガバナンスメカニズム⁸⁶の育成と有効な外部的法執行抑制システムである。以下にこの 2 つの措置を詳しく説明する。

まず、情報保有者の内部ガバナンスメカニズムの育成で、これは以下の内容を含んでいる⁸⁷。

- ①情報の安全観念の更新について:情報の安全観念は伝統的実施安全とシステム安全の純粹な技術的経路への傾注からビッグデータ時代の特徴に適合するデータ安全観念に転換す

⁸³前掲注 82。

⁸⁴周漢華「個人情報保護法と誘因両立性メカニズムの構築」、『東アジア行政法学会の第 13 回学術総会論文集』、2018 年に大阪で主催、p.84。

⁸⁵周漢華、「建立激励相容機制保護數拋安全」、『当代貴州』（21）、2018 年、p.74。

⁸⁶内部ガバナンスとは民間部門が規定した内部で適用するルールであり、あるいは業界協会が規定したルールである。

⁸⁷周漢華「個人情報保護法と誘因両立性メカニズムの構築」、『東アジア行政法学会の第 13 回学術総会論文集』、2018 年、pp.84-90。

る。ビッグデータ時代の特徴に適合するデータ安全観念は、情報を核心資産とみなし、事業者が個人情報保護を核心競争力として積極的に個人情報保護の義務を果たすことを求める。

②有効な組織構造の確立について:情報保有者は専門機関を指定あるいは設立しなければならない。その専門機関は相応の資質を有する専門人員(データ保護官)が本社の個人情報保護の日常的業務を担う。その日常的業務は個人情報保護に関するすべての重大な決定、個人情報の影響リスク評価、個人情報保護政策の作成、関連する個人情報保護主管部門あるいは業界の自律組織との連絡、個人情報保護安全研修、情報主体のクレームの受理、本社の個人情報の監督などを含むべきである。そして、データ保護官は独立して職責を履行しなければならない。

③個人情報保護の理念について:個人情報保護の理念を個人情報を取り扱うすべての行為に嵌めこむ。そのため、個人情報保護法は一部の重要な制度を設計する必要があり、これには以下のことを含む。個人情報保有者の記名化を採用し、加暗保護、匿名化などの方式により個人情報を処理し、元から個人情報の漏洩、濫用等のリスクを防ぎ、匿名化処理された情報には個人情報保護法を適用しないことを明確に規定する。情報保有者に対して定期的に手動で情報システム個人情報の安全に対して検索評価を行うように要求し、リスク防止能力と安全事件応急処理能力を高める。個人情報保護、ビッグデータの開発・利用およびその他の社会公共利益とのバランスをとり、統計分析、公文書管理および新聞報道、学術研究、芸術表現、文学創作などの目的のために処理する個人情報の活動を明確にし、具体的状況に基づいて、個人情報保護法の一定の規定から免除あるいは軽減する。

次に、有効な外部的法執行抑制システムの構築には以下のことが必要である⁸⁸。

①第三者への提供:個人情報保護法は、情報保有者が法律により第三者に対して国境を越えて個人情報を送信することを保障している。そして、第三者は個人情報を適法に保有する場合、元保有者と同等の個人情報保護法の義務を履行しなければならない。このような規定を通じ、個人情報全体の流れの安全を確保し、責任原則の全面的実現が保証される。

②透明性の原則:個人情報を取り扱う過程は公開されなければならない。

③情報保有者の行為の最低ラインの明確化:個人情報保護法は情報保有者に個人情報の取り扱いを制限することを通じて、情報保有者の行為の最低ラインを明確にする。その制限は

⁸⁸周漢華「個人情報保護法と誘因両立性メカニズムの構築」、『東アジア行政法学会の第13回学術総会論文集』、2018年、pp.84-90。

情報保有者が公平な数字あるいは統計学方法を採用すべきこと、種族、民族、政治的観点、宗教あるいは信仰、遺伝子あるいは健康状態などでの差別により情報主体を軽視することを禁止すべきこと、遺伝子データ、生物学的データ、健康状況データ、個人信用データ、刑事裁判データといった機微性を持つ個人情報に対する処理などは必ず政府の個人情報保護主管部門の行政許可を受けなければならない。

- ④民事責任の追及：消費者権益保護法の修正経験を参考にして、民事責任追及の程度を大きくし、個人情報が濫用された後の権利救済のコストが高く、収益が低い問題⁸⁹を解決するために、情報主体の法による権利保護を積極性に推し進める。

誘因両立性メカニズム理論は主に非政府機関が個人情報を取り扱う行為を規範化する理論である。2006年の理論と比較し、今回の提案は提案の内容が増えている。まず、2006年の理論は外部（組織以外の組織）が個人情報処理の行為を規範化し、監督することを提唱した。しかし、誘因両立性メカニズム理論は、外部からの監視を提唱するほか、企業内に情報保護官を設置することを提案している。内外双方の監督を通じ、企業の行為は規範化される。

次に、誘因両立性メカニズム理論は自律メカニズムの地位を向上させる。ちなみに2006年の提案で言及された自律メカニズムは、法律の補助手段としてだけであった。具体的には次のとおりである⁹⁰。

まず、業界の自律メカニズムについてである。1、業界の自律メカニズムは個人情報保護制度に欠かせない一環であり、その役割の発揮は多くの外部要件⁹¹の支えを必要とする。2、法律で規定されている内容は詳細であり、実践の中で様々な形式の探索を行うことに有利である。3、この規定は中国の業界協会⁹²の現行管理制度を変えない。協会の設立には依然として相応の法律の手続きを履行する必要がある。政府情報資源主管部門は協会の成立後、その業務の指導と監督を行う。また、業界の自律機関が本格的に機能するためには、政府機関と協会との間で良好な相互作用を形成しなければならない⁹³。4、業界自律組織は個人情報

⁸⁹中国の現行の法律は個人情報を人格権と認定している。人格権を侵害された場合は、賠償を請求できない。言い換えれば、個人情報を侵害された後、個人が裁判所に救済を求める場合、弁護士費用や時間がかかり、賠償も受けられない。

⁹⁰周漢華『中華人民共和國個人信息保護法（專家意見稿）及立法研究報告』、法律出版社、2006年、pp.84。

⁹¹外部要件とは法律や国の政策などを指す。

⁹²ここでの業界協会とは、業界におけるメンバーを構成し、それらのメンバーの日常業務を指導・監督などするコミュニティである。

⁹³良好な相互作用は事業者の側の個人情報保護について政府機関の管理と協会の管理が衝突せず、互いに依存し助け合うことを指す。例えば、政府機関は協会に管理の権限を与えて協会の業務を指導する。

処理の分野で責任を負わなければならない。実際の状況に応じて、業界自律組織が職務を行うことは段階的に拡大する⁹⁴。

しかし、誘因両立性メカニズム理論は、内部ガバナンスメカニズムの育成と有効な外部的法執行抑制システムとを同時に強調している。これから見ると、「自律メカニズム」の占める位置が2006年の周漢華説より相対的に上昇したことが分かる。

次は機微性をもつ情報の処理についてである。2006年の理論の中では、敏感な情報の処理については、明確に規定されていない。今回周漢華がこれについて提案した理由は以下のとおりである⁹⁵。

①外国の法律において機微性を持つ個人情報の概念の範囲は幅広く、政治的権利、宗教的信条、結社の自由、健康、性生活などを含んでいる。中国は、外国とは事情が異なるため、仮にそのような広い概念を採用すれば、個人情報保護法と憲法および基本的な政治体制との間に矛盾が生じる。

②中国では、生活の中で頻りに収集する個人情報や個人の健康、医療情報に直接に関わる情報の保護に対しては、単行立法で完全に解決可能であり、必ずしも個人情報保護法に敏感な個人情報を規定しなくてもよい。近年、感染症予防法、医師法など、類似した規定が多く制定されている。

③域外立法の中で機微性を持つ個人情報の概念を規定しないことはよくある。予見可能な未来、この規定は合理であるため、かなりの数の国あるいは地域に支持される。

しかし、誘因両立性メカニズム理論の中で、周漢華は機微性を持つ個人情報に対する取扱いに言及している。事業者がその情報を取り扱う場合、個人情報保護主管部門の行政許可を得なければならない。

同時に協会は政府機関の政策に基づいて、事業者に適用できる具体的なルールを規定する。つまり、事業者の個人情報の取り扱いについて、政府はマクロで管理し、協会は具体的な事項を管理する。

⁹⁴段階的に拡大する原因は、中国では様々な社会現象の整備は立法に依存するからである。業界自律組織が整備するには経験不足であるため、個人情報保護について周漢華は業界自律組織の管理を追加することを提案するが、依存でない。その適用はとりあえず北京や上海ような大都市で行う。そして、その実際の状況によって、業界自律組織の職務の範囲や適用の地域と、拡大するかどうかを決める。

⁹⁵周漢華『中華人民共和国個人情報保護法（專家意見稿）及立法研究報告』、法律出版社、2006年、pp.79-80。

小括

この章では中国を代表する 4 人の学者の学説、すなわち、王利明説、劉徳良説、張新宝説、周漢華説、を紹介・説明した。各学説の特徴は次のように要約できる。

- ①王利明説：この学説は個人情報的人格権の範疇に入れることを主張する。そして、人格権法が個人情報保護に関する条文の規定を通じて、個人情報を保護することを主張する。
- ②劉徳良説：王利明説と異なり、劉徳良説は個人情報が人格権属性と財産権属性を有することを主張している。そのため、劉徳良説は法律が個人情報の財産権属性をも認定すべきであることを主張する。
- ③張新宝説：張新宝説は情報の分類と管理を重視している。「二方の強化、三方の協調」の理論は個人情報を一般的な個人情報と機微性を持つ個人情報に分類することを主張する。一般的な個人情報より、機微性を持つ個人情報に対する保護は厳しくすべきであるとする。
- ④周漢華説：法体系から見ると、周漢華はオムニバス方式を主張している。周漢華と彼のグループが 2006 年に発表した「個人情報保護大綱」はドイツの連邦データ保護法のように公的部門と民間部門を包括的に規定すると主張する。しかし、立法のメカニズムから見ると、氏はアメリカのように立法と業界自律により個人情報を保護することに傾斜しているようにも見える。

終章

第一章で紹介したように、個人情報に法律上の権利として初めて理論的に提案されたのは1890年にアメリカ人WarrenとLouis D. Brandeisが発表した「The Right to Privacy」である。個人情報体系的制度を初めて確立したのは1970年に旧西ドイツのヘッセン州の「データ保護法」であり、初めて国法のレベルになったのは1973年にスウェーデンの「データ保護法」である。個人情報保護の歴史を遡ると、個人情報保護は新たな課題ではないが、現在、個人情報保護に関する議論はさらに大きくなっている。その原因は情報技術が目覚ましく発展するにつれて、個人情報自体の価値とそれによって創造される新たな付加価値とがますます重視されているからである。

つまり、公的機関にとっては、合理的な政策決定、地域の雇用機会の確保、自然災害への対応を行うために、個人情報を利活用する必要がある。民間事業者にとっては消費者個人を把握し、消費者にマッチした営業戦略の決定や経営判断などのために個人情報を利活用する必要がある。

しかし、個人の立場は公的機関や民間事業者とは異なる。個人は、高度な情報化社会中で、特定の個人が識別されることが容易になっていく点に注目する。そして、個人情報の漏洩や濫用や不正な利用などによって詐欺、誹謗中傷、風説の流布のなどが生活の中で頻繁に起こるため、個人は自己の情報が安全に取り扱われているかどうかを恐れる。しかも、個人情報には商業価値がある。そのため、個人は、自己の利益を保護するため、自分の個人情報をコントロールできようとする。

公的機関と民間事業者は情報の利用を求めるが、個人は情報の保護を求める。これによって、しばしば個人情報において衝突が起こる。

本論文は第一章第二節と第三節で個人情報における個人の尊厳と公共性との関係を詳しく説明した。まず、個人情報と個人の尊厳との関係である。社会的分業が進むにつれて、個人の尊厳の保護内容は細かく具体的になっている。個人の個人情報に対する権利は、個人の尊厳を具体化する権利の1つである。

なぜ個人情報は個人の尊厳の内容を細かく具体化した産物であるかについて、ドイツには有名な判例がある。すなわち、国勢調査判決¹である。裁判の争点は「国勢調査法」に

¹1982年3月、ドイツ連邦議会は「国勢調査法」を採択した。この法律に基づき、1983年4月27日に

基づいて、国民の個人情報を連邦政府が収集する行為が、個人の人権と個人の尊厳を侵害するかどうかであった。ドイツ連邦憲法裁判所は基本法 2 条 1 項の一般的人格権の法条を審査基準としてこの判例を審査した。そして、裁判所は判旨において、一般的人格権、個人の尊厳と個人情報との関係について以下のように述べた²。

2 条 1 項によって保護された一般的人格権の中核となるのは、自由な社会の要としての自由な自己決定において作用する個人の価値と尊厳である。これまでの判決によって具体化されてきた人格権の内容は、完結的ではない。それは、これまでの判決が示しているように、自己決定から引き出される、個人的生活関係をいつ、どこまで公開するかを、基本的に自身で決定するという思想から引き出される個人の権能を含むのである。

個人の自己決定は、現代の情報処理技術の諸条件の下では、個人にこれから行うか中止しようとしている行動について、事実その決定に従って行動する可能性を含めて、決定の自由が与えられていることが前提となる。自己の社会的状況について、一定範囲の自己に関する情報を十分な確実性を持って見通すことができない者、交際の相手方となりうる者の情報量のある程度評価することができない者は、自己決定によって計画し、決定する自由を本質的に制限されている。

この判旨から、次の内容が分かる。人格権に対する保護は実質的に個人の価値と尊厳に対する保護である。個人の価値と尊厳の保護は、自由な社会で個人が自由な自己決定することに現われる。この判決の前、国法レベルの人格権は個人が自己情報を決定する内容を規定しなかった。しかし、それは個人が自己情報を決定するのが人格権に属さないという意味ではない。なぜなら、その時期までの判決では人格権の内容は完結していないからである。そして、それらの判決は、自己決定から引き出される、基本的に自身で決定するという思想から引き出される個人の権能を含むのが人格権であることを示した。しかも、個人が自己の情報をいつ、どこまで、誰に公開するかは自己決定の自由である。したがって、これが人格権に属する。当該国勢訴訟判決の判旨によって、個人の尊厳と個人情報との関係が明らかになった。さらに、この判決で世界に重要な影響を与えることになる自己

ドイツ連邦政府は国民に対して氏名、職業、住宅、勤務先、教育経歴などの個人情報を収集する計画を立てた。個人情報が収集される国民は、この法律が基本法 1 条 1 項に關係づけられた 2 条 1 項（人格の自由な発展の権利）、4 条 1 項（宗教及び良心の自由）、5 条 1 項 1 文（表現の自由）、13 条 1 項（住居の不可侵）及び 19 条 4 項（裁判を受ける権利）の各基本的人権と個人の尊厳を侵害されたと感じた。そのため、1983 年、1310 名の国民はドイツ連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てると同時に、判決が下りるまで 1983 年の国勢調査法の執行を停止する仮命令を発することを求めた。

²ドイツ憲法判例研究会『ドイツの憲法判例』、信山社、1996 年、p.43（平松毅解説）を参照。

情報決定権が誕生した。

また、個人情報と公共性との関係である。公共性は私的属性が対立するパターンにある社会基盤の上で誕生した³。個人情報における公共性は情報の流通を示す。すなわち、公的機関が公衆の普遍的利益に関連する公共的事業を行うために、国民の個人情報の収集・利用・管理・削除などを行うことである。

以上の分析のように、個人情報における個人の尊厳に対する保護は自己情報決定権にたいする保護である。公共性の保護は公的機関や民間事業者が個人情報を取り扱う行為に対する保護である。ここから個人情報における公的機関と民間事業者と個人との要求の衝突は、実際には公共性と個人の尊厳との衝突であると言える。

個人情報の発展の経緯から見ると、個人情報保護法は個人の尊厳と公共性との衝突を協調させるツールになっている。理由は以下の3つである（第一章第四節を参照）。

- ①各国が最初に個人情報保護法を制定したのは、個人の尊厳と公共性との衝突の激化を背景としてである。例えば、1973年、スウェーデンが「個人データ法」を制定した契機は、国民の個人番号計画によって国民から個人情報を収集・保存しようとした政府の行為が、国民の反対に遭ったことである。
- ②諸外国の現行法は個人の尊厳と公共性との協調を目的として規定している。例えば、日本の個人情報保護法は明文で「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的とし、規定している（日本個人情報保護法2条）。
- ③国際組織のガイドラインは構成国が個人の尊厳と公共性を協調させることを要求している。例えば、EU指令は各構成国に個人情報を保護すると同時に、情報の流通をも保護することを求めている（指令1条と4条1項）。

個人情報保護法を制定する国はさらに増えつつある。2017年までに個人情報保護法を制定した国は90カ国に達している⁴。中国も個人の尊厳と公共性との衝突を協調するため、個人情報保護の制度を積極的に構築しつつある。

³（ドイツ）ユルゲン・ハーバーマス（著）、曹衛東ほか（訳）『公共性的構造転換』、学林出版会、1999年、p.2。

⁴「全球90個国家和地区制定個人情報保護法律」、souhu新聞、https://www.sohu.com/a/163633504_1-57267、取得年月日2018年12月11日。

第二章では、中国における個人情報に関する立法と行政法規との整理を通して、現在の中国には一貫した個人情報保護法がなく、関連する規定は他の法律と行政法規の中に散在していることを明らかにした。規定された内容から見ると、それらは個人情報の取り扱いの全過程を規定せず、その一部だけである（本論部第二章を参照）。こうした規定は個人情報の利用が拡大されるビッグデータ時代に著しい不備を現わす。2019年に起こった「徐玉玉案」と「滴滴出行案」（詳細は、第二章第二節参照）が1つの契機となって、一貫した個人情報保護法を構築する必要があると指摘されるようになった。

中国ができる限り早く個人情報保護法を制定するため、中国の学者らは種々の提案を提出している。そのうちの一部の学者は自分自身の学説を構築し、別の一部の学者は外国の理論に基づいて、中国の現状を踏まえて、自分の考えを提出した。また、別の学者は中央政府に依頼されて、個人情報保護法の専門家意見稿を作った。本論文ではそのうちの代表的な4人の学説、すなわち、王利明説、劉徳良説、張新宝説、周漢華説を詳しく説明し、分析した（詳細は第三章参照）。これら学説の整理と分析を通して、中国人学者たちの個人情報保護法に対する意図が分かった。

しかし、中国での個人情報保護法制の発展はアメリカや欧州や日本などの外国よりも遅い。現在、中国はまだ個人情報保護法の提案の段階であるが、諸外国は一貫した個人情報保護法をすでに制定し、その実施によって経験を積み上げつつある。

したがって、以下は中国人学者たちの提案を踏まえ、外国の立法経験研究成果を参考としつつ、中国の個人情報保護法の制定に向けて得られるべき示唆を探究してみたい。

1 個人情報保護法制の体系の選択

現在、諸外国の個人情報保護法体系は大別して3つの種類に分けられる。まず、1つの法律が公的部門と民間部門の双方を対象とするもので「オムニバス方式」と呼ばれる。次に両者を別々の規範で規律するもので「セグメント方式」、3つ目はこれら2つ方式の折衷方式である⁵。折衷方式は基本法的部分に関してはオムニバス方式、一般法的部分についてはセグメント方式を採用することである⁶。

①オムニバス方式

⁵字賀克也『個人情報保護法の逐条解説（第5版）』、有斐閣、2016年、p.27。

⁶前掲注5、p.64。

これを代表するのはドイツである。ドイツの「連邦データ保護法」は公的部門と民間部門を包括的に規律している。その中の第一章は総則であり、第二章は公的機関の個人情報保護であり、第三章は民間部門の個人情報保護である⁷。

②セグメント方式

アメリカには個人情報保護の法律が多い。例えば、公的部門連邦の保有する個人情報を保護対象として制定したプライバシー法（Privacy Act）、消費者の個人情報を保護対象として制定した連邦取引委員会法（Federal Trade Commission Act）、消費者の信用報告を保護対象として制定した公正信用報告法（Fair Credit Reporting Act）、医療の領域での個人情報を保護対象として制定した医療保険の携行と責任に関する法律（The Health Insurance Portability and Accessibility Act）、子どもの個人情報を保護対象として制定した子供オンライン・プライバシー保護法（The Children's Online Privacy Protection Act ; COPPA）、金融分野での個人情報を保護対象として制定した金融サービス近代化法（Financial Services Modernization Act of 1999、Gramm - Leach Bliley Act）などである⁸。

③折衷方式

日本での個人情報保護に関する法体系は国レベルで個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法で、地方公共団体ごとに制定した条例、各事業分野におけるガイドラインから構成されている。

このうち、個人情報保護法は、基本法にあたる部分（1章～3章）と民間部門の個人情報保護の一般法にあたる部分（4章～7章）の性格を併有しており、基本法と一般法の2層構造の法律である⁹。すなわち、「個人情報保護法」の第1章から第3章までの基本理念や国及び地方公共団体の責務・施策、基本方針の策定などは基本法制として個人情報のすべての領域に適用されているが、第4章以降は主として民間部門の保有する個人情報の領域に適用される。

一方、行政機関個人情報保護法と独立行政法人等個人情報保護法が適用される領域は、主として国の行政機関の保有する個人情報と独立行政法人等の保有する個人情報である。この2つの法律は国が関係する領域を含み、保護のシステムを構築してい

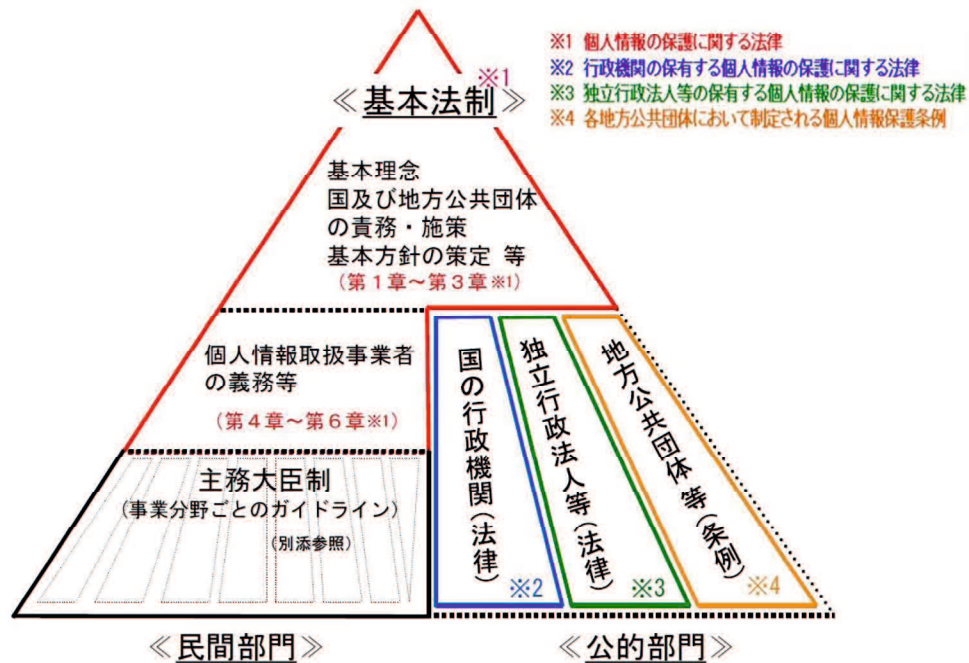
⁷劉金瑞『個人情報と権利配置——個人情報自決権的反思和出路』、法律出版社、2017年、pp.286—342。

⁸Monika Kuschewsky, *Data Protection & Privacy*, Thomson Reuters, 2016, pp.1093-1117

⁹宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説（第5版）』、有斐閣、2016年、p.27。

る。また、個人情報保護条例は地方公共団体が保有する個人情報に適用される（図10を参照のこと）。

図10 個人情報保護に関する法体系イメージ



出典：内閣府「個人情報保護に関する法体系イメージ」（取得年月日：2018年8月15日）。

注：このイメージ図は2015年以前のもので、2015年に改正された。改正個人情報保護法では、主務大臣制は新設の個人情報保護委員会に代わっている。この個人情報保護委員会制度では監督権限が一元化されている。

第三章で紹介した学説からみると、中国の学者たちの中にも個人情報保護法制の体系としてオムニバス方式を選択するよう主張していると思われる者がいる。中国はいかなる分野での個人情報保護法も制定しなかったため、劉徳良はオムニバス方式で統一的な個人情報保護法を制定することを主張する¹⁰。一方、周漢華は自説の中でどちらの法制の体系を選択するかを明らかに書していない。しかし、2006年に発表した「個人情報保護大綱」はドイツの連邦データ保護法のように公的部門と民間部門を包括的に規定することである。これに限り、周漢華もオムニバス方式を主張していることが分かる。

さまざまな法律に個人情報保護条項が散在する中国の立法の現状に鑑みるならば、中国がどのような法制の体系を選択しても、その中における新たな個人情報保護法と現行法が

¹⁰劉徳良「互連網対隱私保護制度的影響与对策」、『中国信息安全』、2011年、p.38。

個人情報保護についての関係を明らかにすべきである。これは、新たな個人情報保護法と現行法との法条競合によって適用の困難を避けるためである。

2 個人情報の範囲の明確化

本論文の第二章の紹介を通じて、「サイバーセキュリティ法」は中国の現行法の中で、唯一個人情報に定義づける法律であることが分かる。この法条文によると、中国は個人情報の定義として識別型を採用している¹¹。中国以外の諸外国の実定法から見ると、個人情報の定義について識別型を採用している国は多い。例えば、日本¹²、スウェーデン¹³、アメリカ¹⁴である。

また、本論文の第三章の紹介を通じて、中国の学者たちは劉徳良や周漢華などのように中国の個人情報保護法では個人情報を識別型と定義づけるよう主張している。

諸外国の実定法の規定と中国の学者たちの提案に基づく、いわゆる識別型の個人情報は特定の個人を識別できる情報であるが、この定義には実際的に2つの問題が現われる。

問題1：個人情報の範囲が広すぎる：

諸外国の実定法と学者たちの提案に基づく、識別型の個人情報は主として2つの類型に分けられる。1つは、単独では特定の個人を識別できる情報である。もう1つには、単独で識別できないが、他の情報と組み合わせて特定の個人を識別できる情報である。

単独で識別できる個人情報は、たとえば、個人番号や身分証番号や遺伝子情報や学生証番号などのような情報で理解しやすい。しかし、他の情報と組み合わせて特定の個人を識別できる情報の範囲は広すぎる。

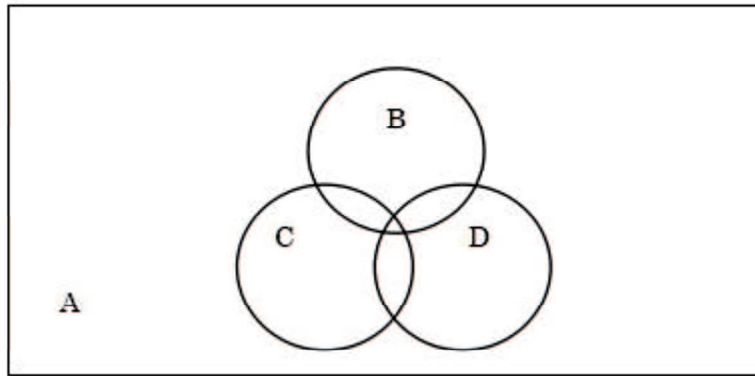
¹¹ 「サイバーセキュリティ法」の附則：個人情報とは、電子データ、その他の方式により記録され、単独又はその他の情報と組み合わせて自然人の個人の身分を識別することができる各種の情報をいう。これには、自然人の氏名、生年月日、身分証番号、個人の生物識別情報、住所、電話番号などを含むが、これらに限らない。

¹² 日本の「個人情報の保護に関する法律」2条、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」2条2項、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」2条2項においては、個人情報保護は生存する「個人に関する情報」であって個人識別性を有するものであると定義している。

¹³ アメリカの「子供オンライン・プライバシー保護法(The Children's Online Privacy Protection Act of 1998, COPPA)」における個人情報とはインターネットから特定の個人を識別できる情報をいう。これには、氏名、住所、オンライン連絡情報、電話または社会保険番号を含むものである(Monika Kuschewsky, Data Protection & Privacy, Thomson Reuters, 2016, p.1095を参照する)。

¹⁴ スウェーデンの「個人データ法(Personal Data Act)」における個人情報とは、単独あるいは他の情報と照合することによって、生存する個人に識別できるいかなる情報というものである(Monika Kuschewsky, Data Protection & Privacy, Thomson Reuters, 2016, p.960を参照する)。

図 11 特定の個人を識別するイメージ



出典：筆者作成

たとえば、上の図に示すように、Aを全体人数、Bを身長、Cを体重、Dを靴のサイズとする。かりに、Aが10人以内のグループならば、BとCの情報を組み合わせると特定の個人が容易に識別される。すなわち、特定の個人にとって、B、Cの情報は個人に関する情報ではあるが、特別意味がある情報でない。しかし、それらは特定の個人を識別できる可能性があるため、識別型の定義に基づく個人情報の範疇に属する。

また、Aが50人以内のグループならば、B、Cだけでは特定の個人を識別できないとしても、Dの情報を追加すれば、特定の個人も容易に識別できる。Aが何人いても、組み合わせる情報が十分あれば、特定の個人を識別することができることになってしまう。この点で、いかなる情報も個人情報になる可能性がある。

問題2：法律は個人情報を明確に定義することが困難：

個人情報の内容は不変ではなく、技術の発展によって変わる。例えば、最初期には迷惑メールや迷惑メッセージや迷惑電話などは個人情報を侵害する行為ではないと認定された。しかし、その後、ドイツの判例は迷惑メッセージが個人情報を侵害する行為であると認定した¹⁵。そして、1991年にアメリカの電話消費者保護法も迷惑メッセージを送る行為が個人情報を侵害する行為であると規定したと劉徳良は指摘した¹⁶。

しかも、現在認定されている個人情報は、個人を識別できる情報だけではない。アメリカの連邦取扱委員会法(Federal Trade Commission Act)は特定のパソコンと装置(device)をリンクできる可能性がある情報も個人情報と認定した¹⁷。

¹⁵王利明「隱私權の新發展」、『人大法律評論』、2009年(01)、pp.18-19。

¹⁶劉徳良「讓網絡信息保護更具可操作性」、『中国紀檢監察報』、2013年1月14日第004版。

¹⁷Monika Kuschewsky, *Data Protection & Privacy*, Thomson Reuters, 2016, p.1094.

これらを考えると、個人情報とは何かとはっきり定義することは困難である。

3 匿名化加工の再識別

個人情報と非個人情報とを変換する手段として、多くの中国の学者は匿名化加工を提案する。第三章で紹介した王利明説、張新宝説、周漢華説もそれに関する提案をしている。いわゆる匿名化加工は個人情報が特定の人を識別できないように加工することであるが、これによって得られる情報は匿名化加工情報と呼ばれている。

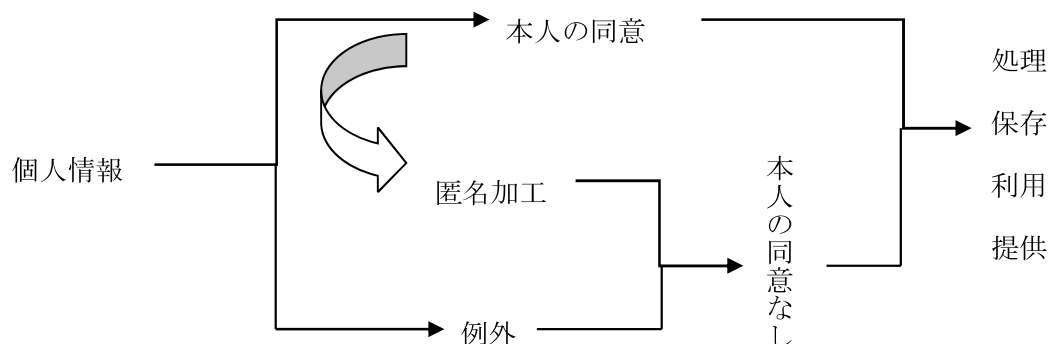
実際、諸外国をみると、匿名化加工はすでに立法化されている。スウェーデンを例とすると、スウェーデンの個人データ法（The Personal Data Act、PDA）は、復元できないように匿名化加工された情報は個人情報ではないと規定している¹⁸。この規定は匿名化加工された情報を個人データ法の適用の範囲の外に置く。簡単に言えば、匿名化加工された情報の取り扱いは個人データ法に従う必要はないのである。

日本にも 2015 年に初めて導入され、同年の日本の個人情報保護法改正の 1 つのハイライトと見なされている匿名化加工の規定がある。その法律において匿名化加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという（2条9項）。

スウェーデンと同様、匿名化加工は個人情報と非個人情報との転換の措置である。それ以外に、日本は匿名加工の導入により「告知と同意」という伝統的な枠に依存することを緩和しようとしている。個人情報保護法に基づいて、例外を除いては、事業者は個人情報の処理・保存・利用・第三者への提供などの取り扱いを行う前に個人情報の本人の同意を得なければならない。しかし、当該個人情報が特定個人を識別できないように匿名加工された場合、事業者は個人情報の本人の同意のあるなしにかかわらず、個人情報を処理・保存・利用・提供することができる。具体的には、図 12 のようになる。

¹⁸前掲注 17、p.959。

図 12 日本における個人情報の利用と流通との転換イメージ



出典：日本の「個人情報保護法」により、筆者作成。

以上のように、中国の学説も諸外国の立法も匿名化加工の導入を通して、個人情報を保護しながら、情報の利用を促進することを望んでいるように見える。しかし、日常生活の中では、匿名化加工の役割は疑わしい。その原因には、特定の人を識別できるかどうかは匿名化加工したかどうかでなく、情報保有者の側が保有する情報の内容次第だからである。

たとえば、1997年、ハーバード大学の政府と技術（government and technology of residence）の専門家 Latanya Sweeney は、アメリカのマサチューセッツ州のケンブリッジで選挙人名簿と 54,805 人を含む人口統計データを対照し、以下の結果を得ている¹⁹。

- ①個人の誕生日（年月日）だけを対照：12%の選挙人を識別
- ②個人の誕生日（年月日）と性別を対照：29%の選挙人を識別
- ③個人の誕生日（年月日）と 5 桁の郵便番号を対照：69%の選挙人を識別
- ④個人の誕生日（年月日）と郵便番号を対照：97%の選挙人を識別

この例によると、匿名化された選挙人名簿でも、他の情報と組み合わせて特定の人を再識別できることが分かる。こうした状況では匿名加工情報の意味はなくなる。

4 個人情報の分類の意味

匿名化加工と同様、個人情報の分類も多くの中国の学者によって提案されている。例えば、王利明説、張新宝説と周漢華説は個人情報が機微性を持つかどうかによって、個人情

¹⁹Latanya Sweeney, Weaving Technology and Policy Together to Maintain Confidentiality, Law, Medicine&Ethics, 1997, p.100.

報を一般的な個人情報と敏感性がある個人情報とに区別することを主張する。たとえば、劉徳良説は個人の尊厳と直接関係があるかどうかによって個人情報を陰私情報と一般的な個人情報とに分類することを主張する。

諸外国の立法を見ると、個人情報の分類を個人の尊厳と公共性との協調のを 1 つの主たる措置とし立法化している国も現われている。

たとえば、スウェーデンのデータ法においては、犯罪に関する事実、刑罰、強制処分、病気、健康状態、社会扶助の受給、個人の政治的または宗教的見解に関する情報を特別情報として蓄積することやファイルの設置が厳密に規定された。これらの情報を内容とする個人ファイルの設置及び保有に関しては、法令により権限が与えられている官庁以外の者に対しては、これを取り扱ってはならないとした（データ法 4 条）。

日本では、機微性を持つ個人情報は要配慮個人情報と呼ばれる。個人情報保護法の 2 条 3 項に基づき、要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう（2 条 3 項）。それ以外の特定の個人を識別できる情報が一般の個人情報である。一般の個人情報よりも、個人情報保護法は要配慮個人情報をさらに慎重に取り扱うべきであると規定している。そのため、要配慮個人情報を取得することは原則として禁止される（2 条 2 項 3 号）。

アメリカは機微性を持つ個人情報を明文で規定していないが、医療分野、金融分野、教育分野における個人に関する情報と未成年者の個人情報は機微性を持つものとしている²⁰。そこで、これらの情報に対しての規定はいつそう厳格である。一般的に、事業者は個人から個人情報を収集する時に、収集の目的を個人に通知し、個人の同意を得れば、収集することができる。情報を収集した後、事業者は個人に自己情報へのアクセスや訂正や削除の権利を与えなければならない。しかし、子供オンライン・プライバシー保護法（The Children's Online Privacy Protection Act of 1998、COPPA）では、商業目的のウェブサイトやオンライン・サービスの管理者は 13 歳未満の子供からインターネットを通じて個人情報を収集する場合、一段と厳しい規定を設けている。具体的には、以下の通りであ

²⁰Monika Kuschewsky, Data Protection & Privacy, Thomson Reuters, 2016, p.1106.

る²¹。

- ①オンラインプライバシーの告知は本人が容易に知り得る状態で行われなければならない
- ②個人情報を収集・使用・公開する前に、親に直接通知しなければならない
- ③個人情報を収集・使用・公開する前に、親の同意を得なければならない
- ④親に児童の個人情報へのアクセスや訂正や削除の方法を提供しなければならない
- ⑤子供がオンライン活動に参加するための条件として必要以外の個人情報の提供を求めてはならない
- ⑥児童の個人情報の機密性、安全性を完全に保護するため、必要な手段を講じなければならない

以上のように、諸外国では個人情報を一般的な個人情報と機微性を持つ個人情報に区別することが多い。そして、一般的な個人情報か機微性を持つ個人情報かによって、異なる取扱いの基準を適用し、子どもの個人情報がよく機微性を持つ情報と見なされる。一般の個人情報よりも機微性を持つ個人情報に適用する基準は一段と厳しい。このような措置は個人情報に対して絶対的に保護するか利用するか画一的に対処することを避けているのである。

しかし、匿名化加工と同様、ビッグデータ時代に、この措置が機能を果たすかどうかは疑わしい。それは、ICTの急速な進展につれて一般的な個人情報から機微性を持つ個人情報を容易に推測することができる可能性があるからである。

たとえば、電子商取引の運営者は消費者の購入履歴を分析することを通し、消費者の思想や興味といった人間の内面を知ることができる²²。そして、その消費者がよく宗教に関するものを買うとすると、どんな宗教を信仰しているかが分かる。

また、一般的な個人情報と匿名化された機微性を持つ情報を照合すれば、その機微性を持つ個人情報から特定の個人が識別される可能性がある。たとえば、Latanya Sweeney ほかは「Identifying Participants in the Personal Genome Project by Name」について、次のような実験をしたことを2013年に発表した²³。

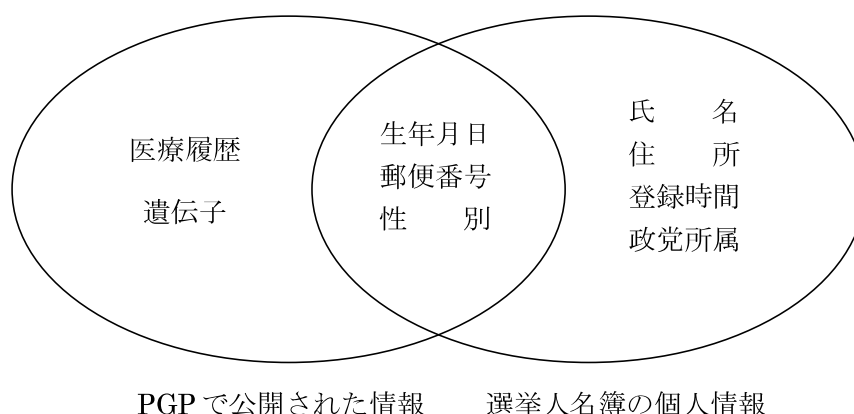
²¹Monika Kuschewsky, *Data Protection & Privacy*, Thomson Reuters, 2016, p.1102.

²²立山紘毅「個人情報保護法とネットワーク・学術研究：利用と保護のはざまで」、『個人情報保護法と人権：プライバシーと表現の自由をどう守るか』（明石書店、2002年）p.39。

²³Latanya Sweeney, Akua Abu, Julia Winn, *Identifying Participants in the Personal Genome Project by Name*. <https://privacytools.seas.harvard.edu/files/privacytools/files/10211.pdf> 取得年月日 2019

Sweeney らは the Personal Genome Project が公開した個人情報と選挙人名簿の中の個人情報を組み合わせた。The Personal Genome Project (PGP) が公開した個人情報は 100,000 人のボランティアの匿名化された生年月日、性別、郵便番号、医療履歴、遺伝子などを含む。選挙人名簿の個人情報は選挙人の基本的な情報を含む。結果は 84%~87% の高い確率で個人を特定することができた (図 13 を参照のこと)。

図 13 The Personal Genome Project が公開した個人情報と選挙人名簿の中の個人情報との対照表



出典：「Identifying Participants in the Personal Genome Project by Name」により、筆者作成。

以上のように、一般の個人情報から、機微性を持つ個人を容易に推測できる可能性は想像以上に大きいので、どのようにして保護するかは恐るべき難題である。

5 国の立法と業界の自主規制との相互依存

第三章で紹介した学説の中で、張新宝は「二方の強化、三方の協調」の理論で国家主導、業界の自主規制と国民参与というメカニズムを構築することを強調した。張新宝説は国の立法も業界の自主規制も国民参与も個人情報保護に対して同様に重要であると主張していることが分かる。

周漢華は「誘因両立性メカニズム」の理論で、情報保有者の内部ガバナンスメカニズムの育成と有効な外部的法執行抑制システムを同時に構築する提案をし、個人情報保護にお

いて国の立法と業界の自主規制とのうちどちらかが欠けてもだめだと主張する。

しかし、張新宝と周漢華との主張と違い、劉徳良は中国における業界協会の業界行為規制の地位と役割は比較的限られているため、法律規制を主とし、業界の自主規制と政策を補助とするネットワークプライバシー保護制度の確立を提唱する。

中国では立法に頼るか業界自治に頼るかを議論する時、外国におけるその実践を通して、発展を整理して、先進的経験を導き出しているように思われる。欧州の個人情報保護に関する法律とアメリカの業界の自主規制を代表として、個人情報保護の実践を詳しく分析する。

①欧州での立法の効果

欧州連合が制定した EU データ保護指令（1995 年）も一般データ保護規則（2016 年）も全面的な個人情報保護基準を確立するものとして、世界中が注目を集めている。

EU データ保護指令を基にしたものは、欧州連合が 1995 年に決定した「EU データ保護指令」で、管理者（公的機関や民間部門を含む）と、情報主体の個人情報に関する権力あるいは権利について詳しく規定した。たとえば、この指令は管理者の側に対して個人情報を取り扱う時に遵守すべき原則（6 条）、個人情報へのアクセス権（12 条）、取り扱いの機密性と安全性の保障（16 条、17 条）、国民あるいは監督機関への通知の義務（10 条、11 条、18 条、19 条）、事前の調査の義務（20 条）、作業の公開の義務（21 条）、第三国への情報の移転の原則（25 条）など権利（権力）と義務を規定している。同時に、情報主体に対する情報の取り扱いの同意（8 条）、自己情報へのアクセス権（10 条）、誤った情報の修正権（10 条）、知る権利（10 条）、異議申立て権（14 条）なども規定している。そして、EU の構成国は、この指令に従って採択した国内法を制定しなければならないとなっている（4 条）。

これは各構成国が全面的で一貫した個人情報保護法を制定することに役立つ。しかし、各構成国がこれを立法化するには時間を要する。その上、各構成国は文化や国情が異なるため、制定された各構成国の国内法が統一されるわけではない。

また、欧州連合は公的機関に監督を依頼しすぎている。「EU データ保護指令」によれば、監督機関は 1 つまたはそれ以上の公的機関で構成され（28 条 1 項）、管理者²⁴の名簿や取扱作業の記録を保管しなければならない（21 条 2 項）。同時に指令

²⁴管理者とは、単独で又は他と共同して、個人情報の取り扱いの目的及び手段を決定する自然人、法人、

はすべての構成国で管理者が個人情報の取り扱いを監督機関に通知しなければならないと定めている（18条）。この規定は、管理者の取り扱いの透明性には益するが、一方で、このように全部または一部の個人情報を取り扱う作業を政府機関に通知することは、時として政府を煩わす行為と思われる²⁵。

また、業界による自主規制がない場合、法律や政府の指導は効果的に進まない。欧州連合の各構成国内の措置の統一的な適用に資するため、個人情報の取り扱いに係る個人の保護に関する作業部会（以下作業部会）が設置される（30条）。この作業部会は各構成国が指名した代表者で構成され（29条）、職務は主として共同体域内及び第三国における保護のレベルに関する意見や共同体レベルで策定された行動規準に関して意見を提出することである。しかし、実践してみると、法律や政策の指導だけでは個人情報の安全を確保するのに不十分であることが証明された。そのため、作業部会は業界ルールを作ることを提案した。

②アメリカにおける業界の自主規制の効果

アメリカでは、個人の尊厳と公共性との協調は公的部門と民間部門の2つの領域に分けて実施されている。公的部門の領域における個人の尊厳と公共性との協調は、個人情報保護に関する法律（プライバシー法）で行う。一方、民間部門における協調は主として自主規制に頼っている。

民間部門の自主規制はアメリカでは「業界の自主規制」と呼ばれ、すでにアメリカの個人情報保護法制の重要な特徴になっている。いわゆる業界の自主規制は各部門が特定の産業や事案に応じて自主的に当該部門内に適用する規則を設け、事業者に行為規範を提供している。これは主に業界指導（*suggestive industry guidelines*）とオンラインプライバシープログラム（*online privacy program*）で行う。具体的には、以下のようなものである。

ア 業界指導：この指導は自主規制の組織内で制定され、組織のメンバーが遵守しなければならないもので、業界内に課す行為原則であり、アドバイスと同じものである²⁶。アメリカにおける業界指導の組織は、古いものでは、1947年に

公的機関、機関又はその他の団体をいう（2条、堀部政男研究室訳文を参照）。

²⁵Joel R. Reidenberg, *Restoring Americans' Privacy in Electronic Commerce*, *Berkeley Technology Law Journal*, 1999, p.784.

²⁶齊愛民『拯救信息社会中的人格』、中国・北京大学出版会、2009年、p.188。

設立されたアメリカ計算機学会 (Association for Computing Machinery, ACM)²⁷、1951 年に設立されたデータ処理管理学会 (The Data Processing Management Association, DPMA)²⁸があり、新しいものでは 1998 年に設定されたオンラインプライバシーアライアンス (The Online Privacy Alliances, OPA)²⁹などがある。

イ オンラインプライバシープログラム：オンラインプライバシープログラムはプライバシー認証付与機関が個人情報保護の基準を満たす個人情報の利用者や事業者にプライバシーマークを付与することである³⁰。例えば、TRUSTe というプライバシー認証付与機関である。この組織には認証プログラムが 2 種類ある。すなわち、一般的なオンラインプライバシープログラム (General Web Privacy Program Requirements) と特別な認証プログラム (Specific Seal Program Requirements) である。

一般的なオンラインプライバシープログラムの認証の内容はメンバーの個人情報の声明があるかどうか、消費者の情報のコントロールを保證できるかどうか、情報安全のための措置があるかどうか、紛争解決の措置があるかどうかなどを含む³¹。特別な認証プログラムは主に児童のプライバシー認証プログラムとセーフ・ハーバー (Safe Harbor) 認証プログラムとメール認証プログラムである³²。

理論的には、この自主規制の方式は市場の自動調整作用や私的自治や自助により、問題をタイミングよく解決できる。しかしながら、アメリカの実践からみると、自主規制は業界指導でもオンラインプライバシープログラムでも、個人の尊厳と公共性との協調において有効には作用していない。その理由を探ってみよう。

まず、業界指導組織についてである。業界指導は強制的でない。たとえば、1998 年に設定されたオンラインプライバシーアライアンス (online privacy alliances) という業界指導組織がある。この組織は詳細なオンラインプライバシーガイドラインと子供のプライバシーの保護の原則を規定した³³。このガイドラインと原則に対して、

²⁷<https://www.acm.org/about-acm> 取得年月日 2019 年 5 月 30 日。

²⁸<https://dpmacp.com/about-us/>取得年月日 2019 年 5 月 30 日。

²⁹<https://www.revolvy.com/page/Online-Privacy-Alliance> 取得年月日 2019 年 5 月 30 日。

³⁰蔣坡『国際情報政策法律比較』、法律出版社、2001 年、pp.449-450。

³¹李媛『大数時代個人情報保護研究』、華中科技大学出版社、2019 年、p.50。

³²前掲注 31。

³³ Online Privacy Alliance Will Serve As Vanguard Of Industry Efforts To Protect Privacy In

オンラインプライバシーアライアンスはメンバーに個人情報を取り扱う時に遵守しなければならないことを要求する。しかし、この組織はガイドラインと原則の遂行状況を監督せず、その指導に違反した行為に対しても制裁を加えない。また、メンバー数に変動がある。オンラインプライバシーアライアンスのメンバーは最大で 80 以上に達したが、2015 年には 30 くらいまでに減少し³⁴、2019 年には 24 になっている³⁵。

次に、オンラインプライバシープログラムにも欠陥がある。TRUSTe を例とすると、アメリカで 450 の会社はそのプライバシー認証マークを取得した。しかし、アメリカのウェブサイト運営者の数に比べて少ない³⁶。また、プライバシー認証マークを取得したとしても、それが会社の情報の取り扱いが合法であることを示すわけではない。例えば、GeoGties という会社は TRUSTe のプライバシー認証マークを取得したが、情報販売で連邦取引委員会に起訴されたことがある³⁷。そして、TRUSTe のスポンサーの 50%は、オンラインプライバシープログラムやプライバシー認証マークの取得を望んでいないということである³⁸。

このような結果に直面して、アメリカのフォーダム大学ロースクール教授の Joel R. Reidenberg は、アメリカでは自主規制の発展自体が自助調整の構造的欠陥を証明しており³⁹、そのため、政府による規制が行われる必要があると述べた⁴⁰。

欧州とアメリカにおける個人情報保護法制の経験からみると、現在のビッグデータ時代にその中の学説の 1 つだけに頼るのは好ましい効果に達しにくい。

欧州とアメリカの実践の紹介を通じて言えることは、国の立法だけに頼るのも業界の自主規制のみに頼るも欠陥があるということである。したがって、個人情報を有効的に保護するため、中国は国の立法と業界の自主規制とを同時に構築する必要がある。しかし、国の立法と業界の自主規制が衝突せず、相互に協働することが構築の鍵である。これは、国の立法も業界の自主規制も経験に乏しい中国にとって、大きな挑戦であることは間違いない。

Cyberspace、<http://www.privacyalliance.org/news/06221998/>取得年月日 2019 年 6 月 1 日。

³⁴李媛『大数抛時代個人情報保護研究』、華中科技大学出版社、2019 年、p.50。

³⁵<http://www.privacyalliance.org/members/>取得年月日 2019 年 6 月 1 日。

³⁶Joel R. Reidenberg, Restoring Americans' Privacy in Electronic Commerce, Berkeley Technology Law Journal, 1999, p.777.

³⁷前掲注 36。

³⁸前掲注 36。

³⁹前掲注 36。

⁴⁰前掲注 36、p.781。

以上のように、個人情報における個人の尊厳と公共性とのバランスをとることは容易ではない。外国の発展からみると、個人の尊厳と公共性とのバランスの手段は不変ではなく、情報技術の発展によって変わる。たとえば、情報技術の発展が現在のようになかった時代には、ビッグデータや人工知能がなく、情報が爆発的に増加することはなかった。そこで、その時期には、政府も民間事業者も個人も情報分析力に限界があった。

そのため、政府、民間事業者と個人は情報によって特定の個人を識別することはできず。匿名化した情報の復元も難しかった、ましてやいくつかの一般の個人情報を組み合わせて、機微性を持つ個人情報を識別することができなかった。そのため、諸外国は立法を通じて、まず、特定の個人を識別できるかどうかを基準として個人情報と非個人情報を区別した。また、匿名化加工の規定で個人情報と非個人情報との転換ができた。また、個人情報を一般的な個人情報と機微性を持つ個人情報に分類し、一般的な個人情報より機微性を持つ個人情報の取り扱いを厳密に保護した。情報技術の低い時代、これらの措置は個人の尊厳と公共性とのバランスのため、実行が可能であった。

しかし、情報技術が急速に進展した現在、ビッグデータと人工知能の利用は政府・民間事業者・個人の情報分析力を増大させた。政府・民間事業者・個人はビッグデータと人工知能で情報によって特定の個人を識別できるようになった。そして、匿名情報に対する復元が容易になっている。いくつか一般の情報を組み合わせることを通して、機微性を持つ個人情報が取得できられる。したがって、この前の部分に示したように、①いかなる情報も個人情報になる可能性がある、②匿名化加工した情報も特定の個人を識別できる、③機微性を持つ個人情報が侵害されることが容易になっている。

明らかに、これらの措置は現在、役に立たない。すると、ビッグデータ時代の現在、どちら措置を作って、個人の尊厳と公共性との衝突を有効的に協調させるか頭の痛い問題である。

2019年3月に開催された「中華人民共和国第十三回人民代表大会第二次会議」では、個人情報保護法の制定を2020年の立法企画に入れることを決めた⁴¹。

今後その推移に深く注意を払いたいと思う。

⁴¹<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1642453496709596738&wfr=spider&for=pc>、取得年月日 2020年1月7日。

参考文献

「英語文献」

David H. Flaherty, *Privacy and Government Data Banks: An International Perspective*, London: Mansell, 1979.

Heather Richter Lipford, Gordon Hull, Celine Latulipe, Andrew Besmer, Jason Watson, *Visible Flows: Contextual Integrity and the Design of Privacy Mechanisms on Social Network Sites*, 2009.

Helen Nissenbaum, *A Contextual Approach to Privacy Online*, the American Academy of Arts & Sciences, 2011.

Helen Nissenbaum, *Privacy as Contextual Integrity*, *Washington Law Review*, 2014.

Joel R. Reidenberg, *Restoring Americans' Privacy in Electronic Commerce*, *Berkeley Technology Law Journal*, 1999.

John Morrison, *Context Integrity Measurement Architecture: A Privacy Preserving Strategy for the Era of Ubiquitous Computing*, 2016 IEEE 7th Annual Ubiquitous Computing, Electronics & Mobile Communication Conference (UEMCON), 2016.

Latanya Sweeney, Akua Abu, Julia Winn. *Identifying Participants in the Personal Genome Project by Name*, Harvard University, 2013.

Latanya Sweeney, *Weaving Technology and Policy Together to Maintain Confidentiality*, *Law, Medicine&Ethics*, 1997.

Monika Kuschewsky, *Data Protection& Privacy*, Thomson Reuters, 2016.

「日本語文献」

ドイツ憲法判例研究会『ドイツの憲法判例』、信山社、1996年。

宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説（第5版）』、有斐閣、2016年。

宇賀克也ほか「鼎談」、『行政法研究』、2016年。

塩入みほも「個人情報保護法制の体系と地方公共団体における個人情報保護の現状」、『駒澤大學法學部研究紀要』（76）、2018年。

石井夏生利『個人情報保護法の理念と現代的課題——プライバシー権の歴史と国際的視点』、勁草書房、2008年。

総務庁行政管理局行政情報システム参事官室『逐条解説個人情報保護法』、第一法規、1989年。

長谷部恭男『人権の射程』、法律文化社、2010年。

田島泰彦「個人情報保護法と人権——プライバシーと表現の自由をどう守るか」、明石書店、2002年。

平松毅『個人情報保護——理論と運用』、有信堂、2009年。

木村哲也ほか『狙われる！個人情報・プライバシー——被害救済の法律と実務——』、民事法研究会、2005年。

立山紘毅「個人情報保護法とネットワーク・学術研究：利用と保護のはざままで」、『個人情報保護法と人権：プライバシーと表現の自由をどう守るか』、明石書店、2002年。

「中国語文献」(新聞記事、ニュース、雑誌を含む)

①新聞記事、ニュース

「個人情報保護将出台国標、明確使用後立削除」、『新京報』第A06版、2012年4月5日。

「公民個人情報刑法保護情况的調研報告——上海公交專用道運行現狀調查報告」、『上海法治報』第A07版、2014年1月13日。

「個人情報保護亟需完善立法」、『民主与法制時報』第005版、2016年10月13日。

「讓網絡信息保護更具可操作性」、『中国紀監察報』第004版、2013年1月9日。

「個人情報如何立法保護」、『中国紀監察報』第004版、2012年1月9日。

「給網絡團購套上監管的僵繩」、『中国紀監察報』第004版、2012年3月27日。

「隱私權与個人情報保護」、『法制日報』第011版、2016年5月11日。

「充分發揮網絡行業自治功能」、『中国社会科学報』、2016年12月14日。

②本

(アメリカ人) Jonathan Rosenoer (著)、張阜彤(訳)『網絡法——關於因特網的法律』、中国・中国政法大学出版社、2003年。

(ドイツ) ユルゲン・ハーバーマス(著)、曹衛東ほか(訳)『公共性的構造轉換』、

学林出版会、1999年。

蔣坡『國際信息政策法律比較』、法律出版社、2001年。

李媛『大數據時代個人信息保護研究』、華中科技大學出版社、2019年。

劉金瑞『個人信息与權利配置——個人信息自決權的反思和出路』、法律出版社、2017年。

梅夏英『財產權構架的基本分析』、中國·人民法院出版社、2002年。

馬俊駒『人格和人格權理論講稿』、中國·法律出版社、2009年。

齊愛民『大數據時代個人情報保護國際比較研究』、法律出版會、2015年。

齊愛民『大數據時代個人信息保護國際比較研究』、中國·法律出版社、2015年。

孫平『信息人時代、網絡安全下的個人信息權憲法保護』、北京大學出版社、2018年。

王利明『人格權法（第二版）』、中國·中國人民大學出版社、2016年。

王澤鑒『民法總則（增訂版）』、中國·中國政法大學出版社、2001年。

楊咏婕『個人信息的私法保護研究』、吉林大學博士學位論文、2013年。

周漢華ほか『個人信息保護前沿問題研究』、法律出版社、2006年。

周漢華『中華人民共和國個人信息保護法（專家意見稿）及立法研究報告』、法律出版社、2006年。

中國社會科學院語言研究所詞典編輯室編『現代漢語詞典』、商務印書館、1996年。

③學位論文

顧宇飛『政府信息公開中的個人信息保護研究』、暨南大學碩士學位論文、2011年。

黃鶯『論網絡中個人信息的保護——以情報隱私權為基礎』、華東政法大學碩士學位論文、2003年。

劉洋『我國政府信息公開活動中的個人信息保護研究』、鄭州大學碩士學位論文、2010年。

洪海林『個人情報的民法保護研究』、西南政法大學博士學位論文、2007年。

溫彬彬『政府信息公開中的個人信息保護』、中國政法大學碩士學位論文、2009年。

王嵐『政府信息公開下的個人信息保護』、黑龍江大學碩士學位論文、2011年。

徐超華『公共行政領域的個人信息保護研究』、中國政法大學碩士論文、2006年。

張宣群『論政府信息公開中的個人信息保護』、華東政法大學碩士學位論文、2010年。

④論文

陳嘯平「論公民隱私權的法律保護」、『法學評論』(5)、1985年。

孫鐵成「計算機時代的隱私權」、『法學』(11)、1997年。

曹亦萍「社会信息化与隱私權保護」、《政法論壇：中国政法大学學報》(1)、1998年。

劉大洪「基因技術与隱私權の保護」、《中国法学》(6)、2002年。

周健「加拿大「隱私權法」与個人信息的保護」、《法律文献信息与研究》(1)、2001年。

齊愛民「中華人民共和國個人信息保護法示範法草案學者建議稿」、《河北法学》(6)、2006年。

孟伝香「公民個人信息刑法保護疑難問題研究」、《法制与經濟（中旬刊）》(12)、2009年。

吳俊玲「個人信息安全的思考——解讀中華人民共和國刑法的修正案七」、《湘潮（下半月）》(12)、2010年。

崔文晶「对《刑法修正案七》泄露公民個人信息罪的几点思考」、《山西煤炭管理干部学院學報》(3)、2010年。

慈健「非法提供与獲取公民個人信息行為的刑法規制——刑法修正案（七）第7条之解讀」、《西南科技大学學報：哲学社会科学版》(1)、2010年。

馬瑞麗「論对個人信息的刑法保護之完善——以刑法修正案（七）第七條為分析視角」、《赤峰学院學報：科学教育版》(11)、2011年。

廖宇羿「侵犯公民個人信息犯罪「情節嚴重」認定研究」、《法律適用》(2)、2016年。

昂思夢「論侵犯公民個人信息犯罪的司法適用」、《黑龍江省政法管理干部学院學報》(2)、2016年。

塗俊峰·李磊「侵犯公民個人信息罪情節嚴重的界定」、《人民司法（案例）》(11)、2017年。

喻海松「侵犯公民個人信息罪司法適用探微」、《中国応用法学》(4)、2017年。

胡江「侵犯公民個人信息罪中“違反国家有關規定”的限縮解讀」、《政治与法律》(11)、2017年。

馬勝華·張慧雲·徐冉「侵犯公民個人信息罪的司法認定」、《人民檢察》(14)、2017年。

張勇·江奧立「侵犯公民個人信息罪中的信息数量及認定規則」、《上海政法学院學報》(1)、2018年。

石聚航「侵犯公民個人信息罪“情節嚴重”的法理重述」、《法学研究》(2)、2018年。

陳起行「資訊隱私權法理探討——以美国法為中心」、《国立中正大学法学集刊》(14)、2000年。

梅紹祖「個人信息保護的基礎性問題研究」、《蘇州大学學報》(2)、2005年。

劉靜「個人信息的一般人格性」、《阜陽師範学院學報：社会科学版》(3)、2013年。

楊惟欽「價值維度中的個人信息權属模式考察——以利益属性分析切入」、《法学評論》

(4)、2016年。

高凌晞「「民法總則」語境下我國個人信息權的私權屬性與立法完善」、《天津商業大學學報》(5)、2018年。

杜煥濤「論個人信息的合法收集——「民法總則」第111條的規則展開」、《河北法學》(10)、2018年。

韓梅清「「民法總則」背景下個人信息保護探究」、《法制博覽》(25)、2018年。

楊志俊「論我國的個人信息保護制度——以「民法總則」的頒布為背景」、《安徽電信情報職業技術學院學報》(4)、2018年。

徐超華「政府對公共行政領域個人信息保護分析」、《四川大學學報：哲學社會科學版》(4)、2008年。

馬靜「政府信息公開下的個人信息保護——公安部身份證查詢服務引發的思考」、《保定學院學報》(6)、2009年。

崔冬·胡敏「試論政府信息公開中個人隱私權的保護」、《成都行政學院學報》(2)、2010年。

奚浩鳴「論政府信息公開背景下的個人信息保護」、《湖州師範學院學報》(5)、2013年。

薛添「論政府信息公開中的個人信息保護」、《法制與社會》(4)、2015年。

劉巍「論個人信息的行政法保護」、《行政法學研究》(2)、2007年。

陳曉勤「公共行政領域中的個人信息保護」、《法學雜誌》(10)、2013年。

王秀哲「大數據時代公共安全領域個人信息保護的政府責任」、《理論探討》(4)、2017年。

范姜真薇「政府公開與個人隱私之保護」、《法令月刊》(5)、2001年。

齊愛民「個人信息的法律保護」、《蘇州大學學報》(2)、2005年。

梅紹祖「個人信息保護的基礎性問題研究」、《蘇州大學學報》(2)、2005年。

李杰「既要避免成為「信息孤島」、又要加強個人信息保護」、《保密工作》(11)、2011年。

朱新立·周許陽「大數據個人數據利用與保護的均衡——「資源准入模式」之提出」、《浙江大學學報：人文社會科學版》(1)、2018年。

馮心明「個人信息保護的立法價值衝突及其整合」、《甘肅政法學院學報》(6)、2006年。

李儀「個人信息保護的價值困境與應對——調和人格尊嚴與情報自由衝突為視點以」、《河北法學》(2)、2013年。

盧建平·常秀嬌「我國侵犯公民個人情報犯罪的治理」、《法律適用》(4)、2013年。

劉巍「論個人信息的行政法保護」、《行政法學研究》(2)、2007年。

- 肖登輝「論行政機關個人信息保護的收集與個人信息保護的衝突的協調」、《理論與實踐》2017年。
- 王利明「隱私權內容探索」、《浙江社會科學》(3)、2007年5月。
- 王利明「隱私權的新發展」、《人大法律評論》(1)、2009年。
- 王利明「論個人信息權在人格權法中的地位」、《蘇州大學學報：哲學社會科學版》(6)、2012年。
- 王利明「論個人信息權的法律保護——以個人信息權與隱私權的分界為中心」(35)、《現代法學》、2013年。
- 王利明「個人信息如何保護」、《當代貴州》、2015年。
- 王利明「數據共享與個人信息保護」、《現代法學》(41)、2019年。
- 王利明「人格權法的發展與完善——以人格尊嚴的保護為視角」、《法律科學(西北政法大學學報)》(4)、2012年。
- 王利明「論互聯網立法的重點問題」、《中國檢察官》(255)、2016年。
- 劉德良「互聯網對隱私保護制度的影響與對策」、《中國信息安全》(9)、2011年。
- 劉德良「EU「指令」的缺陷與我國個人信息立法」、《網絡法律評論》(1)、2012年。
- 劉德良「個人信息法律保護的正確觀念和做法」、《中國信息安全》(2)、2013年。
- 劉德良「刑法侵犯個人信息犯罪及其司法解釋的理解與檢討」、《網絡法律評論》(8)、2017年。
- 張新寶「隱私權研究」、《法學研究》(3)、1990年。
- 張新寶「信息技術的發展與隱私權保護」、《法制與社會發展》(5)、1996年。
- 張新寶「從隱私到個人信息：利益再衡量的理論與制度安排」、《中國法學》(3)、2015年。
- 周漢華「探索激勵相容的個人數據治理之道——中國個人信息保護法的立法方向」、《社會科學文獻》(4)、2018年。
- 周漢華「個人信息保護法と誘因兩立性メカニズムの構築」、《東アジア行政法学会の第13回學術總會論文集》、2018年。
- 周漢華「建立激勵相容機制保護數據安全」、《當代貴州》(21)、2018年。

謝辞

この博士論文を作成するにあたり、多くの方々からご支援とご指導を賜りました。この場を借りて御礼申し上げます。

まず、私の入学を引き受けて下さり、留学のチャンスを賜りました指導教員である石龍潭先生に深く感謝しております。初めて石龍潭先生に出会ったのは、私が修士2年生の時でした。その時、石龍潭先生・葛崎偉先生・植村高久先生が中国・貴州大学に来られて、講座を開かれました。その講座を受け後、留学の強い希望が胸に生まれ始めました。今思えば、あの講座は私にとって大きな転機でした。在学中、石龍潭先生は多大な心血を注いでくださり、ご指導と鞭撻をいただきました。博士論文を作成中、何度も挫折しそうになった時に石龍潭先生の応援や励ましによって奮い立つことができました。誠にありがとうございます。

また、学位論文の全過程において、多大な心血をも注いでくださいました、私の副指導教員である立山紘毅先生に心から感謝いたします。先生はご多忙にもかかわらず、いつも貴重な時間を割いて、私の論文を丁寧に指導してくださいました。勉強と研究の方法、論文の構成と細部にわたるご指導を賜りました。そして、本研究の審査過程においてご助言とご修正意見をいただいた渡辺幹雄先生と外部審査委員の先生に心より感謝申し上げます。

地元の大谷泰子さんと知り合いになれたことは、とてもうれしいことでした。大谷泰子さんには本論の日本語チェックをしていただきました。近くのスーパーで論文の受け渡しをしたり、研究室で夜遅くまで付き合ったださったこと、本当にありがとうございます。

最後に、始終温かく見守って支えてくれた両親に、深く感謝を申し上げます。